

[ISSN—0915—115X]

日本大学国際関係学部
生活科学研究所報告

第 37 号

特集 「ジェンダーから考える生活科学」

REPORT
OF
THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

No.37

Special Issue: Gender and Sciences for Living

2014

日本大学国際関係学部生活科学研究所
RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

[ISSN—0915—115X]

日本大学国際関係学部
生活科学研究所報告

第 37 号

特集 「ジェンダーから考える生活科学」

REPORT
OF
THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

No.37

Special Issue: Gender and Sciences for Living

2014

日本大学国際関係学部生活科学研究所
RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY

REPORT OF THE RESEARCH INSTITUTE OF SCIENCES FOR LIVING
COLLEGE OF INTERNATIONAL RELATIONS
NIHON UNIVERSITY No.37 2014

CONTENTS

Kenji MUNAKATA	
Introduction to the Special Issue: Gender and Sciences for Living	1
Chikako AOKI	
Gender Policy on Migrant Domestic Workers	3
Fumitaka NAGATSUKA	
Gender in School Education and Teacher Training Courses in Japan	13
Kenji MUNAKATA	
Femicide and Machismo in Ciudad Juárez	27
Junko UMEMOTO	
Images of Japanese Femininity from Alice M. Bacon's <i>In the Land of the Gods</i>	35
Miho KOMA	
Encouragement to "Women in Physics" in Japan Physical Society	43
Report on Sciences for Living	
Makoto MUROFUSHI, Ayaka SATO and Ayu YAMASHITA	
Comparisons of Four Useful Ingredients in Seven Citrus Fruits from Shizuoka Prefecture ...	49
Shingo HONDO	
The Influence of Objective Performance to Change of Subjective Effort Levels in 300m Run Training from the Viewpoint of Training Theory — Characteristics of College Male Athletes and Female Athletes —	55

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告 第37号

平成27年3月

目 次

『生活科学研究所報告』第37号「特集」について	宗形賢二 1
外国人家事労働者の受け入れに関するジェンダー政策としての課題	青木千賀子 3
学校教育におけるジェンダーと教員養成	永塚史孝 13
ファレスにおける「マチズモ」信仰と「フェミサイド」	宗形賢二 27
アリス・ベーコンの <i>In the Land of the Gods</i> に見る日本女性観	梅本順子 35
日本物理学会における男女共同参画の取り組み	駒 美保 43
生活科学研究所報告	
静岡県産柑橘類7品種の有用4成分比較	室伏 誠・佐藤綾香・山下あゆ 49
ロングスプリントトレーニング(300m走)における主観的努力度の変化が客観的出力に与える 影響に関するトレーニング学的考察 — 男子競技者及び女子競技者の特徴 —	本道慎吾 55

『生活科学研究所報告』第37号「特集」について

『生活科学研究所報告』第37号は、「ジェンダーから考える生活科学」というテーマで特集を組んだ。周知のように生活科学は、以前の家政学から生まれた学問領域であり、基本的には家庭生活の衣食住を基本としたイメージが強いと思われる。しかし、近年の社会構造や生活様式の急激な変化に伴い、国内外でもさまざまなパラダイムシフトが進み、生活科学という領域自体の多様化が見られる。たとえば女性の役割を考えると、すでに国・県・市町村レベルでのさまざまな男女共同参画プログラムは始まっており、人権、社会制度・慣行、政策、家庭生活、国際協調などの分野での見直しとその成果が出始めている。今回の特集では、これまでの生活科学の領域を少し広く解釈し、ジェンダーという視点で「生活における人と環境の相互作用」を見直し、今後の方向性を模索したいと考えた。

本研究所の制度上、原稿募集は新年度の5月連休明けとなった。10月初めの締め切りまで5カ月を切る短い準備期間であったにも関わらず、論文・研究ノート・学会動向と予想以上の投稿があった。青木教授には、外国人家事労働者の受け入れに関する課題を扱った原稿を寄せていただいた。まさに時宜に適した問題提起である。永塚教授は、教育学の立場から、現代の学校教育におけるジェンダー教育と教員養成の重要性を取り上げた論考を投稿していただいた。宗形は、メキシコのファレスというアメリカに隣接する町での連続女性殺人事件と家父長制的マチズモの関係を論じた。梅本教授の論考は、これまで看過されてきた作品を通して、アリス・ベーコンから見る明治期の日本女性観を論じている。駒助教には、日本物理学会における男女共同参画の取り組みについて報告していただいたが、理系の学会における女性研究者の状況がよくわかる興味深い内容であった。

12月に開催された生活科学研究所主催の講演会では、三浦篤東京大学教授により「印象派とジェンダー」というテーマで講演していただき、今年度の研究所の特集へとつなげていただいた。投稿者並びに関係者の皆さまに感謝申し上げたい。

平成27年3月

国際関係学部生活科学研究所長

宗 形 賢 二

特別寄稿

外国人家事労働者の受け入れに関するジェンダー政策としての課題

青木千賀子^{※1}

Gender Policy on Migrant Domestic Workers

Chikako AOKI^{※1}

ABSTRACT

The increasing demand for domestic workers, particularly those needed for childcare and the care of the elderly, has meant a concomitant increase in international migrants coming to Japan. The migration looks set to continue after the June 2014 revision of the previous year's "Japan Revitalization Strategy", when the Japanese government included a measure to bring in more domestic workers in the name of the "Promotion of Women's Participation and Working Style Reform". Most of these new domestic workers are expected to come from South-East Asia, especially the Philippines and Indonesia. My paper discusses whether this measure hinders the equitable participation of Japanese men and women in domestic work. This paper also discusses whether this measure amplifies gender inequity as well as economic disparity.

The study concludes with a demand for the Japanese government to ratify the ILO "Convention concerning decent work for domestic workers" (C189), and for Japanese government, businesses and other organizations to rectify the long working hours of their employees and to establish a parity of treatment for irregular workers. Only then will Japan be on a path for gender equality: men and women sharing equally in paid and unpaid work.

1. はじめに

安倍政権は、女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠との認識に基づき、「女性の活用」、「女性の活躍推進」を成長戦略¹⁾の柱の一つに掲げてきた。その成長戦略スピーチでは、待機児童解消加速化プラン、希望に応じて子育てに専念した後の職場復帰支援、子育て後の再就職・起業支援といった取組を打ち出している。

2014年6月には、政府は、「働く女性を支援するため、外国人労働者を家事労働でも受け入れる。まずは地域をしぼって規制を緩める国家戦略特区で試験的に導入する」と打ち出した。

具体的には、「18歳以上、単身での入国」などの条件で、関西圏（大阪、京都、兵庫の3府県）の特区で2014年秋にも受け入れを始めるということである。

掃除や洗濯など家事の負担を減らして女性の就労を促すため、これまで慎重だった家事分野での受け入れに踏み出すことを明らかにした²⁾。

ここでは、「家事労働」の定義を「一つもしくは複数の世帯において、または世帯のために遂行する業務（料理、洗濯、掃除にとどまらず、育児や介護等のケア労働も含む家庭内での多岐にわたる労働）」とし、雇用関係の枠内で家事労働に従事する者を家事労働者とする^{3),4)}。

アジア諸国においては、市場経済のグローバル化や少子高齢化が進み、人口構成の変化のスピードが著しく、生産労働過程のみならず、再生産労働⁵⁾（労働力を再生産するための労働、家事・育児・介護労働など）過程にも市場経済やサービス事業が拡大しつつある。

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University, Professor

すなわち、女性の家庭外就労の増加に伴い、これまで各家庭内の女性の仕事とされてきた家事・育児・介護労働（無償労働）が社会化し、他者による有償労働化の傾向がみられるようになってきている。そして国によっては、女性を他国から低賃金で雇い入れて、問題を解決する家事労働者の国際移動が、1990年代以降に拡大の様相を呈している（Beneria 2008：1－21、Lutz 2002：89－104、上野加代子 2011：3－6、伊藤・足立：6）。

このように、家族や共同体の中で行われてきた人間の再生産のための労働が、現在有償のフォーマルな労働へと変容しつつある（久場 2007：i）。

日本はこれまで家事労働のうちケア労働分野に関しては、フィリピン（2006年9月）やインドネシア（2007年8月）と経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）⁶⁾に署名し、看護師と介護福祉士候補者の受け入れを2008年からすでに実施している。受け入れの背景には、人口構成の変化にともなう介護・看護労働市場の需給の変化への対応と、日本の今後の経済成長戦略としての経済連携のためという事由がある（安里 2007 a：132－145）。

家事労働の仕事は、米国や旧西側ヨーロッパ諸国などでは、在留資格も住居もない外国人女性が、警察や移民局から隠れることができる仕事とされてきた（Anderson 2000, Romero 1988, 上野加代子 2011：4）。一方、アジアでは、シンガポールをはじめ、香港、台湾、マレーシアでは、海外からの家事労働者受け入れの政策が実施されている（上野加代子 2011：4）。

海外では外国からの家事労働者政策をめぐる、共働き家族の安定化につながるという見方や、送り出し国の余剰労働者の調整と外貨獲得の手段にもなっているとする向きもある（Isaksen, et al. 2008：405－425、上野加代子 2011：4－5）。

その一方で、低賃金・不十分な社会保障の問題、虐待・性的被害や人身売買が国際的問題になっているという報告もある^{7)、8)}。

このように外国人家事労働者の受け入れは、女性の就労支援策の目玉として新しい成長戦略に盛り込むとされているが、はたして、「女性の活躍推進」の一助となるのであろうか。

ジェンダー⁹⁾は、社会システムを構成する男女の不可欠な社会関係をあらわし、「ジェンダー政策」は、労働・雇用、家族・家庭生活、社会・コミュニティーにおいて、男女平等・公平を促進するための支援を

目標としている（青木 2007：95）。

本論では、上記のような外国人家事労働者の受け入れ課題を、ジェンダー政策の観点から捉え直し、外国からの家事労働者の導入が、真の意味での日本の男女共同参画社会の構築に寄与するのか、家事・育児・介護の支援は男女双方の支援となり得るのか、性別役割分業の固定化に繋がるのか否か等について検討を行う。

2. 世界の国別男女格差の現状と家事労働者

世界経済フォーラム（World Economic Forum：以下、WEF）は毎年、「世界男女格差報告（The global Gender Gap Report）」を公表している。それによると、アジア・太平洋地域の男女の経済的格差の縮小は、56%にとどまり、中近東および北アフリカ諸国を除く世界全地域と比較すると遅れが見られる¹⁰⁾と報告している。

（1）世界の国別男女格差の順位

男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：以下、GGI）の順位（2014年）を表1に示す。GGIは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、1が完全平等、0が完全不平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される¹¹⁾。

【経済分野】 労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率

【教育分野】 識字率、初等・中等・高等教育の各在学率

【保健分野】 新生児の男女比率、健康寿命

【政治分野】 国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

表1に示すように、男女格差の小さい国は、142カ国中、第1位がアイスランド、ついでフィンランド、ノルウェー、スウェーデンと北欧諸国が上位を占めている。

（2）日本とフィリピンのGGIとその背景

日本のGGIの順位は、142カ国中104位で前年より1つ順位を上げた結果となった。「健康、保健分野」で37位、「教育分野」が93位、「経済分野」が102位、「政治分野」では129位と極めて順位が低い。日本は「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く、政府の

調査¹²⁾でもその考えに賛成の人の割合（2012年）は、男性55.1%、女性48.4%と高く、女性が仕事を続けるににくい環境が影響したとみられる。

世界経済フォーラムのアソシエート・ディレクター、オリバー・カーン氏¹³⁾は、「日本企業の80%が、育児休暇など仕事と生活とのバランスをとるための方針を導入しているものの、女性の昇進に不可欠な能力開発プログラムを定めているのはわずか20%の企業にすぎない」ことを指摘し、企業体質の改革が男女格差縮小への鍵となることを示唆している。

一方、フィリピンは、アジア・太平洋地域で最も男女格差が小さく、GGIの順位は世界で第9位である。確かに「政治分野」で17位、「経済分野」24位と

表1 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）の順位

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.859
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.837
4	スウェーデン	0.817
5	デンマーク	0.803
6	ニカラグア	0.789
7	ルワンダ	0.785
8	アイルランド	0.785
9	フィリピン	0.781
10	ベルギー	0.781
11	スイス	0.780
12	ドイツ	0.778
13	ニュージーランド	0.777
14	オランダ	0.773
16	フランス	0.759
20	米国	0.746
26	英国	0.738
59	シンガポール	0.705
61	タイ	0.703
75	ロシア	0.693
76	ベトナム	0.692
79	スリランカ	0.690
87	中国	0.683
97	インドネシア	0.673
104	日本	0.658
107	マレーシア	0.652
114	インド	0.646
117	韓国	0.640

- 出所：1. 世界経済フォーラム“The Global Gender Gap Report 2014”より筆者作成。
2. 測定可能な国数は、142カ国。そのうち、上位10カ国及びOECD加盟国、アジア諸国等抽出。

政治、経済界での女性の活躍が顕著であり、男女平等社会に向けて躍進している（「健康、保健分野」と「教育分野」ではともに1位）。その背景には、女性議員や管理職女性等の「女性の活躍推進」を支えている“支え手”が存在することが挙げられる。

言い換えれば、低賃金で働く女性家事労働者が、社会で活躍する女性労働者とその家庭を支えているということである。都市部の富裕層、中流層は、掃除、洗濯、食事の支度、育児、介護などを担当する住み込みの家事労働者を複数抱えている。その一方で、フィリピンは、年間6万人の家事労働者を海外に送り出す移住労働者の送出国でもある（松岡 2007：2）。

この事実は、管理的・専門的・技術的職業に従事する女性労働者と、未熟練女性労働者（家事労働者を含む）の二極化¹⁴⁾を生み出し、女-女格差を大きくしていることを意味する。男女間格差の縮小の影に、女性間格差が増大していることが明らかである。

安倍総理は、2014年1月の世界経済フォーラム年次会議の冒頭演説の中で、「… いまだに活用されていない資源の最たるもの。それが女性の力ですから、日本は女性に、輝く機会を与える場でなくてはなりません。2020年までに、指導的地位にいる人の3割を、女性にします。多くの女性が市場の主人公となるためには、多様な労働環境と、家事の補助、あるいはお年寄りの介護などの分野に外国人のサポートが必要です。女性の労働参加率が、男性並みになったら、日本のGDPは16%伸びるという話です。ヒラリー・クリントンさんのお話です。…」¹⁵⁾と述べた。

これを実践する形で、冒頭に述べた2014年秋からの外国人家事労働者の受け入れが打ち出されたが、果たして、外国人家事労働者のサポートが女性の労働力率向上や管理職従事者の増加に貢献し得るのか、ジェンダー政策となり得るのか、検証が必要である。

3. 家事労働者の国際移動と家事労働者条約

ILOは、2010年末現在、家事労働者として世界全体で少なくとも5,260万人が就業しており、この大半を女性が占め（83%）、多くが国外から働きに来ていると報告している。中でも、アジア太平洋地域が最も多く（2,140万人）、中南米・カリブ（1,960万人）、アフリカ（520万人）、先進国（360万人）、そして中東（210万人）となっている。日本の家事労働者数は、2万7,300人（2005年国勢調査）となっている¹⁶⁾。

ここでは、家事労働者の国際移動の経緯と現状、ならびにそれに関連する条約について詳述する。

(1) 家事労働者の国際移動の経緯と現状

外国人家事労働者の受け入れに関しては、シンガポールや香港、台湾などのアジア諸国や欧州では、すでに一般家庭で外国人家事労働者を雇用し、住み込みまたは、フルタイムの就労形態で、高齢者介護や育児を含む多様な家事労働を任せるケースが少なくない¹⁷⁾。

1970～1980年代において、家事労働者の移動は、アジアの開発政策と結びついた専門職に従事する女性の就労と育児の両立が主な目的であった。

家事労働市場は、1990年代までフィリピン人が多数を占めてきたが、その後、インドネシア、ベトナム、スリランカ、ミャンマーさらには、南アジアのイスラム諸国も送出国を設け、力を入れるようになった（安里 2014：626、636）。

こうして再生産労働分野における国際労働力移動が徐々に拡大し、女性の「移住労働力化」が進行している状況にある（伊藤・足立：7）。

外国人家事労働者は、このように女性の労働力化を支えるため導入され、主に専門職女性の世帯に接合された。すなわち、家事労働市場の拡大には、経済成長、女性の高学歴化、労働市場におけるジェンダー構成の変化、ワーク・ライフ・バランスの問題といった事情、背景もあり、親密な領域で家事を担う他者が接合される必要があったのである（安里 2014：626）。

(2) 家事労働者条約（家事労働者保護法案）

「家事労働者のディーセント・ワーク¹⁸⁾に関する条約（189条）¹⁹⁾」は、国際労働機関（ILO）の第100回総会で2011年6月16日に採択され、2013年9月5日に発効された最新の条約である。

ディーセント・ワークとは、働きがいのある人間らしい仕事という意味で使用されており、この概念は、1999年の第87回ILO総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、ILOの活動の主目標と位置付けられた。男女平等及び非差別は、ディーセント・ワークの掲げる目標において横断的な課題とされている（2008年6月第97回ILO総会）。

ここで注目されるのは、この189条は、労働・社会保障法の適用対象外²⁰⁾になることが多い家事労働者を労働者と認定し、その労働条件改善を目指して初めて採択された歴史的な国際基準条約であるという

ことである。

この法案の条約可決総会に出席した木村愛子は、以下のように報告²¹⁾している。「家事労働は伝統的に“女性の仕事”とされてきた家事・育児・介護などが中心で、外からは見えにくい長時間労働・低賃金・虐待・セクシュアルハラスメント・プライバシーの欠如などが一般的に見られる過酷な労働であった。このような人権無視の家事労働に従事してきたのは、労働組合などに組織化されず社会的に孤立した貧しい女性・女兒・移民労働者など、声を上げる術もない弱い立場にある人々が多数を占めていた。」

こうした労働状況を改善するために、189条は、家事労働者が他の労働者と同じ基本的な労働者の権利を有するべきとして、安全で健康的な作業環境の権利、一般の労働者と等しい労働時間、最低でも連続24時間の週休、現物払いの制限、雇用条件に関する情報の明示、結社の自由や団体交渉権といった就労に係わる基本的な権利及び原則の尊重・促進・実現などを規定している。

ILOが、ジェンダー平等の原則に立って、「すべての人々にディーセント・ワーク（Decent Work for All）を」という政策課題を提言した背景には、従来、雇用労働者として無視されがちであったインフォーマル労働者である家事労働者のために国際労働基準を確立し、法的・経済的・社会的に保護を拡充し、人権を保障することが緊急課題であると認識していたためである。

日本はこの189条を現在も批准しておらず、人種差別撤廃委員会から批准を検討するよう勧告を受けたところである（2014年8月29日）。

外国人家事労働者を受け入れるには、189条の批准が先決である。

4. ジェンダー政策と性別役割分業としての家事労働の課題

以下に、フェミニズム²²⁾／ジェンダーの理論・概念の発展、それらを基盤にしたジェンダー政策の視点からの性別役割分業としての家事労働について論ずる。

(1) フェミニズム／ジェンダーの理論・概念の発展：公私分離のイデオロギーの問題

19世紀末から20世紀初めにかけての女性解放の運動は、女性の参政権を獲得（法律上の平等）することを目標として展開し、第一波フェミニズム運動といわれている。第二次世界大戦後、1960年代の中頃

から第二波フェミニズム運動が高まりをみせ、女性に対する抑圧が、家庭・家族をはじめ、職場、地域、学校からマスメディアにいたる日常生活のあらゆる領域において存在しており、「家父長制（男性優位主義の価値規範）」を変革することなしに男女平等社会はありえないと主張することになった。

この運動の中で、資本主義生産の拡大と自由主義的国家観が相まって生み出した「公私分離イデオロギーの形成」が問題視されるようになった。家庭はかつて、生産と消費の両活動が行われた経済単位であったが、資本制の発展は生産活動を家庭の外に移動させ、やがて中産階級にとって、次第に家庭は、外での労働から隔離された憩いの場、私的な空間となっていく。

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業が明確化していき、それが「男女の生物学的性差に基づく自然の分業」として根づいていった。すなわち、公＝男、私＝女という役割が、女性を従属的地位に置いたとして、その解体を求め、女性の公領域への進出、特に経済力を獲得するための労働参加に重点を置いたのが、第二波フェミニズム運動の中の一つの理論の流れ（リベラルフェミニズム²³⁾）であった（ホーン 2000：47-50）。

ここでの論点は、女性は家事労働を通して生命の再生産という社会的役割を果たしているのに、なぜその再生産労働²⁴⁾が無償労働（アンペイドワーク、unpaid work）なのか、なぜ女性が担い手となったのか、ということであった（竹中 2011：55）。

ジェンダーという視角は、このようなフェミニズム運動の中から、1970年前後に発見された。ジェンダー概念は、性差に関する研究の蓄積（女性学や男性学等）と現代フェミニズム運動とが出会った地点で展開された。

ここでの問題意識は、女性と男性双方の関係性を公正に問おうとする基本的な姿勢である。そして、性差、性別の社会規範は、近代社会の構築の過程で創られ強化された社会的構築物であり、それぞれの地域社会における歴史と共に変化してきた。ゆえに社会の変化によって変えられ、社会的な合意によって克服されるものでもあるという考え方が定着するようになってきたのである（青木 2002）。

日本の社会では、性別役割分業が意識の面でも、制度の面でも今なお根強く残っている（竹中 2011：54-58）。教育や法制度、日々の慣習の中で、こうしたイデオロギーや生活文化が「当たり前」化してきたことによると思われる。

（２） ジェンダー政策の視点からの性別役割分業と家事労働

性別役割に関しては、1979年の第34回国連総会において採択された「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）²⁵⁾」の第5条で「性別役割分担の否定」を明文化している。

また、日本がこの条約を批准（1985年）後、制定した「男女共同参画社会基本法」（1999年）の第4条でも固定的な役割分担を見直し、「性別役割分担の中立」を謳っている。

前述の世界のジェンダー・ギャップ指数におけるフィリピンの事例から、家事労働者は女性の出産後の就労、継続を促進させ、管理職や国会議員の割合を増加させ、共働き家族の安定化が期待されているというプラス面と、低賃金・不十分な社会保障の問題、虐待・性的被害など家庭内での雇用関係におけるトラブルの発生、女性の階層化、さらには性別役割分業の固定化というマイナス面も内包していることを述べた。

竹信（2013：211）は、家事労働者は、家事を黙って引き受ける新しい「踏み台」を再生産していることにほかならず、こうした家事労働者の「輸出」をめぐる問題は、国際間の紛争の火種にならないとも限らない、と述べている。

法で性別役割分業の中立を明示しても、これまで女性が大部分担ってきた家事労働の慣習は、根深い。さらに、外国人女性家事労働者が家事を担うことで、家事労働は女性の仕事という性別役割分業の固定化問題が浮上することになりかねない。

（３） 外国人家事労働の受け入れと性別役割の固定化への警鐘

日本政府は冒頭で述べたとおり、働く女性を支援するために「外国人家事労働者受け入れ」の方針を発表したが、育児中の女性の側から議論点が二つ挙げられている²⁶⁾。一点目は、働く女性の支援に関しては、育児期間に就業中か非就業中かで、必要な支援対策はそれぞれ異なり、非就業中の場合は、子どもの預け先（保育所）の確保、就業中の場合は家事及び育児サービスが最も必要な支援となる。

二点目は、家事・育児サービスの料金の問題である。現時点での政府の考え方は、外国人労働者の賃金は、日本人のそれより低賃金としないという方針なので、手軽に利用できる料金ではないということである。外国人労働者を不適切な待遇で酷使すべきではないのは当然であるが、利用者側からすると

サービス料金が高いままでは、利用できないという現実がある。

このような観点から、「働く女性の支援」の効果は限定的になると考えられる。さらに、外国人家事労働の導入が「働く女性支援」という政策として捉えられるならば、「家事労働の女性化」がますます固定化・継続化され、男女共同参画社会の構築に向けての施策や、「ワーク・ライフ・バランス」や、「男性の育児休業取得」を目指すジェンダー政策が後退することが懸念される。

5. 外国人家事労働者の受け入れ国および、送り出し国の課題

ここでは、外国人家事労働者の受け入れ国としての日本の課題、外国人家事労働者の送り出し国の課題について論ずる。

(1) 外国人家事労働者の受け入れ国としての日本の課題

日本では、家事労働者の家庭への受け入れを特区で試験的にはじめ、需要があるかどうかを見極めた上でほかの地域への拡大も検討する予定である。受け入れは、限定的ではないが、フィリピンやインドネシアなど東南アジアの国々からが中心になる見通しである。

外国人家事労働者の受け入れのためには、まず出入国管理法の改正が必要となる。現在の出入国管理法では、家事労働を目的とした外国人の入国は、外交官の家庭などで働く場合を除いて認めていないためである。2014年秋をめぐりに法務省が告示を改正し、家事代行業者が雇う外国人に新たな在留資格を与える法の整備が急務の課題である²⁷⁾。

これまでの法律では、日本人と結婚して日本在留資格のある外国人は、日本人家庭で家事労働をすることができるが、日本人や日本企業が外国人の家事労働者を海外から呼んで契約することはできない。また、外国人の身元引受人となり家事分野で直接雇うことは、外国人の大使館勤務者や外国人高度人材の中でも年収1,000万円以上といった条件を満たす人に限り、認められてきた²⁸⁾。

日本では、前述のとおり「家事労働者のディーセント・ワークに関する条約 (ILO 189条約)」を批准しておらず、外国人家事労働者の勤務時間や労働内容等が不明確な部分が多く、「外国人家事支援人材」の受け入れは、拙速な始動といわざるを得ない。

2011年に野村総合研究所 (NRI) が女性2000人 (25

～44歳) に行った「家庭生活サポートサービスの利用に関するアンケート調査」²⁹⁾によると、これまで家事支援サービスを利用したことがある人は2%であった。

サービスを利用していない理由として、第一位は「料金の高さ」に続いて「必要性の低さ」「他人に家に入られることに対する心理的抵抗感」を挙げる人が多かった。サービスに対する不安感が大きいなかで、フィリピンやインドネシア女性に家事支援を頼むかどうかは疑問も残る。この点がケア労働支援 (看護師と介護福祉士候補者の受け入れを2008年からすでに実施) と異なるところでもある。

料金については、本論4.(3) で述べたように、外国人家事労働者に対し、日本人並の賃金を保証する方向なので、語学研修、寮整備などの住宅支援、料理指導研修などを合わせて考えるとさらに高額になることが懸念される。家事代行業界の各社は、国や自治体また企業などからの支援なくしては、実施が難しいと指摘している。

(2) 外国人家事労働者の送り出し国としての課題

外国人家事労働者は「外国人であり女性である」ことと、個人家庭における就労であることから、ハラスメント等の問題に対応しにくく、「vulnerability (リスクにさらされやすいこと、影響を受けやすいこと)」の高い労働者となるのではないかと、という問題がある³⁰⁾。

送り出し国にとって、トランスナショナルなかたちで世帯が維持されることについては、以下のような賛否両論が挙げられている。プラス面としては、①貧困脱出、②女性の経済的自立、③児童労働の減少、④就学機会など教育面の向上、⑤健康改善等が挙げられている。

一方、マイナス面としては、①母子関係、夫婦関係の悪化、②帰国後の再適応、③娘の家事労働負担の増大等が指摘されている (安里 2014 : 636, Edillon 2008、Lam 2013、Asis and Ruiz-Marave 2013, Asian Development Bank 2013, Parreñas 2005)。

このように外国人家事労働者としての女性の就労は、賃金労働者としての機会を得、経済的、社会的自立による女性の地位向上や生活の向上に資するが、自らの家庭内における家族関係の問題を内包しており、期限付きの実施が望まれる。

ジェンダー政策を推進していくためにも、外国家事労働者の受け入れ国、送り出し国の双方の家族の関係が良好で、男女間が公平で、平等な関係を構築

できるよう、国家、市場、家族が連携して取り組まなければならない。

6. おわりに

少子・高齢化が急速に進む日本の社会の中で、介護保険の利用者は、制度がはじまった2000年の149万人から2013年には471万人まで増加し、介護も「施設から在宅へ」と在宅介護に軸足を移す方向にある³¹⁾。

前述の「家事労働」の定義の中でも述べたとおり、家事労働は、料理、洗濯、掃除にとどまらず、育児や介護等のケア労働も含む家庭内での多岐にわたる労働を指しており、在宅介護のケア労働の担い手としての家事労働者の役割も形成されつつある。

家事労働者は、1990年代半ばから2010年の間に世界全体で1,900万人以上増と顕著な増加を示しており³²⁾、外国人労働者の受け入れをジェンダー政策の視点からとらえ直す必要がある。男女共同参画社会の構築を目指し、以下に外国人労働者の受け入れに関するジェンダー政策の課題を列挙する。

- ①日本が外国人家事労働者の受け入れ国になるためには、まず、ILO「家事労働者のディーセント・ワークに関する条約（189条）」に早急に批准する必要がある。
- ②家事労働者が長時間・低賃金で働き、家庭内での虐待・セクシュアルハラスメントを受け、プライバシーの保護が保証されない等の人権無視の状況に陥らないための対策を講じる必要がある。また、就労ビザの支給条件の緩和についても検討しなければならない。
- ③外国人家事支援の受け入れにより、「性別役割分業」や「家事労働の女性化」が固定化されないよう、より一層、男女共同参画社会の構築やワーク・ライフ・バランスなどのジェンダー政策を推進していく必要がある。
- ④男女の働き方の改革（長時間労働の是正、柔軟な働き方の導入）や人材が定着しづらい保育・介護業界の改革（賃金、雇用環境、労働条件の改善）を推進する。
- ⑤男女が平等に有償労働と無償労働を分担できるよう、非正規労働者の均等待遇を行う。
- ⑥男性の家事や育児・介護への積極的参加を支援する取り組みや数値目標を定める。政府、自治体は引き続き保育所の増設に取り組む。
- ⑦外国人家事労働者の公正な賃金を確保すると同時に、家事支援サービスを利用しやすい賃金に設定するための国や自治体、また企業などの支援体制

を確立しなければならない。その際、責任をもって仕組み作りをすることが肝要である。

- ⑧家事代行業者、EPAで入ってきている看護師や介護士の経験から、言語の問題、家庭内のトラブル（孤立化、ハラスメント等）に対する保護、交渉力の問題などに対応できる相談窓口を設ける。家事代行市場の適正な運用には、外国人家事労働者の質の担保、法制度の整備、消費者側の意識の変革が求められる。

外国人家事労働者の雇用・労働環境はそれぞれの地域や国の政治・経済的、制度的、社会・文化的な諸条件によって具体的に形成されているので、それぞれの福祉レジューム³³⁾のあり方にに基づき議論されねばならない。

それはまた、各国のジェンダー政策の策定においても同様であり、各国の政治的、経済的、文化的諸条件を勘案しながら検討されねばならない。自国のみならず国際移動する労働者、移民労働者を視野に入れたジェンダー施策を推進していかなければならない。

「女性の活用」、「女性の活躍推進」を推進していくためには、女性に焦点を当てた改善策のみでは実現不可能であり、男性の有償労働、無償労働を含めた働き方の見直しが重要である。男女がともに働きたいのあるディーセント・ワークができるように、国、地方自治体、企業が連携を図りながら、男女ともに意識改革をし、男女格差、女性間の格差のない社会を目指す必要がある。

性別役割を超え、ライフステージに合わせながら「ワーク・ライフ・バランス」を見直し、外国人家事労働者の雇用・労働環境を整備して、国境を越えて男女が共に積極的に社会で活躍できる働き方へ移行させていくことが必要となる。

注

- 1) 内閣府男女共同参画局推進課「行政施策トピックス3：女性の活躍推進に向けて―若者・女性活躍推進フォーラム提言から成長戦略へ」『共同参画』7月号、2013年。

2014年6月に発表した成長戦略（改訂版）に「女性の活躍推進」を盛り込んだ。政策目標は、2020年までに（1）女性の就業率（25歳～44歳）を73%（2012年は68%）に引き上げる、（2）企業などで指導的地位に占める女性の割合を30%

- 程度にする—というものである。
- 2) 「家事労働 外国人受け入れ 関西の特区今秋にも」『朝日新聞』、2014年6月15日 朝刊。
 - 3) 巢内尚子「外国人家事労働者受け入れが覆い隠す“不都合” ILO189条約未批准の日本、なし崩しの受け入れはかえって女性の社会進出の妨げに？」JBpress、2014年。
<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/40986> (2014. 7. 12)
 - 4) 国際労働機関 (ILO)「2011年の家事労働条約 (第189号)」2014年。
http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239179/lang--ja/index.htm (2014. 7. 12)
 - 5) 上野千鶴子は、再生産労働を以下のように定義している。「生誕から死亡までの人間の生命のサイクルのすべてに関わる労働」(上野千鶴子「第4章ケアに根拠はあるか『ケアの社会学』太田出版、2011年)。
 - 6) EPAとは、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。外務省：経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/> (2014. 9. 1)
 - 7) 前掲資料 『朝日新聞』。
 - 8) アムネスティ・インターナショナル「サウジアラビア：サウジアラビア 移住家事労働者がむち打ちに」2014年。アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権NGOである。
<http://www.amnesty.or.jp/getinvolved/ua/ua/2014ua135.html> (2014. 7. 12)
 - 9) ジェンダー (gender) とは、社会的・文化的に形成された性差ないし性別を意味する言葉として、生物学的性差ないし性別と区別して定着してきたが、最近では性差や性別についての観念・知識のように広く定義する用法が採用されている。(江原由美子 博士論文『ジェンダー秩序』第15274号)
 - 10) オリバー・キャン「アジア・太平洋地域では経済的男女格差解消への取り組み進まず」WEF, News Release、2013年。
http://www3.weforum.org/docs/WEF_NR_GGGR_Asia_Report_2013_JP.pdf (2014. 7. 12)
 - 11) 内閣府「I-1-16表 HDI、GII、GGIにおける日本の順位」『平成26年版 男女共同参画白書』第1章、54-55頁、2014年。
 - 12) 内閣府「男性の性別役割分担意識 “男は仕事、女は家庭” ってホント？」『男女共同参画社会に関する世論調査』2012年。
 - 13) オリバー・キャン「企業文化の変化が日本の男女格差縮小への鍵」World Economic Forum、News Release、2013年。
 - 14) 鈴木有理佳「名誉なランキングの背景にある格差」IDE-JETRO、アジア貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 2012年。
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1201_suzuki.html (2014. 7. 13)
 - 15) 首相官邸ホームページ「世界経済フォーラム年次会議冒頭演説～新しい日本から、新しいビジョン～」スイス ダボス会議、2014年。
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statment/2014/0122_speech.html (2014. 7. 10)
 - 16) 家事労働者に関する国際労働基準とILOの活動 (2013年9月30日付第143号)
<http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/>
 - 17) 巢内尚子、前掲資料。
 - 18) 厚生労働省：「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) について」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/ilo/decent_work.html (2014. 9. 1)
 - 19) ILO (国際労働機関)：「2011年の家事労働者条約 (第189号)」前掲WEBサイト。
 - 20) 労働基準法第12章 雑則 (適応除外) 第116条2 この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。
 - 21) 木村愛子「家事労働者のディーセント・ワーク条約可決 総会に出席して」日本ILO協議会、マガジン2011 No. 1、2011年。
<http://iloj.org/no1.html> (2014. 7. 10)
 - 22) フェミニズム (feminism) とは、女性が人間として生きるための女性解放を目指す思想と運動である。
 - 23) 第二波の展開に大きな貢献をしたベティ・フリーダンの『フェミニン・ミスティーク』(1963) と、彼女が創立した女性団体NOW (National Organization of Women) が掲げた運動方針は、リベラル・フェミニズムの基本的考え方を簡明に表現している (ホーン川嶋瑤子 2000: 50)。
 - 24) 再生産労働は、労働、生産活動が円滑に行われるための労働であり、直接生産労働に結び付かないため、家庭内では、報酬に結び付かない労働、すなわち無償労働 (アンペイドワーク) と

なる。

- 25) 女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。
外務省「日本と国際社会の平和と安定に向けた取組、女子差別撤廃条約」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/> (2014. 9. 5)
- 26) 矢澤朋子「外国人労働者が日本女性を救う？『女性の活躍推進』に対する効果は期待しづらい」大和総研グループ、2014年。
http://www.dir.co.jp/library/column/20140423_008432.html (2014. 7. 13)
- 27) 前掲資料『朝日新聞』。
- 28) 野村浩子「外国人の家事労働者の受け入れは、働く女性の支援になるか？」日経ビジネス 2014年8月11日
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20140806/269756/?P=1>
- 29) 野村浩子、前掲資料。
- 30) 巢内尚子、前掲資料。
- 31) 「在宅介護 乏しい支え」『朝日新聞』、2014年9月5日 朝刊。
- 32) 家事労働者に関する国際労働基準とILOの活動(2013年9月30日付第143号)、前掲資料。
- 33) デンマーク出身の社会政策学者であるイエスタ・エスピン＝アンデルセン(Gøsta Esping-Andersen, 1947-)は、「福祉が生産され、それが国家、市場、家族の間に配分される総合的なあり方」としての「福祉レジーム」の相違が、福祉国家の類型を決定するとしている。
厚生労働省『平成24年版 厚生労働白書』78頁、2012年。

参考文献

- 青木千賀子「21世紀の社会におけるジェンダーとエスニシティ」『国際関係研究』日本大学国際関係学部、23(3)、139-154頁、(2002)
- 青木千賀子「変化する社会とジェンダー政策」『日本大学国際関係学部研究年報』日本大学国際関係学部、28、87-106頁、(2007)
- 安里和晃「施設介護に従事する外国人労働者の実態——雇用主の評価をもとに」『Works Review』リクルートワークス研究所 2、132-145頁(2007a)

- 安里和晃「第2章 日比経済連携協定と外国人看護師・介護労働者の受け入れ」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動 エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社、27-50頁(2007b)
- 安里和晃「グローバルなケアの供給体制と家族」『社会学評論』日本社会学会、64(4)、625-648頁、(2014)
- 伊藤るり・足立真理子『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生産領域のグローバル化』作品社、(2008)
- 上野加代子『国境を越えるアジアの家事労働者女性たちの生活戦略』世界思想社、3-6頁、(2011)
- 上野千鶴子『ケアの社会学』太田出版、(2011)。
- 江原由美子 博士論文『ジェンダー秩序』第15274号 東京大学(2002)
- 久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動 エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社、(2007)。
- 竹中恵美子『家事労働論(アンペイド・ワーク)』明石書店、53-79頁、(2011)。
- 竹信三恵子『家事労働ハラスメント—生きづらさの根にあるもの』岩波新書1449、岩波書店、211頁、(2013)。
- ホーン川嶋瑠子「フェミニズム理論の現在 アメリカでの展開を中心に」『ジェンダー研究』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、3、43-66頁(2000)
- 松岡利通「第1章 移住労働者と資本主義的再生産—移住の論理は変わったのか」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動 エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社、1-25頁(2007)
- Anderson, Bridget *Doing the Dirty Work?: The Global Politics of Domestic Labour*, Palgrave Macmillan (2000).
- Asian Development Bank “Impact of the Global Crisis on Asian Migrant Workers and Their Families: A Survey-Based Analysis with a Gender Perspective” (2013).
- Asian Migrant Centre and Migrant Forum in Asia “An Urgent Need For A Rights Based Approach To The Migration Discourse Today” Asian Migrant Centre (AMC) (2006).
- Asis, Maruja M and Ruiz-Marave, Cecilia “Leaving A Legacy: Parental Migration and School Outcomes Among Young Children in the Philippines”, *Asian and Pacific*

- Migration Journal*. 22 (3), pp.349-376 (2013).
- Beneria, Lourdes “The Crisis of Care, International Migration, and Public Policy”, *Feminist Economics* 14 (3), pp.1-21 (2008).
 - Edillon, Rosearie “The Effects of Parent’s Migration on the Rights of Children Left Behind in the Philippines” Asia Pacific Policy Center, United Nations Children’s Fund (UNICEF) Working Paper (2008).
 - Isaksen, Lise Widding, Sambasivan Uma Devi and Arlie Russell Hochschild, “Global Care Crisis:A Problem of Capital, Care Chain, or Commons? ”, *American Behavioral Scientist*, 52 (3), pp.405-425 (2008).
 - Lam,Theodora “Transnational Migration and Changing Care Arrangements for Left-Behind Children in Southeast Asia: A Selective Literature Review in Relation to the CHAMPSEA Study” Asia Research Institute, National University of Singapore (2013).
 - Lutz, Helma “At Your Service Madam! The Globalization of Domestic Service”, *Feminist Review* 70, pp.89-104 (2002).
 - Parreñas, Rhacel Salazar *Children of Global Migration: Transnational Families and Gendered Woes*, Stanford University Press (2005).
 - Romero, Mary “Sisterhood and Domestic Service: Race, Class and Gender in the Mistress-Maid Relationship”, *Humanity & Society*, 12 (4), pp. 318-346 (1988).

論文

学校教育におけるジェンダーと教員養成

永塚 史孝^{※1}

Gender in School Education and Teacher Training Courses in Japan

Fumitaka NAGATSUKA^{※1}

ABSTRACT

The paper considers the formation of gender in the modern Japanese educational system, and based on a questionnaire about gender given to the author's own students provides recommendations on how gender issues should be treated in a modern educational setting. Paying particular attention to the foundation of the modern Japanese educational system in the postwar period, it begins with a historical survey of gender and education. This survey shows that changes in the postwar home economics curriculum are seen to be symptomatic of gender issues in education; it also reveals the crucial role of the teacher/educator in shaping gender awareness and attitudes in students. Acknowledging this gender shaping role, and using the results of the student questionnaire, the paper concludes with recommendations for innovative programs that develop sensitivity to gender issues at teacher training institutions.

1. はじめに

人はそれぞれに個性をもち、多様な力を発揮する存在である。その人は生物学的には男、女として生まれ、その後所属する社会のしくみや期待、文化や歴史的背景の影響や作用を受けて男らしさ、女らしさ、がつくられる。そうした中でジェンダー (gender) という概念はその社会的・文化的に形成される男女の性差を明確にした。さらに、そのジェンダーが示したのは、ジェンダーが時代や社会の変化によって変化し構築される可変性をもち、ジェンダーのありようは変化させたり再構築することができるものであることも示してきた。そうした観点に立つと、現在まで多くの人々が実社会において獲得したジェンダーを基盤にして、日常生活において言動をとってきたことになる。その結果、社会には男女の差異や偏りなどが時に強く固定されるジェンダー・バイアスが生じ、その後も存在し続けるという認識も広まった。その力は現代においても大きく、世代から世代へ、個人を超越する大きなあり様として再伝達され再生

産される構造をもち続けて存在していることを認識せざるを得ない。

こうした状況で人に求められるのは、ジェンダーへのかかわり、すなわち少なからずジェンダーに敏感な存在であることである。そして、人はジェンダーの形成への認識と日常の言動をジェンダーから考え発信することで、今後の社会構造変革につなげ、少子高齢化、労働人口不足などへ対応した新たな社会を形成し未来を求める必要があろう。

では、人はどのようにしてジェンダーに敏感になりえるのであろうか。そのひとつには教育の力とくに学校教育の作用が大きいといえよう。その理由は学校教育が社会のありようを人々に伝達し、こうあるべきとされる人の型を示しつつ教育展開してきたからである。実際、明治期からの学校教育は「良妻賢母」教育などを典型に、「男らしさ」、「女らしさ」を様々な教育内容・方法、教育課程をとおして実現してきた実績があるといえる。ならば、その学校教育がもつ作用をジェンダーに敏感な人間形成に向け

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University, Professor

ることも可能なはずである。それを実現するためには、制度や方策による社会や学校教育のしくみへの働きかけが重要となる。とくに実際に人をつくる主体として教育指導や教育実践を担う教員のジェンダー形成への働きかけが重要である。つまり、教員をジェンダーに敏感な人として養成する必要がかなり重要となる。

その一方で、学校教育は将来の教員になる可能性がある子どもを教育する場でもあり、その後の教員としての意識や能力に影響を与える。

そこで本研究では、まずジェンダーという言葉の示す内容とその背景について確認する。それをもとにジェンダーが形成される大きな機会・場のひとつとしての学校教育におけるジェンダー形成について、その作用や影響を確認する。その方法は、現代日本の学校体系が形成された戦後を中心に、日本の学校教育におけるジェンダー形成について史的に概観する。そうして、学校教育におけるジェンダーについて理解した後に、今日的課題を抽出する。

それは、今後我々が取り組むべき課題の大きなひとつになるものであるが、教員養成においてジェンダーに敏感な教育を実際に展開し、それを実践できる教員を養成することであろう。そして、それは、そうした教員養成のための教育内容や方法の開発ともなる。そのために本論では、現代の教員養成である大学の教職課程におけるジェンダーの形成や教育についての実情把握と今後の基盤的研究方法への提言を実際の教職課程の事例をふまえて考究する。こうした研究の意義と目的は、今後のジェンダーと教育のかかわりに貢献することにある。

2. ジェンダーについて

まず、ジェンダーという言葉の内容とそう示される背景について簡単に確認する。

現在、ジェンダーの示す内容は、内閣府によれば『「社会的・文化的に形成された性別」』のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています¹⁾とある。

そのジェンダーの言葉としての経緯を調べると、ジェンダーはもともと性別を表す文法用語の名詞で

あることがわかる²⁾。広辞苑第4版（1991年）からの初出では「生物学的な性別を示すセックスに対して、社会的・文化的に形成される性別」と掲載されている³⁾。その後、1950年代頃から性役割を観点とした考えなどが出現する中で、ジェンダーの示す意味内容や扱いが変化していく。すなわち、1950年代には、パーソンズ（T. Parsons）が性役割について体系的な社会化理論を展開し、人が社会的に形成されて男や女になっていく過程や、家族構造とその子どもの社会化、パーソナリティのメカニズムとくに社会化との関連におけるその機能などを説明する考え方がすでに示された⁴⁾。そして、その後の研究は、家族、学校、マスメディアなどが子どもに男女の性役割期待を内面化し習得させていくとするものが多く⁵⁾。

1960年代末頃の心理学や精神医学などにおける第2波フェミニズムの運動と並行し、1970年代に性科学者ジョン・マネー（Money, J.）や精神分析学者ロバート・ストラー（Robert Stoller）、アン・オークレー（Oakley, A.）、らの研究⁶⁾によってジェンダーという語は、英語圏で生物学的性別ではなく、社会的・心理的に形成された性別を示す場合の性差を相対化するために使用されるようになった。それは、初期のジェンダー概念といえるもので、教育や制度などが形成した社会や文化によって「男らしさ」や「女らしさ」が形成されるとするものである。その後、この考え方は、性役割理論として明確化され、女性をとりまく課題提言や解放のきっかけとなっていた⁷⁾。1979年に日本女性学会発足、1980年には日本女性学研究会『女性学年報』が創刊、大学での女性学講座の自主講座が実証研究によって男女の性役割を批判的に捉えて変革を求める動きが始まり、1982年に日本初の女性の専門書店「ウィメンズブックス トア松香堂」が京都に開設されるなどした。

このように、日本の社会科学の分野や学界でも実証研究によって男女の性役割を批判的に捉えて変革を求める動向となり、ジェンダーは性役割理論としての意味で使用されるに至った⁸⁾。

しかし、1980年代後半頃から構造主義などの立場をもつ研究者等から、性役割の社会化論が人の実際の日常生活におけるある側面を解明できないことが示めされた。デルフィ（Delphy, C.）は性別集団間の関係性に生ずる階級や序列関係からジェンダーを述べるなど⁹⁾、社会構造や男女間の権力関係に焦点をあてた。ジェンダーについての第2段階とも言うべき主張がされはじめたのである。こうした性役割の

社会への批判から、近年では、さらに次の第3段階ととらえられるべき考えに展開する。1995年の第4回国連世界女性会議（北京）で「北京宣言及び行動綱領」が採択され、ジェンダーという言葉が多用された。学術用語に限らず一般社会でも使用されるようになったのである。

その後、人が社会的な影響を受けて男や女に形成されていく過程を表す場合は、性役割の社会化ではなく、ジェンダー形成という言葉が使われるようになっていく。そして、ジェンダー形成の研究は、社会によって定義される男女らしさを人が学び演じる場合などジェンダーによって人が形成される面と、人がそう学び演じることによりジェンダーをさらに形成する2つの面をもって展開されている¹⁰⁾。それは、ジェンダーを観点に男女の不平等による社会形成・展開を研究するものといえる。こうした動向の中で、日本の学校教育におけるジェンダーの形成について次に概観する。

3. 戦前日本の学校教育とジェンダーの形成

上述のように、ジェンダーの意味や研究方法は変遷してきている。それは、ジェンダー形成が社会によって形成される側面や人が学び演じることにより形成されることを示しているが、そのジェンダーが形成される学ぶ機会や場所はどこであろうか。現代社会において学ぶ機会・場としては、人の行動範囲、文化、情報、など様々な側面や現象から影響や刺激を受けつつ学ぶといえる。その中で、学びの大きな機会・場としてのひとつに学校教育が考えらる。それは、現在の日本の教育が義務教育制度を設け小中学校に9年間、その後の高等学校への進学率も9割に達するという実状からである。そこで次に、日本の教育、学校教育におけるジェンダー形成はどのようになっているかを述べる。

そもそも、現代の日本における学校や学校体系は明治4年に文部省の前進が明治政府の行政組織内に創設され、国家主体でつくられてきた。1872（明治5）年8月に文部省は「学制」を布達し、全国に小学校、中学校、大学等が設立されはじめた。その直前までは、武士は武士としての学びを藩校で、庶民は生活の役に立つことを中心に寺子屋等で学んだ。その中で男女の学びは、使用するいわゆる教科書が男女別になるなど内容や方法は男女で分けられていた。つまり、男女に期待される内容があり、少なからずジェンダー形成されていたといえよう。明治初期に文部省は藩校や寺子屋などを排しつつ、学校設

立を意図する。その学校設立趣旨について、「学制」布達の1カ月前の同年7月に「高上の学に至ては其の人の材能に任すといえども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其の父兄の越度たるべき事¹¹⁾」と布達して学校設置の意義と就学奨励を人々に促した。その中で、「幼童の子弟は男女の別なく」とあり、明治初期の近代学校設立時から制度上は初等教育段階の男女に限っては教育機会や教育内容・方法が大方等しく認められているのがわかる。

しかし、初等教育の次の中等教育段階になると男女の学校は別々になる。女子教育の中心は中等教育と位置づけられた。具体的には4年制の高等女学校では「良妻賢母」主義の理念に一貫された教育内容・方法のもとに、教育課程は家事や裁縫等が4割程度を占める内容となった。その一方で、男子の教育は高等教育もみすえたものとなり、中学校は5年制で国家をささえる公務員等の養成を理念に外国語や法律等が教育内容の中心となった。その結果、いわゆる普通科目としての英語や数学などの男女の学力差は顕著なものとなった¹²⁾。このように男女別学によって、男女の教育機会は不均等となり教育内容・方法は明確に区別された。それは学校教育によって、男女に期待され求められる内容が明確化されていたことに他ならない。こうした学校教育が戦後まで展開され男女の性役割も形成されていったといえよう。

4. 戦後日本の学校教育とジェンダーの形成

戦後のジェンダー形成にかかわる教育は、女子教育のあり方から議論されていく。まず、1945年（昭和20）年に女子教育の民主化の契機とされる「女子教育刷新要綱」が閣議決定される。その方針のなかで女子教育について「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス」¹³⁾の方針が示された。これは女子教育という括りで現状の課題を示し改善を試みようとする政府の積極的な教育施策のひとつである。その内容は、中等学校の男女間の教科の平準化、大学での男女共学や女子大学の創設など、男女平等の教育政策といえるものであった。しかし、あくまで方針で実際にどのように女子教育が戦後展開されているかは注視していかなくてはならない。

1946（昭和21）年には現行の日本国憲法が公布、翌1947（昭和22年）に施行された。その条文においてジェンダー形成に関連する主な内容は次のとおりである¹⁴⁾。第十四条では「すべての国民は、法の下

に平等・・・性別、・・・により、・・・差別されない」、第二十三条では「学問の自由は、これを保障する」、さらに、第二十六条では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」。同第2項では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とされた。現憲法において男女の平等、両性の平等の原則が示されている。また、第二十六条において「子女」と明確に表記されるなど、それまでの男女の扱いや今後の転換を促すべきことが強調された表現といえる。

さらに、戦後の教育の在り方については、日本国憲法の公布の翌年1947（昭和22）年に、戦後の日本の教育の目的等について示した教育基本法が制定される。この法の中でジェンダー形成にかかわる主な内容は¹⁵⁾、第三条（教育の機会均等）「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」、また、第四条（義務教育）では「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」、さらに、第五条（男女共学）では「男女は、互いに敬重し、協力しあわなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない」である。このように、教育基本法では男女共学の理念原則が明文化され示された。とくに、同法第五条で個別条項として法によって学校教育における男女の在り方を示して、その理解を求める必要があったのが、当時の人々の考え方や社会の実態であったといえる。こうして、戦後の日本では男女共学が義務教育において全国で実際に展開されようになった。

しかし、注意しなければいけないのは、こうした男女の原則が法で示されて制度上は初等教育で実現される一方で、実際の教育や学校の運用段階や、教育実践における教育内容や方法においては男女で異なる教育が展開される場合もあることである。

その点が顕著なのは、中等教育においてである。1947（昭和22）年に新制高校が発足し男女共学が原則とされるが、地域においては男女共学は実施されずにいた。また、こうした男女の区別は学校体系だけでなく、教育内容・方法においても注目すべき例が当時からみられた。それは、「家庭科」という教科の扱いと変遷にみてとれ次項で述べる。

5. 学校教育の「家庭科」とジェンダーの形成

1947（昭和22）年に新学制が発足し、小学校に家庭科、中学校に職業・家庭科、高等学校に実業家（家庭）という教科が新設される。それは戦後の新しい日本の建設という状況の中で、男女が協力して民主的な家庭建設をめざし、それを学ぶ機会として、男女がともに学ぶ共修という教育方法で実践される科目である。その意図から男女の共修と必修化が望まれ、小学校では男女必修科目として実施された。しかし、その方法での実施は小学校に限られ、実際の教育内容・方法の展開は男女別ともいえる内容であった。

その点は教育課程の内容を示す「学習指導要領一般編（試案）文部省 1947（昭和22）年度」¹⁶⁾に明らかである。当時、家庭科は小学校5・6年に105授業時間が設定され、その内容と扱いは「家庭科は、これまでの家事科と違って、男女ともにこれを課することをたてまえとする。ただ、料理や裁縫のような、内容が女子にだけ必要だと認められる場合には、男子にはこれに代えて、家庭工作を課することに考えられている」。このように、たしかに小学校においては男女ともに共修であるが、「女子にだけ必要」など例外も場合によってはあるとのことであり、男女共修の徹底とはいえないものであったといえる。

また、義務教育の小学校の次段階である中学校では、家庭科は「職業」という大科目の中のひとつの科目として設置され、その内容と扱いは次のとおりである。「小学校で独立の教科だった家庭科は、中学校では職業科の中のひとつの科目になって、生徒は農、商、工、水産、家庭のうちの一科目又は数科目をきめて学習することになっている。この場合、男子が家庭科を選ぶ場合は、小学校での取り扱いと同じにする。（中略）そして、生徒がどの科目を選択するかについては、その将来の生活について、十分考えるように指導して、これを決定させたいものである」¹⁷⁾。このように、中学校において家庭科は女子が選択することが想定されている。

高等学校についても同様で、1949（昭和24）年4月に男女ともに選べる選択教科として家庭科が開始されたが、その前提には女子生徒の選択が想定されていた。これは、当時の日本の人々の多くが、男女の教育について男女間には教育内容・方法に差や異なるものがあるとする認識をもっていたことに他ならない。そうした考え方は、それまでの戦前において、通常的に考えられジェンダー形成されてきた経緯を考慮すれば当然の認識といえよう。そのため、

この当時の男女平等の理念と教育は男女の特性や性別役割を基にする考えのもとでのものであったともいえよう。

その後、家庭科における男女の差異についての展開は、男女の特性に応じた教育内容や方法を考慮するものへと転換していく。その経緯は学習指導要領の変遷をたどることで明らかになる。「学習指導要領一般編（試案）文部省 1951（昭和26）年度」¹⁸⁾では、小学校の家庭科は、次のような扱いとなっている。「家庭生活（略）の指導は、入学の当初より必要である。（略）しかし小学校5、6年ころになれば、家庭生活（略）の理解も深まり、家庭的な実技に必要な児童の巧緻運動も相当に発達するし、児童も（略）これについて興味を持つ（略）。したがって5、6年の段階（略）は、家庭生活（略）の指導のために特別な時間を設ける必要が起る（中略）。これらの技能や経験は、すべて初歩的なものに限られるべきで（中略）小学校の段階においては、学習経験は男女に共通であることが望ましい。最初から男女を区別して指導しなければならないような高度の技能は中学校に譲るべきである」。中学校の職業（家庭科）では、次のような扱いであった。以前、「職業科に含まれていた五つの科目の内容を分析して、実生活に役だつ12項目の仕事に分け」、「男女の生徒は、自分の興味と必要に応じて、それらの仕事のいくつかの分野を組み合わせ、学習することによって、広い仕事の経験をうることができるのである。これが改正された職業・家庭科の特質である」。

以上のようなものが当時の義務教育、小中学校における家庭科の扱いであり、小学校では男女共修の必修科目、中学校では男女共修の選択必修科目であった。

高等学校での扱いは、次のようなものであった。

「家庭科に属する科目では、第1学年に一般家庭がある。一般家庭7単位は第1学年か第2学年でとることになるが、7単位のうち5単位は学校で学習し、2単位は家庭実習として課することが望ましい。一般家庭以外の科目を学習したいものは、第2学年と第3学年で家庭科に属する科目の中から、選択することは自由である。この場合、この基礎として一般家庭を少なくともまず7単位選択するように指導されたい」とされた。

その後、1958（昭和33）年には1951年の学習指導要領の試案をふまえ、教育内容・方法に影響をもち教育課程編成の基準とされるとした中学校「学習指導要領」が、試案ではない改訂がされ日本の教育の

中で位置づけられた。その中では、中学校の「技術・家庭科」の教育内容・方法では男女で異なる扱いが明記された。すなわち、それまで「職業・家庭科」という教科名が、「技術・家庭科」となり、男子は「技術」という科目で「男子向き」の目標・内容となり、設計・製図、木材加工・金属加工、栽培などの教育内容となった。女子は「家庭科」という科目で「女子向き」の目標・内容となり調理、被服製作、設計・製図、家庭機械・家庭工作などを学ぶ内容となり、1962（昭和33）年度から実施されるようになったのである。その理由を、同学習指導要領では、『生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、「各学年の目標および内容」を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける』¹⁹⁾としている。このように教育の前提には「生徒の現在」と「将来」の「生活」は「男女」で「異なる」との考え方があった。そして科目の設置形態も男女別の必修科目となったことから、事実上は、男女別の教科で性別分離教育になったといえる。

さらに注目すべきは、学習指導要領がこの版から「試案」ではなくなり、法的拘束性をなかば帯び始めた基準となった点である。そうした意味ではこの動向は諸点において戦後教育政策の転機となるものとなったといえる。

高校については、1960年の学習指導要領で普通高校の家庭科が女子のみの必修となり、1973年には全課程の高校で女子のみが家庭科4単位が必修となった。そのため、男子はその時間に体育系の授業単位が追加増加されるなどされていた。

そうした考え方は、1963（昭和38）年の中央教育審議会答申『後期中等教育の拡充整備について』において、「女子に対する教育的配慮」の項に次のような内容で示されている。女子の教育機会は、男子と均等に確保すべきだが、その教育内容は、「女子の特性に応じた教育的配慮が必要」である。そのため、高等学校では、普通科目においても、「女子が将来多くの場合家庭生活において独特の役割をになう」ことを考え、「その特性を生かすような履修方法を考慮する」。さらに、「今後の女子の社会的な役割の重要性を考え」、その「社会性を高めるための教育指導」を行ないつつ「女子の特性に応じた職業分野に相応した」後期中等教育の拡充等の「専門教育の充実を図る」べきとされた²⁰⁾。

その後、「科学技術革新、社会・文化や経済などの急激な社会変化のなかで、人々は多様化するととも

に中等教育段階へ進むようになり、高等学校への進学率の上昇」がみられた²¹⁾。その結果、高等学校の教育内容を改善する必要性から1971（昭和45）年10月に、文部省告示の「高等学校学習指導要領」が公示された。その内容は、前年の教育課程審議会答申における「改善の基本方針」を受けてのことである。その方針は、「人間としての調和ある発達」、「国家・社会の有為な形成者」をめざすために、「必要な資質の育成」をめざし、「教育課程の弾力的な編成」と「教育内容の質的改善と基本的事項の精選集約を図る」などのことであった²²⁾。

とくに、ジェンダー形成にかかわるに内容では、「男女の特性を考慮」し、「家庭一般」4単位を全女子生徒に必修とし、全日制普通科男子には「体育」の必修単位を11単位にした点である²³⁾。

このように、高等学校教育課程では、能力別教育や男女それぞれの特性に応じた教育の必要性が強調されたのである。かくして、家庭科は中・高等学校の女子にのみ必修化されるにいたったのである。

その一方で、こうした教育内容や方法に高等学校における家庭科の男女共修を進めるべきとする考えや行動は少なからず起こり、次第にそうした考えは結果となっていく。例えば、1974（昭和49）年京都府下で「家庭一般」を男女共修で開始や、同年の「家庭科の男女共修をすすめる会」（代表世話人・市川房枝）の発足と同会の家庭科の女子のみの必修に反対し男女共修を推進する運動、1975年の国際女性年世界会議開催、1979年の国連における女性差別撤廃条約の採択と1981年の発効、そして1985（昭和60）年の日本の批准などがある。こうした展開の中で、家庭科の男女共修の取り組みが進められていくとともに、より大きな観点で男女平等教育が考えられていく。こうした動向が、家庭科における男女別の性別分離教育に変化をもたらすのである。

1989（平成元）年の学習指導要領の改訂に変化がみられた。この年の同要領から、先述の男女別の教育内容や方法の規定はなくなるのである²⁴⁾。その結果、1993年に中学校で、1994年に高校で家庭科の男女共修が実施され、学校教育のなかで、生活基本学習としての家庭科を男女が同一のカリキュラムで学ぶことになった。

高等学校の家庭科という教科の扱いを整理すれば、1958（昭和33）年から1989（平成元）年の間、女子生徒のみの必修とされ、それ以降は男女共修となったといえる。

この家庭科が男女共修となる過程において、大き

な要因となったのは女子差別撤廃条約の日本の批准の影響が大きいと考えられる。

具体的には、この条約は、日本が1985（昭和60）年に締結した女子差別撤廃条約（「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women）」・1979年12月国連総会採択、1981年発効・（略CEDAW）」である。同条約の中には、教育課程における男女別展開が差別とされること、そしてそれは禁じられるべきものであるとの趣旨がある。その結果、家庭科の女子生徒のみの必修や、教育内容や方法における男女別規定が同条約の趣旨に抵触する可能性が生じてきたことによるものである。

そのCEDAWの関連する具体的な条文は次のようなものである²⁵⁾。「第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」、「第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。(中略)(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会 (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励する」。

以上のように具体的な内容の女子差別撤廃条約であるが、国内ではこの内容に日本の教育が対応していない、条約の趣旨に抵触すると考えられ、1987（昭和62）年教育課程審議会答申で中高等学校の家庭科において男女共修と男女必修化が示される。

そして、1993（平成5）年中学校で、1994（平成6年）に高校における家庭科の男女共修と男女の必修化が実施されるに至るのである。

こうして、公のしくみ・制度としては家庭科における男女差や性別分離教育は解消され、1990年代に教育におけるカリキュラム上の男女差が解消されたと考えられるようになった。そうした家庭科の変遷は、そうした教育を受けて教員となった人の資質や意識に少なからず影響を与え、教員としての活動にもかわりをもつといえよう。

6. ジェンダーの形成と現代的課題

前項では、学校教育の「家庭科」の変遷を概観した。その中では男女の性役割などの形成は解消されつつあるといえよう。しかし、学校教育全体をみると教育内容・方法に明示されない「ヒドゥン（隠れた）カリキュラム」により、児童・生徒に男性優位や女子の達成意欲を低減させるような内容や、性役割などについて暗黙に伝達されジェンダー形成されることが持続しているのも事実であろう。さらに、1990年代後半には特に学校教育において、女子問題としてとらえられる傾向が強かったジェンダー問題について、男子も周囲からの男性としての期待に悩んでおり、男子の研究もすべきとの研究が散見されるようになった。その根拠としては、伝統的な「家」制度や慣習、女子の学力が総じて高く男子はかなわないなどの考えがあることなどの事例があげられている。この男子問題については欧米では大きな焦点となっているが日本はそうでないと考えられている²⁶⁾。

こうした状況の中で、日本はジェンダー平等を推進する施策を展開し、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行、2000（平成12）年に日本国憲法と教育基本法の理念を反映する趣旨を含む「男女共同参画基本計画」を閣議決定、2001（平成13）年に男女共同参画局を内閣府に設置する。その後、2005年には「第二次男女共同参画基本計画」を策定した示された²⁷⁾。

その後、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）が2000（平成12）年の教育改革国民会議で「新しい時代にふさわしい教育基本法が必要」との理由で、2006（平成18）年に全面改正された。その中で、男女についての独立した条項や子女という表記は削除されたが、関連する内容は改正された新教育基本法でも次のように示された²⁸⁾。教育の目標を示した第二条第三項では「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる」とされた。この条文では「男女の平等」が依然として示されており、男女の平等が達成されてない、あるいは未来においても重要であるとの将来にわたる国民に向けた内容が示されたと考えられる。

また、教育の機会均等を示した第四条では「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とされた。この第四条では、「性別」等により「教育上差別されない」こと、「能力が

ある」が「経済的理由で就学こんな場合」は奨学措置がある旨が示された。

さらに、義務教育について示した第五条は「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」とされた。この第五条では「その保護する子に」と、旧教育基本法の同内容を示す表記に見られた「子女」から「子」に変わっている。これは、「子女」という表記による女子に対する義務教育の必要性への理解は概ね浸透したとの理解によるものと考えられる。

以上のような、教育基本法の改正の後、2010（平成12）年には「第三次男女共同参画基本計画」が閣議決定され現在に至っている。

そうした動きの一方で、1990年代から2000年代にかけては、ジェンダーフリー教育への批判が起こるなどしている。それは、「バックラッシュ」（反動、揺り戻し）といわれる男女平等や男女共同参画を批判的にみる立場を生じさせたことである。それは、ジェンダーの研究やそれを基盤にした運動などが社会に広まる中で、その推進者たちは男女平等教育をジェンダー・バイアス（男女の役割について固定的な観念・性差観を持つことやその偏見）の除去や単に男女混合をすればよい、あるいは性差解消、性差否定をすべきと主張しているというような歪曲した捉え方を批判したのである。こうした動向は、教育現場に混乱を生じさせた。実際に、2004（平成16）年に東京教育委員会は都立学校長等に学校現場における「ジェンダー・フリー教育」という用語の使用に慎重となるように通知している。そうした動向をふまえて、最近の学校教育の現場では、単に男女を混合するとか男女を分けない教育ではなく、「ジェンダーに敏感な教育」²⁹⁾を展開すべきとの考え方が広まりつつある。そうした広まりは、学校教育のジェンダー形成やその分析、ジェンダー形成の観点からの教育実践の広がりやそのための研究の必要性を現代的課題にすべきことを示している。

なお、戦後の家庭科以外のジェンダーにかかわる大きな展開としては女子大や家政科の設立などの議論の展開があげられよう³⁰⁾。そして、現在の学校教育におけるジェンダー形成をめぐる状況には、教育内容では、教科書などで男性の登場人物が多く、女性の記述が少ない³¹⁾。教師の授業や指導展開において男子への指名や働きかけが多い。教育評価も男女別に実施する。さらに男女別の名簿を適用している。教員間でも女性だからこれをやって、管理職は男性、などの固定化した観念にもとづく言動がある。そう

した、多くの研究事例が報告される中で、男女混合名簿や教師間で男子・女子という括りによる見方から、より個人をみる見方が広まるなどもした。このようにジェンダーについては現代的な課題がある。

7. 教員の資質や意識を形成する学校教育

これまでの項で家庭科など変遷を概観し、学校教育によるジェンダーの形成が考えられることがわかった。それは、男女共修を当然とする教育観や当然としない考えをもつ人間の育成にも影響するものといえる。そして、そのような様々な意識や資質をもった教員も輩出されることになる。

そこで、本項では現職教員において、家庭科の男女別教育や共修の教育を受けた教員がどの程度存在するかを推定する。その意義は、教員がジェンダーの形成の主体者となることも上記の現代的課題として捉えられるためである。

家庭科の男女共修の実施は中学校で1993（平成5）年、高校は1994（平成6）年からである。仮にこの年度を初年次とし家庭科を最高学年で履修するとした場合、実際の履修は中学で平成7年、高校で平成8年となる。一般的な学齢に換算すると各々15歳と18歳までとなる。そして、男女共修の経験という意味では平成8年に18歳となる人がより経験があるといえるので、これを基準にする。

公立の現職教員の年齢別表は平成21年度の文部科学省公表のものがあり、平成21年度を題材に比較する。つまり、平成8年に18歳である人が平成21年度には31歳までであり、これを境界線として、31歳以下は男女共修を当然とする意識をもつ可能性が高い。32歳以上は当然とはしない意識をもっているかもしれないと仮定する。もちろん、中学以降の学びで意識は変わるかもしれないが、男女共修の経験があるなしがその後の意識や資質に影響を及ぼすと仮定した場合である。

平成21年度の中学校の公立教員数は202,349人であり、平均年齢は44.3歳である。その中で、31歳以下は80,675人である。32歳以上は121,674人である。割合は、それぞれ40%と60%である。この仮定による計算では、現職教員の6割が男女共修の経験がないといえ、ジェンダーに敏感でない意識をもつ可能性のある教員であり、現代的な課題を生じさせる意識や資質があるのではないかと仮に言える。

仮定に基づく話をしたが、教員の適性や資質、意識がどこで獲得され養成されるかという教員をめぐる課題を考える際に、どのような教育を受けてきた

か、何を当然としてきたかを分析することは重要であると考えられる。

周知のように、現在の教員の養成は主に大学の教職課程で実施されている。そこで次項ではジェンダーについての理解やジェンダーに敏感な教員の養成がいかにあるか、また今後どうあるべきかをみる。

8. 「ジェンダーに敏感な教育」の実践者たる教員の養成の必要性と方法（1）

上項で教育を実践する教員の資質形成について、大学における教職課程等以前について述べた。この項では、大学以前の教育歴がどのようなものかにかかわらず、大学生期の教職課程でどのようなジェンダーについての学びや意識を獲得すべきかを考える。

今日、学校教育において「ジェンダーに敏感な教育」の観点からの教育実践が広まりつつある。その観点から、男女共同参画政策や教育内容・方法の導入、教員研修、教師文化への研究等も実施、展開されている。その中で、今日的課題となりつつあるのが教員養成期の「ジェンダーに敏感な教育」者、すなわち教員の養成についてである。その点についての研究はまだ少ないのが現状である。「ジェンダーに敏感な教育」は必要であるとすれば、その実践者たる教員がたいへん重要となる。ここでは、いかに「ジェンダーに敏感な教育」を展開・実践できる教員を養成するかという教員の資質や力量の形成が課題となる。つまり、教員養成が重要となるのである。

現在、学校の教科担当者つまり授業実践者である教員となるためには、教職員免許法により相当教科の教員免許状の保持が必要となっている。その免許の取得にあたっては、同法等の規定により認可された大学の教職課程において同法規定の必要単位修得により、免許が授与されることとなっている。この免許法は1949（昭和24）年に公布施行され、この法を基にした諸法も制定され各々改正を重ねてきている。

それらの法規定による教職課程の内容は、大きく「教職に関するもの」、「教科に関するもの」、「教職または教科に関するもの」の3つに分かれる。具体的な法令による教職課程の規定を分析するために、法令をみると次のようなものである³²⁾。

教職に関する科目は6つの内容にもとづく科目に大別される。

1. 「教職の意義等に関する科目」、その内容は①教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む）、

②教職の意義及び教員の役割、③進路選択に資する各種の機会の提供等。

2. 「教育の基礎理論に関する科目」、その内容は①教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、②幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）、③教育に関する社会的、制度的又は経営的事項。

3. 「教育課程及び指導法に関する科目」、その内容は教育課程の意義及び編成の方法

各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）。保育内容の指導法。

4. 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」、その内容は①生徒指導の理論及び方法、②教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、③進路指導の理論及び方法、④幼児理解の理論及び方法

5. 「教育実習」 6. 「教職実践演習」

このように、法令による「教職に関わる科目」の内容には現在、ジェンダーにかかわる内容の規定があるかという点と明文化された表現など明確なものはない。ジェンダーの内容は直接ではなく包括的に示されているといえよう。

次に「教科に関する科目」をみる。高等学校の「地理歴史」、「公民」、「英語」についての免許規定を事例にすると、次のようになる³³⁾。

「地理歴史」は日本史、外国史、人文地理学及び自然地理学、地誌。「公民」は法律学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）、社会学・経済学（国際経済を含む）、哲学・倫理学・宗教学・心理学。「英語」は英語学、英米文学、英語コミュニケーション、異文化理解、のそれぞれ分野にかかわる科目を設定することが求められている。そこに、ジェンダーの内容を直接示すものではなく、包括的にあるといえよう。

さらに、この教員免許にかかわる法令にもとづき各大学が教職課程を認可され設置している実際をみて、ジェンダーにかかわる科目の設置を確認する。実際の大学における教職課程での運用を私立4年制大学（日本大学国際関係学部）の事例で確認する。なお、今回はそうした事例の研究手法が教員養成における「ジェンダーに敏感な教育」を実践できる教員育成の研究に有効であるという提案でもあり、今後の検討課題として今回試みる機会でもある。

「教職に関わる科目」として設置されているのは、

次の科目である。教育原論、現代教職論、発達と学習、教育制度論、英語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、道徳教育の理論と方法、特別活動論、教育の方法・技術論、生徒指導・進路指導論、教育相談、教育実習、事前・事後指導、教育実習Ⅰ・Ⅱ、教職実践演習（中・高）である。そこに、ジェンダーと名のつく科目はない。ただし、教育原論、現代教職論、発達と学習、道徳の理論と方法、教育の方法・技術論、生徒指導・進路指導論、教育相談などでジェンダーの内容を含むことは考えられる。

「教科に関する科目」では、英語学、英語音声学、英文法、英語発達史、英作文、英米文学史、英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、ビジネス英語、インターネット英語、異文化コミュニケーション論、アメリカ文化、日米比較文化論、英米言語文化研究、英語翻訳・通訳法、英語レクチャーシリーズである。この中で、ジェンダーの内容を含むと考えられるのが日米比較文化論等である。

「教職又は教科に関する科目」は、人権論、ティーチング・インターンシップ、教育実践体験研究Ⅰ・Ⅱ、学校インターンシップである。この中で、人権論ではジェンダーの内容を含んでいる。

このようにジェンダーという語を含む名称の科目はない。ただし、人権論でジェンダーについて学んでいる。また、上記の各科目の中でもジェンダーにかかわる授業内容を含む場合もあり注意したい。

次にこうした教職課程の科目設定で、実際の学生の履修状況はどのようなものであるか、確認する必要がある。教職課程の中で、明確にジェンダーの内容を含むのは人権論であるが、この学部においてこの科目は必修で全員が履修し単位修得、学修する。その点では、ジェンダーを理解する機会はあるが、教職課程は大学の中で単独に存在するわけではない。つまり、多くの大学の場合、一般教育、専門教育等により形成された大きな教育課程の中に教職課程があるか各科目と重複する形で存在する。その観点からすると教職課程の科目以外にジェンダーにかかわる授業の履修や修得があるかを確認する必要がある。なお、こうした研究は少なく³⁴⁾、今回、本研究では、そのための方法を考えるべく、ひとつの大学を事例に簡単な分析を実践し、教員養成とジェンダーに関する研究のひとつの方法としての有効性も探る。

事例には上述の大学を対象にするが、この大学の場合、教職課程内ではなく、いわゆる一般教育科目中に「ジェンダーと社会」（1年次配当）があり、教

職課程の履修者の同科目の履修状況をみると次のようになった³⁵⁾。

表1 教職課程履修中の4年生41名の「人権論」、「ジェンダーと社会」の受講調査

学年 年度 進行	1		2		3		4		既 修	未 修	総 計
	前	後	前	後	前	後	前	後			
人権論 *1				16		19		4	39	2	41
ジェンダー と社会	1	3	9	1 *2	2	1	3	0	20	21	41

*1 人権論は通年科目のため、後期に人数記載。

*2 認定は他教育機関による認定

*3 2014後期は履修中

表1から、教職課程履修者のうち「ジェンダーと社会」の履修は約半数20名が学修していることがわかった。また、学年別の履修者数は1年次が4名、2年次10名、3年次3名、4年次3名で、2年次の履修が多いこともわかった。

次に、教員志望者の中で「ジェンダーと社会」の履修状況を調べた。これは、教職課程履修者であっても、教員を希望せず免許取得のみを目標とする学生も存在することから、調べた³⁶⁾。その結果は以下のとおりである。

表2

	性別	教員志望	学修学年		理解度		ジェンダー 学修理由
			人権論	ジェンダー と社会	撤廃 女性 差別 条約	ジェ ン ダ ー	
1	男	○	2	—	3	3	
2	男	○	3	—	1	1	
3	男	○	2	—	2	2	
4	男	○	3	2	4	3	男女間差別を学ぶ
5	男	○	3	2	3	5	*1
6	男	○	3	3	2	3	興味がある
7	男	○	3	3	2	5	ゼミのテーマ
8	女	○	2	—	3	3	
9	女	○	3	2	4	4	
10	女	○	4	2	1	4	総合科目だから
11	女	○	3	2	3	4	時間割上
		12	12	8			

*1 女性への偏見と実態、あるべき姿を学ぶ

表2から、教員志望の4年生11名の中で「ジェンダーと社会」の学修は男子学生7名中4名(57%)、女子学生は4名中3名(75%)であった。履修理由について、男子学生はすべて回答し、その理由に関心があるか、学ぶためと理解できるものといえるものであった。なお、教員志望でない学生の履修理由には興味がある、男女を理解するためなどの理由がみられた。

また、女子差別撤廃条約とジェンダーへの理解について条約の理解は弱いがジェンダーについては学修の結果、多数が大方の理解を得たとの回答を示した。

上記の2つの調査結果を整理すると、この事例においては教職課程履修者の約半数の20名がジェンダーについての科目を履修学修している。そのうちで教員志望の学生の履修学生は7名で、ちなみに男4名女3名であった。この結果は、教職課程履修者つまり教員養成期にジェンダーについての学びや観点、「ジェンダーに敏感な教育」の実践者としての養成は十分ではないといえよう。なお、今回の調査では回答数が少数であり、そうした点等を考慮して今後の研究方法や調査の実施を考える必要がある。

このように実際の教職課程履修者のジェンダーについての学びの状況を調べる研究は少なく、今回その方法については未熟であり考慮すべき点があると考え、こうした実態を把握分析しカリキュラムに反映させる方法は意義あるものと考え、今後発展させたい。

9. 「ジェンダーに敏感な教育」の実践者たる教員の養成の必要性和方法(2)

この項では、上項の他に教員養成とジェンダーの研究の観点として、教員免許の男女別の取得状況も活用できると考え、その点について述べる。参考までに上述の大学の過去10年余りの教員免許取得状況(中高英語科)を男女別にみると、次のようなものであった。

表3

取得年度	教員免許取得者数			割合	
	男	女	計	男	女
17	21	39	60	35%	65%
18	20	44	64	31%	69%
19	20	33	53	38%	62%
20	25	40	65	38%	62%
21	18	29	47	38%	62%
22	14	20	34	41%	59%
23	13	20	33	39%	61%
24	14	32	46	30%	70%
25	10	19	29	34%	66%
合計	155	276	431	—	—
平均	17	55	48	36%	64%

(日本大学国際関係学部教員免許取得者データをもとに執筆者が表作成)

このように表3からは、教員免許の取得者数は男子学生が3～4割、女子学生は6～7割程度であることがわかり、大変興味深いものとなった。その理由は、実際の教員の男女別の就業率との比較からである。

近年の日本における国公私立中高等学校種別の女子教員の5年ごとの全教員数に占める就業割合は以下のとおりである³⁷⁾。

表4 学校種別女子教員及び女子在学者の割合(抄)

	年次		中学校	高等学校
	昭和	平成		
昭和	25	1950	23.7	18.8
	30	1955	22.9	17.6
	35	1960	21.7	17.1
	40	1965	25.3	17.2
	45	1970	26.5	16.7
	50	1975	29.4	17.0
	55	1980	32.0	17.9
平成	60	1985	33.9	18.7
	2	1990	36.4	20.5
	7	1995	39.2	23.2
	12	2000	40.5	25.6
	17	2005	41.1	27.6

上記の表4からわかるとおり、最近10年においては女子教員割合は中学校が4割程度、高等学校では2割5分程度である。この結果から、「ジェンダーに敏感な教育」の実践者である教員の養成は、実際の男女別の就業率は男子教員が中学では6割とやや多く、高校では7割にのぼり多いことから、どの大学でも教職課程では男女別の教育は展開していないと考えられ懸念する必要はないが、一般教育や専門教育においてジェンダーを学ぶ割合は男(57%)女(75%)と差が生じている観点を、今後の「ジェン

ダーに敏感な教育」の実践者としての教員養成に取り入れる必要がある。つまり、教職課程と、一般教育や専門教育との連動が必要となる。教職課程の運営に際しては、教職課程がある大学の教育課程全体の中での運用や履修計画を考案し、積極的に運用する必要が生ずるといえる。

10. まとめ

日本の学校教育におけるジェンダー形成については、戦後は法令等により教育機会や教育内容に関して男女差は設けない方針であった。しかし、実際は学習指導要領において、「家庭科」を典型例に教育機会や教育内容・方法における男女の差異は存在した。それは、男女の特性をあらかじめ認め、そうするための教育であった。その後、その差は日本が女子差別撤廃条約を批准したことなどを契機に解消されていくが、依然として男女の性役割などの児童生徒への影響は隠れたカリキュラムや教員の言動などによって内包伝達されている。そうした学校教育におけるジェンダー形成の状況は、男女平等教育の実現をめざすといって、単に男女を区別したり混合するのではなく、個々の児童生徒の発達や教育実践の成果を導くために分けたり混ぜたりできる「ジェンダーに敏感な教育」の実践者たる教員の登場、養成を期待するようになった。そして、現在の学校教育におけるジェンダー形成を論じるとき、教員養成でいかにジェンダーやその形成について学ぶべきかを研究することが重要なひとつになっているといえる。

教員の資質や力量は、各時代の教育大権を掌握する組織や人物、社会状況や社会文化的要因あるいは経済的要望、教師文化によって変化してきた。そこには教師に期待され、求められる役割があるのである。教育や学校が男女に求めた役割同様に、教師に対しても社会や教育・学校、教員集団等によってつくられる社会的特質をもった役割が求められているのである。

現在、教員の養成は主に大学で実施されている。教員に期待される役割は当然、教員養成期においても求められる。ただ実際は、教職員免許法等はあるが大学での養成が国立、公立、私立と多様な理念のもとでの特徴的な教育を展開する中で養成されている。教職課程は担当教員や教育内容について国の認可が必要であるが、現状の教職課程の多くは大学という大きな教育課程の中にある。つまり、教職課程は一般教育、専門教育等の中あるいは重複する形で位置しているのである。

その状況の中で教員は「ジェンダーに敏感な教育」者としての資質と力量を教員養成期に積極的に獲得する必要がある。教員養成を担当する大学や大学教職課程はそのための方法や機会を設定する必要があるのである。その際、必要な観点にはジェンダーやジェンダー形成について何を学ばせ体験させるのかななどの内容、時期、方法、などを教職課程内に限らず、大学教育課程全体の中でジェンダー関連科目の設置等を履修状況等を参考にしながら考慮する必要がある。また、その際に教員の男女別就業率など実社会の男女や人のありようを参考とする必要もあろう。

参考文献

- 上野千鶴子他編、1995、『ジェンダーの社会学』岩波書店
上杉孝實他編著、2013、『人権教育総合年表』明石書店
荻野美穂、2002、『ジェンダー化される身体』勁草書房
木村育恵、2014、『学校社会のジェンダー』東京学芸大学出版会
多賀太、2014、『ジェンダーと教育』、『よくわかる教育社会学』ミネルヴァ書房
直井道子他編、2009、『学校教育の中のジェンダー』

注

- 1) 内閣府男女共同参画局、2012. 8、『男女共同参画関係用語集』
http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_tteppai/joyaku.html・2014. 9. 22.
- 2) AS Hornby、Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English, Fifth edition p.490.
- 3) 新村出編、1991、『広辞苑』岩波書店 p.1095
- 4) 参考詳細は Talcott. Parsons、Bales Robert Freed、1955、Socialization and Interaction、橋爪貞雄訳、2001、『家族』黎明書房
- 5) 多賀太、2014、『ジェンダーと教育』、『よくわかる教育社会学』ミネルヴァ書房 pp.56-63
- 6) ジョン・マナーは生殖器官によって性sexを示す他に社会的役割による性を示す言葉を探しジェンダーにいきついた。ストララーは性同一障害の研究等からジェンダーの意味内容を示した。アン・オークレーは社会が意図的に男女を非対称に形成する検証を研究。参考詳細は、館かおる 1998「ジェンダー概念の検討」『ジェンダー研究』

第1号、お茶ノ水大学ジェンダー研究センター pp.85-86.

- 7) 上野千鶴子、1995、『差異の政治学』『ジェンダーの社会学』岩波講座・現代社会学11 岩波書店 pp.1-25
- 8) 参考詳細は、Ann Oakley、1972、Sex, Gender, and Society, NY, Harper Colophon Books/ Money John、Tucker Patricia、1972、Sexual Signatures、Temple Smith、朝山新一他訳、1979、『性の署名』、人文書院
- 9) 井上たか子他訳、1996、『なにか女性の主要な敵なのか』勁草書房 pp.15-29
- 10) 多賀太、2014
- 11) 文部省、文部省布達第2百十四号
- 12) 文部省、1981、『学制百年史』帝国地方行政学会／文部省（平成4）『学制百二十年史』ぎょうせい／小山静子、1991、『良妻賢母という規範』勁草書房
- 13) 昭和20年12月4日閣議了解。宮原誠一ほか編、1974、資料日本現代教育史1、三省堂 pp.23-24。他参考：国立女性教育会館女性デジタルアーカイブス、http://w-archive.nwec.jp/il4/meta_pub/chronological.html、2014. 9. 27
- 14) 日本国憲法は電子政府e-Gobを参考。law.e-gov.go.jp、2014. 9. 12
- 15) 教育基本法は電子政府e-Gobを参考。law.e-gov.go.jp、2014. 9. 12
- 16) 文部省、『学習指導要領 一般編（試案）昭和22年度』／文部科学省国立教育政策研究所、www.nier.go.jp、2014. 9. 22
- 17) 文部省、『学習指導要領 一般編（試案）1947（昭和22）年度』、文部科学省国立教育政策研究所、www.nier.go.jp、2014. 9. 22
- 18) 文部省、『学習指導要領 一般編（試案）昭和26（1951）改訂版』／文部科学省国立教育政策研究所、www.nier.go.jp、2014. 9. 22
- 19) 文部省、『中学校学習指導要領 昭和33（1958）改訂版』明治図書／文部科学省国立教育政策研究所、www.nier.go.jp、2014. 9. 12
- 20) 文部省、1981、前掲、p.283
- 21) 文部省、1981、前掲、p.285
- 22) 文部省、1981、前掲、p.286
- 23) 文部省、1981、前掲、p.286
- 24) 文部科学省国立教育政策研究所、www.nier.go.jp
- 25) 内閣府男女共同参画局、http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_tteppai/joyaku.html、

2014. 9. 22. 17:45
- 26) 多賀、2014、前掲、pp.60-61
 - 27) 電子政府e-Gobを参考。law.e-gov.go.jp、2014. 9. 12
 - 28) 電子政府e-Gobを参考。law.e-gov.go.jp、2014. 9. 12
 - 29) 日野玲子、2005、『ジェンダー・フリー』教育を再考する―担い手の立場から、ジェンダーに敏感な教育を考える―
 - 30) 真橋美智子、2013、「女子大学批判とそれに対する女子大学の取り組み」日本女子大学紀要 pp.73-87
 - 31) 参考となる文献は、大津尚志、「教科書記述における差別問題」、伊東良徳他、『教科書の中の男女』
 - 32) 教育職員免許法施行規則 昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号 最終改正：平成二五年八月八日文部科学省令第二二号等、law.e-gov.go.jp、2014. 9. 1
 - 33) 教育職員免許法施行規則 昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号 最終改正：平成二五年八月八日文部科学省令第二二号等、law.e-gov.go.jp、2014. 9. 1
 - 34) 参考になる研究には、寺町晋哉、2012、「教員養成課程におけるジェンダーの視点導入の課題：学生の履修状況と「ジェンダーと教育」に対する認識から」大阪大学教育学年報17 pp.59-72の研究等がある
 - 35) 平成26年9月23日実施、紙面記入によるアンケート調査
 - 36) 平成26年9月23日実施、紙面記入によるアンケート調査
 - 37) 文部科学省生涯学習政策局、2013、「学校基本調査報告書」、<http://www.stat.go.jp/data/chouki/gender.htm>

研究ノート

ファレスにおける「マチズモ」信仰と「フェミサイド」

宗形 賢二^{※1}

Femicide and Machismo in Ciudad Juárez

Kenji MUNAKATA^{※1}

ABSTRACT

At the turn of the century, the border city Ciudad Juárez in Mexico became notorious around the world for its extraordinary number of murdered women. A 2005 Amnesty International report gave the figure of 370 young women and girls murdered in Juárez and Chihuahua since 1993. Most of the victims were poor and many worked in maquiladoras, and according to Amnesty at least a third suffered sexual violence. Because of the corruption of the police, municipal politicians and even parts of the federal government, it was very difficult for the victims' families to have recourse to law or to change politically the atrocious situation in the city. My paper focuses on the representation of these events in the 2006 American film *Bordertown* by Gregory Nava. Through an analysis of the film, and against the backdrop of globalization and high levels of poverty in Juárez, I discuss some of the causes for these femicides, paying particular attention to the culture of machismo in Mexico.

1 国境の町ファレスの連続殺人

図1¹⁾

テキサス州エル・パソとの間に流れるリオ・グランデ川の対岸に、人口150万人のメキシコ8番目の都市シウダー・ファレス (Ciudad Juárez) がある。他の国境の町 (ボーダータウン) の例にもれず、対岸

のエル・パソという産業都市と共存関係にあり、アメリカの消費欲を満たすための工業都市となっている。ファレスが有名になった理由の一つは、治安の悪さである。2008年以前は毎年平均200人程度の殺人件数が、2009年には2,000人を超え、世界で最も危険な都市の一つとなった (多くは麻薬がらみである)。この数字は、10万人では133人となる (2005年の人口150万人を基準とする)。全米4位の200万人都市ヒューストンでさえ治安は良くないといわれるが、殺人は10万人中13人という数字は、ファレスより10倍以上も安全な都市ということを示している²⁾。ちなみに全米平均殺人発生率は、2010年で4.2件、日本での殺人件数は、2009年で10万人当たり0.4件である。

ファレスが国際的に注目される町になったもう一つの理由は、1993年以降の連続女性殺人 (Femicide / Femicide) である。フェミサイドという語の定義は「相手が女性であるがゆえに殺すこと」といわれ、1992年から使われだしたといわれている³⁾。問題は、

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University, Professor

この連続する犯罪の動機がまだはっきりと分かっていないことである。殺し方の残虐さ、異常さ、犠牲者の多くが若い女工である点、警察や行政の対応の悪さなどが、かえってこれらの殺人を異常なものにしている。

2002年の『エル・パソ・タイムズ』(*El Paso Times*)におけるヴァルデス(Diana Washington Valdez)の報告によると、この日墨国境地域で1993年から2002年までに殺害された総数は320人という⁴⁾。

国際アムネスティの報告によると、シウダー・ファレスでは、1993年から2005年までで、370人以上の女性が殺害され、その三分の一以上が性的虐待を受けていたという⁵⁾。この地域のある民間団体の調査では、400人以上の女性殺害に加え、4500人の女性の行方不明者がいるという⁶⁾。ファレスでの女性殺害はその後、2009年に164件、2010年に306件と増加の一途であった⁷⁾。ファレスの女性保護団体によれば、1980年代には10人に1人の女性殺人が、1990年代には10人中6人と急増している⁸⁾。現在でも、「フェミニサイド」をネット上で検索すると虐殺された膨大な女性たちの写真が出てくる。これらの一部は作り物だとしても、このような写真や映像を見て快楽を得る人々がいるのは事実である。ファレスでの連続女性殺人における犠牲者も、暴行、強姦の後に絞殺や射殺や刺殺され、その遺体は乳房や性器が切り裂かれ、至る所に文字などが切り刻まれている。その拷問、強姦、虐殺、さらに遺体遺棄のやり方にも共通点があるという⁹⁾。しかし、警察は、犯人探しに本腰ではなく、単独犯か組織的犯罪かも分からないでいる。当局の言い分は、男性もたくさん殺害されている、麻薬がらみだ、売春婦として二重生活を送っていて犯罪に巻き込まれた、等々であった。さらに事態を悪化させたのは、行方不明や殺害された娘の母親たちやその援助団体などが、当局にきちんとした犯人の捜査や救出活動を求め始めると、不名誉な事件隠蔽のため(観光資源対策として)、警察や役人がその妨害を始めことであった。結果的に、メキシコ政府の対応の杜撰さは、さらに世界の関心を集めることになった。

この論考では、2006年に集中的に公開された映像作品を中心に、なぜメキシコのファレスで女性連続殺人が続いたのか、その原因を考察し、メキシコの「マチズモ」(男らしさ)を分析することで、貧しい伝統的な旧社会に住む少女たちが、急激なグローバルリズムの中で犠牲者となった理由を明らかにしたい。

2 映像化された「フェミニサイド」

2001年のドキュメンタリー・フィルム、『夢の町』(*City of Dreams*, Bruno Sorrentino監督)では¹⁰⁾、17歳の少女、主人公のサグラリオ・ゴンザレス(Sagrario Gonzalez)が、長女として家族の助けとなるため、国境の町ファレスの「マキラドーラ」で仕事をしている。マキラドーラとは、製品組立工場、または保税加工工場=メキシコの米国国境に近い町に建設された米国向け組立工場=外国資本で工場を作り、現地では低賃金の労働力を確保し、原材料輸入の際の関税を無くし、製品組立後輸出する工場のことである。ある日上司から勤務時間の変更を告げられ、午後3時45分退社後、行方不明になってしまう。一週間ほど前、工場に彼女の写真を撮りに来ていた者がいた。マキラドーラではよくあることだった。彼女はそれほどきれいでモデルの様であったのだ。家族(母、妹、弟)は警察にも届けたが、逆に不快な目に遭い、結局、本人かどうかも分からない死体を持って来られ、それを埋葬するしかなかった。サグラリオの死は1998年とされる。これは、メキシコにおける女性殺人の犠牲者の典型的なイメージにもなった¹¹⁾。このドキュメンタリー・フィルムで、メキシコにおける女性殺人の特異性が描かれると同時に、組織的犯罪、麻薬取引、「北米自由貿易協定」(NAFTA)、性差別による主従関係、労働及び性の搾取、貧困等の社会状況が俯瞰できる¹²⁾。

2006年の『オン・ザ・エッジ:シウダー・ファレスにおける女性殺人』(*On the Edge: The Femicide in Ciudad Juarez*, Steev Hise監督)もまたファレスでの女性連続殺人を扱ったドキュメンタリー・フィルムである。母親や女性支援者たちへのインタビューを中心に、ファレスの社会的背景が語られる。メキシコの麻薬取引量は、年間少なくとも100億ドル(約1兆円)、自由貿易のためにそれまでのトウモロコシやコーヒーなどの伝統的農産物では生活が成り立たず、少しでも利益が上がる麻薬を栽培する農民が増えたからである。また、土地を追われた農民の多くは都会へ出ざるを得ず、特に若い女性は、器用で仕事も早く、安い賃金でも不満を口に出さず、工場労働者として適任であった。この背景には、従順で我慢強く口答えなどしないように訓練されたメキシコ人特有の家庭環境がある。この保守的伝統的なジェンダー役割が、皮肉なことにグローバル化する資本主義のシステムと結びついた、すなわちNAFTAがファレスの女性連続殺人の大きな原因であったのだ。同じく2006年に、ケビン・ジェイムズ・ドブソン

(Kevin James Dobson) 監督の『ファレスの乙女』(*The Virgin of Juarez*) は¹³⁾、ロサンゼルス新聞の女性記者カリーナ (Minnie Driver) が、ファレスの連続女性殺人を取材するためにファレスに行き、ある殺人事件の生き残りマリエラ (Ana Claudia Talancon) と出会う。ここまでは『ボーダータウン』と同じ話だが、エレーラという神父が登場したり、マリエラが聖母マリアの幻をみることで暴行や虐待を受けた心の傷を癒され、さらに彼女自身が病院を抜け出し教会に行き、人々から「聖人」として崇められ、殺人鬼の犠牲となった者の家族に希望を与えたりする。すなわち、リアリズムと同時に地元の人々の狂信的な宗教的土着性をも表現しようとした点で、この作品の特異性を表現している。

グレゴリー・ナヴァ監督 (Gregory Nava) の映画『ボーダータウン：報道されない殺人者』(*Bordertown*, 2006) でも、米墨国境沿いの町における特殊な政治的、社会的、経済的状況における従属的女性像がどのように生まれるかが描かれている。しかし、映画では犯人らしき人物は特定できたが、実際のところ、その背後にどのような組織が関与しているのかは分からないままである。NAFTAで激増した麻薬取引により力を付けた裏組織と、この連続女性殺しがどこかでつながっている可能性は高い。この映画の俳優陣を含めナヴァ監督自身も、撮影を止めるよう何度も脅迫されている。喉を切られた鳩を送りつけるというような脅迫、すなわち、パロマ=白い鳩=若い女性の死を意味する“Death Threats”である。ファレスでの撮影では、娘を殺された母親たちも協力してくれたが、銃を装備した警備員も雇いながらの撮影となった。撮影場所をファレスからニューメキシコ州へ変更し、映画完成に至るが、ファレスでの公開時、ポスターをマシンガンで蜂の巣にされ、映画館自体も発砲を受け、撮影に協力した母親たちも脅迫状を受け取ったという¹⁴⁾。ファレスでの女性殺人の解明を阻止しようとする何者か、あるいは何かの組織が存在しているということだ。

3 北米貿易協定 (NAFTA) とボーダータウン

北米自由貿易協定を背景にして、先進国アメリカと後進国メキシコの対比が、この国境の町 (ボーダータウン) で展開する。ナヴァ監督がインタビューの終りでいうように、ボーダーは「第一世界と第三世界が接する世界で唯一の場所」である。北米自由貿易協定のために、クリントン大統領とゴア副大統領は、他の共和・民主両党の大統領経験者も巻き込み

ロビー活動を活発に行った。クリントンによれば、この協定で「アメリカ側には最初の年だけで17万の新たな仕事生まれる」、さらに、メキシコ人たちの収入が増え、不法移民が減ることになると協定推進者たちは確約した。しかしその結果は、メキシコの農業は疲弊し、経済格差は埋まらず (例えば1992年時点で、メキシコ人の上位10%が総所得の38%を得ている)、1995年には、通貨ペソは対ドル50%の暴落、さらに100万人のメキシコ人が失業してしまった¹⁵⁾。外国資本の工場マキラドーラのお陰で1993年から2008年までに約66万件の仕事が増えたが、同時に、外国資本 (米、仏、独、日など) ゆえに工場のメキシコ製部品の利用率は下がり、メキシコ国内の産業は疲弊し、仕事は激減、毎年100万件の新たな仕事を供給しなければ現在の労働人口に見合う状況にはならない。NAFTAのために、特に地方の農業は大きな打撃を受けた。この自由貿易協定のために、アメリカ合衆国から大規模な「アグリビジネス」(agribusiness) の生み出した農産物が輸入され、メキシコ国内の小規模農家はまったく太刀打ちできず、1993年から2008年までに230万人の農民が土地を追われ、公式の経済指標に載らない下位階層になるか、アメリカへ移民するかしなければならなかった。アメリカから輸入されるようになった大量の加工食品は、メキシコ人の肥満率を上げ、成人の33%に上る。NAFTA開始以来、実質的最低賃金は25%下落し、2006年には、地方の55%の人々が貧困生活のレベルまで落ちてしまった。その結果、米墨の賃金格差は、2007年で5.8倍にもなった¹⁶⁾。貧困者がメキシコで生きていくためには、犯罪に手を染めるか、極端に安い賃金でもマキラドーラで働くか、そこでも仕事が無ければ、アメリカへ越境するしか選択肢がない状況が生まれている。全米の不法移民数の推移は、2012年の時点で1200万人近い。その中で最大の不法移民はメキシコからの移民者で600万人、全不法移民者の半数という数字である¹⁷⁾。

国境の町ファレスはまさにこの経済格差の中心的トポスである。ナヴァ監督『ボーダータウン』では、この経済格差による支配者と被支配者の構図が分かりやすく描かれる。ファレスの工場主を親に持つ裕福なマルコ・サラマンカが、メキシコ人でありながらアメリカ市民権がある「皆の憧れ」の「グリンゴ」(gringo) =白人の外国人=アメリカ人という立場である¹⁸⁾。彼ら一族は、米墨両国の政治家、財界人と共にNAFTA実現のために貢献し、マキラドーラの工場で成功を収めている。そこで働く女工たちの日

当は5ドル、機械音しか聞こえない青白く光る工場
で、絶えず監視の目に晒されながら定期的に「作業
を早めて下さい」(“Accelerate Production”)と機械的
な音声でくり返される映像は、非人間的で息苦しい。
ナヴァ監督の目には、労働力と性的搾取をされる「メ
スティソ」(白人と先住民インディオとの混血)の娘
たちが、アメリカ資本主義の犠牲者としてしか見てい
ない。

『ボーダータウン』において女工として工場に潜り
込んだローレン(ジェニファ・ロペス)が、誘拐され
連れて行かれた場所には、これまで殺された多数
の死体が捨てられている。ここは自動車のスクラッ
プ工場であったが、当時、メキシコ全体の車の保有
率が37%だった時、ファレスでは70%の人々が保有
し、車の窃盗も多発し、解体作業場には犯罪を呼び
込む背景があったことを教えてくれる。これは、マ
キラドーラやNAFTAにより人口が急激に増加し(1990
年代にはメキシコで第4位の人口)、同時にアメリカ
から大量の中古車がファレスなどの国境都市に流れ
込んだ状況を示している。同じく、携帯電話の普及
率も全国平均が15%にも満たない時に、ファレスで
は人口の約半数が使っていたという¹⁹⁾。

もともとメキシコの北部、チワワ州の田舎町であ
ったファレスは、アメリカとの貿易等により急激に近
代化された町である。社会の基層には、インディオ
の民間信仰やカトリックの神秘的な秘跡を生活信条
とする前近代的な人々の生活があった。そこにアメ
リカ経由の経済資本や先端的現代文明が次々と入り
込み、急速に産業化が推し進められ、過去と現在と
未来が幾層にもなって一度に目の前に出現したよう
な混沌とした空間の中で、人々がその変化に戸惑い
ながらも従わざるを得ない状況が生まれた。その結
果、近代化に付いて行けなかったり、押しつぶされ
たり、反発した人々が、麻薬・人身売買、誘拐、売
春、窃盗、殺人等々の犯罪に関わることになったと
いう見方もできよう。ファレスでの少女連続誘拐殺
人の土壌は出来ていた。

4 『ボーダータウン：報道されない殺人者』

『ボーダータウン：報道されない殺人者』は、この
ような労働搾取に性的搾取が重なる中で起こった連
続女性殺人の生き残りとなる少女エヴァ(16歳)の、
殺人鬼だけでなくメキシコ社会をも相手にした戦い
の物語である。ファレスのマキラドーラでモニター
を作る毎日のエヴァ・ヒメネス(Maya Zapata)は、
仕事帰りに突然誘拐されてしまう。家は工場から離

れた電気も水道もない辺鄙な場所で、途中砂漠を通
らなければならない。バスの運転手とグルになった
変質者の、暴行、強姦、絞殺、砂漠での死体遺棄が、
過激な映像で描かれる。映画の中で繰り返す描かれ
る、女性への虐待と異常な虐殺行為は、いわゆる「ス
ナッフ・フィルム」と呼ばれ、ネット上に蔓延する
殺人の記録と同質である。奇跡的に息を吹き返した
イルマは、地面から目を出す植物のように地中から
這い出て来る。この町にフェミサイドから生き残っ
た者がいる、という話を、ジャーナリストのローレ
ン・アドリエン(Jennifer Lopez)が見つける。
ジャーナリストのローレン・アドリエン(Jennifer
Lopez)は、「悪魔と地獄へ行って逃げ帰った」エヴァ
と偶然地元新聞社で出会う。アルフォンソ・ディア
ス(Antonio Vnderas)の経営する新聞社『エル・ソ
ル』に、母親と助けを求めてやって来ていたのだ。
「女性の保護より隠蔽の方が安い」がゆえに、地元市
民はもちろん、州政府も企業も警察さえも、汚職に
まみれ、影の組織や面倒を恐れ、手だしが出来ない
でいる。唯一この新聞社だけが弾圧に屈せず報道を
続け、もしかしたら味方になってくれるかも知れな
いという噂を聞きつけたのだった。ローレンは、シ
カゴの新聞『シカゴ・センチネル』社からこの地
域の連続女性殺人の取材のため派遣されたメキシコ
系アメリカ人であった。エヴァと共に時を過ごすう
ちに、彼女がメキシコ南部のオアハカという州の貧
しいインディオとして生まれ、税金を払えない一家
は土地を追われ、父はアメリカへ出稼ぎに行き、た
とえ日当5ドルであろうと自分も働きに出る以外道
が無かったと知る。フラッシュバックで過去が挿入
され、徐々にローレンの出自も明らかになるにつれ
て、ファッションとロックスターに夢中な平凡な田
舎娘の境遇は、もしかしたらローレン自身のもので
あったかも知れないと感じさせる。

ジェニファ・ロペス演じるローレン・アドリエ
ンは、二重の意味でヒスパニック系アメリカ人の立場
を考えさせる構造になっている。ローレンは、後半
明らかになるように、メキシコ生まれの孤児でアメ
リカに養子に出され、現在に至っている。映画の冒
頭、イルマとの出会いの場面では、金髪(染色)で
スペイン語もほとんど分からないし、それを公言し
ている。「他のすべてを捨てても手に入れたと思っ
た」ジャーナリストという仕事のため、結婚も子供
も持たない典型的なキャリア志向のアメリカ人女性
として描かれる。エヴァやその家族の平和な暮らし
(=メキシコ的後進性)とはまったく対照的な人生を

選択しているキャリア・ウーマンである。しかし、エヴァが犯人やメキシコ社会との戦いの中で成長していくにつれ、ローレン自身も、自分の過去の暗く悲しいメキシコでの生活を正面から受け止め、そこに自己証明の根拠を見つけ出す。ローレンの父親はメキシコの農場で果物の収穫中、ギャングの抗争に巻き込まれ射殺されてしまう。両親を亡くし孤児院にいた彼女を養子に貰い受けた親のお陰で今はアメリカ人となったのであった。エヴァ自身の変化と同時に、ローレンも黒髪、黒い瞳、ビーズ、マリアのペンダントなどでメキシコ人風に変装し工場へ潜入するが、これを機会に、例えば“Born Blond”（生まれつきの金髪）という染髪料を止め、もとの黒髪になり、スペイン語も少しずつ覚えながら、エヴァのようなメキシコ人女性に変化して行く。

このローレンの役を演ずるジェニファ・ロペスは、周知のように、NYブロンクス生まれのプエルトリコ系アメリカ人であり、ヒスパニック系アメリカ人の中で最大の成功者の一人であるといっても過言ではない。リタ・ヘイワース、リタ・モレノ、キャメロン・ディアスなどラティーナに付随する情熱的でセクシーなイメージをうまく利用しながら、芸能界で上昇するロペスは、その我がままな言動も含めて、見事にヒスパニック系のステレオタイプを象徴する存在になっている。映画の中でも、なぜこうも口やかましく自分の都合ばかり主張するのか、なぜいつも身体に密着するボディ・コンシャスな服ばかり着るのか。しかし、1997年の『セレナ』で一躍有名になり「アメリカン・アイドル」となったジェニファは、『ボーダータウン』の翌年、アムネスティ国際賞を受賞し、その翌年、ロサンゼルスで小児科病院のための慈善活動団体“The Maribel Foundation”を設立、「ラリー・キング・ライブ」でも積極的に発言し、ラティーナのステレオタイプを超えた「アメリカン・ヒロイン」とでも呼ぶべき存在へと成長する。

ナヴァ監督は、このようなロペスの人気を利用しながら、そのヒスパニック系アメリカ人という出自を映画の中のメキシコ系アメリカ人に重ね合わせることで、ジャーナリスト、ローレンのリアリティを増幅しようとした。

汚職と腐敗にまみれた後進国メキシコのある町で起こる殺人事件の真相を暴きに、金髪のアメリカ人女性が颯爽と登場し、凶悪な犯人たちと闘い、最後に自己のアイデンティティを発見し悪に挑戦し続けるという構図は、まさにアメリカ人好みの勧善懲悪を描く物語であり、批判もある。何より、ジェニ

ファ・ロペスが目立ちすぎ、せっかく深刻な問題を扱った映画も、その存在の陰に隠れてしまう、というものだ。しかし、このロペスの存在こそ、この映画の核心を構成する表象となっている。すなわち、アメリカ的な女性像＝知的で活発、男勝りで仕事もでき、収入もある「キャリア・ウーマン」、しかも金髪で女性的魅力も持ち合わせ、不正を許せず弱者の味方である女性像は、ある意味の「スーパー・ウーマン」である（そのため男くさいアントニオ・ヴァンデラスの活躍さえかすむ）と同時に、ヒスパニック系移民の成功者の象徴でもある。メキシコが抱く理想あるいは夢見るアメリカのイメージを体現しているのがローレンであり、エヴァも一度は「ウェット・バック」となってリオ・グランデ川を越えようとした。対するメキシコは、エヴァに象徴される先住民インディオやメスティソの貧しさ、無教育、無力さ、迷信、殺人犯達の狂暴さとそれを生み出す社会環境、警察や役人の墮落や腐敗、何より女性蔑視の価値観が際立つ国として並置されている。まさに「第一世界と第三世界が接する世界で唯一の場所」なのである。

5 「フェミサイド」と「マチズモ」信仰

先住民の土地を追われ、キリスト教と土着の原始宗教が混じったような宗教的伝統の中、インディオを祖先とするメキシコ人の貧困かつ無教育な女たちは「メスティソ」（白人と先住民インディオとの混血）として、日々の生活を如何に送るかで精一杯であった。そのような環境に生きる人々にとって、北米自由貿易協定によって国境の街に作られた「マキラドーラ」（工場）が労働力を必要としていることは大きな救いとなった。単純労働に耐えられ、従順で、比較的勤勉な若いメキシコ人女性たちは、雇用者にとっては都合のよい人的資源であった。無論、実際には過酷な労働時間と信じ難い低賃金の労働搾取工場である。

このような女性労働者は、しかしながら、メキシコの「マチズモ」から見れば違って見える。すなわち、伝統的にも宗教的にも家父長的男らしさの支配する社会で生活して来た男たちにとって、「妻」や「母親」という純粋な理想の女性像が、心理的には崩壊することになる。家事も育児もしないで、工場で働くことによって女たちは何某かの収入を得、自立も可能となり得る。それまで家庭（社会）の稼ぎ手は男であり、一家を支える大黒柱であった。男とは、「弱い」「無垢な」女たちを守るべき存在であったに

も関わらず、働く女たちの登場によって、自分たちの幻想が崩れ、その結果、若い女たちのイメージは、「金と遊びとセックスにしか興味のない汚い存在」に変化してしまう²⁰⁾。このような女たちは、「マチズモ」の視点から見れば、ただの性的対象にしかすぎない。一旦その性的対象としてのイメージが消費されてしまえば、使い捨ての安価な品物のように、ただの汚い物体でしかなくなる。自己の幻想を破壊した存在への憎しみから暴力が生まれ、猟奇的殺人へとつながったという見方は、ステレオタイプ的ではあろうが、カトリック国メキシコの「ミソジニー」(女性嫌悪)的深層心理の一面を表していると思われる²¹⁾。このような文脈で「ファミサイド」の訳語を見つけようとすれば、アンビヴァレントな意味を込め「女性愛憎連続殺人」とでも訳す他ない。愛の裏返しとしての憎悪と暴力は、古典的な世界観であろう。それが、ファレスという「国境の町」の社会的にも経済的にも歴史的にも歪んだ一種ブラックホールのような空間で甦った。これも「マチズモ」という観念から離れられないラティーノの一面を強烈に示している。極端な経済格差の中で、メキシコ人女性たちのジェンダーとセクシャリティが、大量生産、大量消費の中で、常に交換可能な使い捨て商品のように非人間的な存在と化し、メキシコの「男らしさ」のはげ口となったと見ることができるのである。

6 結 び

20世紀初頭のメキシコ革命の後、ファレスは観光とレジャー産業に力を入れた。それは、アメリカの禁酒法(1919-1933)から解放されたいと望む人々が、酒や麻薬、女を求めて国境を越えて来たからであった。1940年代になると、買春ツアーや商売、移住者などでますます栄えることになる。第二次世界大戦中は、テキサス州フォート・ブリスに軍隊の基地があり、多くの兵士たちがファレスを訪れたのだった。1950年代になると、アメリカ人旅行者にとって、ファレスは「メキシコ人の愛人」を持てるという夢を叶えられる象徴的な町になる²²⁾。1960年代になると、メキシコ政府は「国境産業化計画」(1965)などを推し進め、これが後の「マキラドーラ」になる。しばらくはラテン・アメリカの優等生としての時期があったが、1970~80年代に不法移民の数が800万から1200万人まで増加してしまう。1990年代のNAFTAまで、結果的にはその収入の多くを女性に頼りながら今日に至っているとも言えよう。実際、マキラドーラの労働者の70%以上が女性である²³⁾。途中何度か

アメリカの移民法が改正されたが、不法移民解決策の決定打にはなっていない。貧困、犯罪、麻薬、マフィア、政治家・役人の汚職、企業エゴ、と八方ふさがりのファレスも、近年は行政の努力にかなり犯罪率も下がって来てはいる。しかし、オバマ政権の新移民法「ドリーム法」を見据え、国境を超える若年者が増加しているといわれる今日、「ボーダータウン」の動向にはますます目を離せない。

-
- 1) "Mexico to aid bereaved in Juarez," *BBC News*. 21 July 2004. Web.
 - 2) Lise Olsen. "Ciudad Juárez passes 2, 000 homicides in '09, setting record." *Houston Chronicle. Chron.com*. 21 Oct. 2009. Web.
 - 3) "Femicide." Stop Violence Against Women: A Project of the Advocates for Human Rights. *The Advocates for Human Rights*. September 4, 2008. Web.
 - 4) Alicia Gaspar De Alba, ed. *Making a Killing: Femicide, Free Trade, and La Frontera*. (Austin: University of Texas Press, 2010). Print. p.70.
 - 5) "Mexico: Justice fails in Ciudad Juarez and the city of Chihuahua." *Amnesty International*. 28 Feb. 2005. Web.
 - 6) Jenny Karubian. *Representing Femicide at the U.S.-Mexico Border*. Amazon Services International, Inc. 2011. No.95. Kindle.
 - 7) Sergio Gonzalez Rodriguez. *The Femicide Machine*. (Semiotext Intervention Series) Trans.by Michael Parker-Stainback. (Cambridge: The MIT Press, 2012). Print. p.75.
 - 8) *On the Edge: The Femicide in Ciudad Juarez*, Steev Hise. DVD: Illegal Art. 2006. Film.
 - 9) *Ibid.*
 - 10) *City of Dreams*. Dir. Bruno Sorrentino. DVD: Filmmakers Library, inc. 2001. Film.
 - 11) Karubian, *op.cit.*, no.98.
 - 12) Karubian, *op.cit.*, no.96.
 - 13) *The Virgin of Juarez*. Dir. Kevin James Dobson. DVD: Lantern Lane Entertainment, 2006. Film.
 - 14) 「監督インタビュー」『ボーダータウン：報道されない殺人者』(Bordertown) グレゴリー・ナヴァ監督, DVD: アミューズメントエンタテインメント, 2006年. Film.
 - 15) Juan Gonzalez. *Harvest of Empire: A History of Latinos*

- in America*. (London: Penguin Books Ltd, 2011). Print. pp.265-66.
- 16) *Ibid.* pp.269-70.
- 17) Jeffrey S. Passel, D'Vera Cohn and Ana Gonzalez-Barrera. "Population Decline of Unauthorized Immigrants Stalls, May Have Reversed." *Pew Research Hispanic Trends Project*, 23 Sept. 2013. Web.
- 18) この一族に関する「グリンゴ」、アリス・ロドリゲスが、日本版『ボーダータウン』の字幕では、「金歯の男」と紹介されるが、これは“Goatee”（あごひげ）を“Gold Teeth”と聞き違えたと思われる。
- 19) Rodriguez, *op. cit.*, p.20.
- 20) Rodriguez, *op. cit.*, p.34.
- 21) 2001年1月、あるエジプト人化学者が、ファレスで過去7年間に200人以上の少女を殺害した容疑でメキシコ警察に逮捕されたが、これが本当の犯人か確証もない上、その後も女性殺人が続いている状況は、当局がこのエジプト人を一種の生贄として事件の終結を図りたいという意図が見える。 (“City of Dreams,” BBC News Correspondent. 12 Jan. 2001. Web.)
- 22) Rodriguez, *op. cit.*, pp.17-18.
- 23) *On the Edge, op.cit.*

研究ノート

アリス・ベーコンの*In the Land of the Gods*に見る日本女性観梅本 順子^{※1}Images of Japanese Femininity from Alice M. Bacon's *In the Land of the Gods*Junko UMEMOTO^{※1}

ABSTRACT

Alice M. Bacon was an educator who had been invited to Japan to help develop a school for young women. She wrote three books on Japan, the last of which was a collection of ten supernatural stories called *In the Land of the Gods: Some Stories of Japan* (1905). Although she admitted that some of the stories were adapted from Lafcadio Hearn's writings, her originality came to the fore in the three opening tales. The first two are set at the time of the Russo-Japanese War. In "The Favor of Hachiman," a devoted mother mourning the death of her son sees him miraculously returned to her. In "At the Shrine of Fudō" a mother sacrifices herself so that her soldier son may be saved from certain death on the battlefield. In both stories, Bacon shows each mother full of a superstitious but inherently pious belief, which each uses to channel their abiding maternal love. The third story, "The Blue Flame," shows the bonds of love between a wife and her husband who has died tragically in an ill-fated military exercise in the winter snows of Aomori. Overcome with grief, the loving wife's death quickly follows that of her husband. My paper discusses the female protagonists in these three stories, with particular reference to the images of Japanese femininity they illustrate. I conclude that Bacon's three original stories show remarkable insight into Japanese femininity at the turn of the twentieth century that was rarely understood by ordinary Westerners.

1 はじめに

津田梅子の女子教育を支えるために来日したアリス・ベーコン (Alice M. Bacon) は、二回にわたる日本滞在を通して、日本というそれまで触れることのなかった未知の国の多様な側面を見聞する機会をもった。その体験は、二冊の日本人論 (*The Japanese Interior*, 1893 ならびに *Japanese Girls and Women*, 1902) にまとめられた。以前、拙稿で、ジュリア・カロザース (Julia Carrothers) やイサベラ・バード (Isabella Bird) とともに、ベーコンの日本女性の結婚や子育てに関する意見を紹介した¹⁾。これらは、ベーコン自身の体験から誕生したものであるものの、公私にわたり彼女の相談に乗っていた梅子の助言が反映されている。それだけに、先に紹介した二人の日本女

性観よりは、日本人の心の内奥に触れた意見だと感じさせるものになった。

ベーコンは、これら二冊の日本論以外にも、本論で紹介する *In the Land of the Gods* (1905) と題する怪談集を出版している。このタイトルは文字通り『神々の国にて』(以下この呼称を使用) という意味であり、「多神教の日本にて」と置き換えることも可能である。八幡や不動などの、日本の庶民が信奉する神々がそれぞれの場面で重要な役割を果たしている。そればかりか、人を化かす生き物として知られ、時に稲荷の使いとなる狐も登場する。日本の近代化を支える教育を担うために招聘された知識人としてのベーコンが、旧弊を支持しているとして批判されるような視点から物語を書いているのである。これらの書

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University, Professor

物の特徴からは、ベーコンがこの作品を仕上げた意図の検討が必要となろう。

また、ベーコンのこの作品にみる伝統の日本のとらえ方は、同時代に日本人や日本文化について執筆し続けたラフカディオ・ハーン(Lafcadio Hearn, 1850-1904)の手法に類似している。ベーコン自身、その序文にて、ハーン作品に感化されたことを明言している。あとで詳述するが、ベーコンのこの作品集を形作る十篇の作品の過半数が、何らかの形でハーンの影響を受けていることは否定できない。ここでは、この作品集のうちでも、ベーコンらしさが発揮されたものを取り上げる。すなわち、日露戦争中に逝去したハーンが取りあげることができなかった日露戦争下の日本の妻や母たちを描いた作品に特に着目することにより、ベーコンの日本女性観を概観する。

2 創作の意図について

ベーコンの創作の意図として、砂田恵理加は「アリス・ベーコンの*In the Land of the Gods*に見る日本像」で、「ベーコンは、近代国家への道を意識的に歩もうとしていた日本とは対照的なイメージを強調し、伝統的で、清廉ではあるが、なすすべのない弱者として日本人を描くことで欧米人の同情を喚起し、対日危機感情を緩和しようとしたと読むことができる²⁾」と述べている。これ以外にも日露戦争による欧米の対日世論の悪化を防ぎ、親日感情を喚起するためには、伝統的な女性像が有効だと判断したからだとする。

ベーコンが欧米の読者に対して日本の立場を好意的に擁護したいという欲求にかられたことは確かであろう。しかし、「なすすべのない弱者」として描いたというのはいかがなものだろうか。外部者にとってはナンセンスと思われるようなことも、当の日本人にとっては信仰や価値観に基づくものがある。その点で、それまで西洋人が目を向けようとしなかったものにも、取り上げる価値があることをベーコンは理解したのではなかろうか。すなわち、キリスト教一辺倒の視点からは説明がつかないものの、視点を変えることで見えてくるものがあるとわかったのではなかろうか。

ベーコン自身、日本人の中にくらしてみても、貧しい階級の人々でも高い道徳心を持っていることを知る機会を持った。そのような経験を通して、西欧人が欧米以外の地域に住む人々に対して望む「文明化」とはいったい何なのか、その意味を考え直すようになっていたといえるだろう。欧米のキリスト教徒が

抱く「文明化」を日本人に適用することの是非については、日本を知れば知るほど疑問になる欧米人がいたことを、J. M. ヘニングはその著*Outposts of Civilization*において指摘している³⁾。

また、たいていの欧米人にとって文明化とはキリスト教化と同一であったことからして、日本の民間信仰などは当然、否定的にみられた。それだけに、おとぎ話とはいえ、民間信仰の対象となる不動や八幡、それにキツネなどが登場する物語をベーコンが書いた背景に、何らかの意図があると考えるのは至極当然のことかもしれない。ベーコンの作品中では、これらの民間信仰に傾倒する婦女子は、決して否定的に取り上げられたわけではない。西欧読者からしたら、迷信の一言で一蹴されてしまうようなことを、ベーコンは美化して描いている。

とりわけ最初の三作品を、ベーコンは戦争という極限状態で起きた家族の物語として仕上げた。西洋人にとって一見不可解な行為は、奇跡を願う人々の心情の発露に過ぎないのである。非常時に身を置く女性たちの姿は、文化の壁を越えて身近に感じられるものとなっている。すなわち、母子や夫婦の愛、またその一方を失うことによる喪失感、文化や人種を越えて普遍的なものであることを訴えかけるものとなっているのである。

とくに、子供や夫のことを気遣う母や妻の姿は、ベーコンが抱く日本女性像にならって形成されたのだった。さらに、夫婦の関係のみならず、夫の母との関係、もしくは義母から見た息子の嫁との関係など、家長を中心に成り立っていた当時の日本の大家族構造を理解していたベーコンならではの目配りが感じられる。そのような取り組みの中でベーコンが力を入れたのは、日本語の使用であった。日本的なニュアンスを増すために日本語は不可欠と判断してか、随所に交えており、日本的な雰囲気可能な限り大切にしながら、かつ西洋人読者が関心をもって読める工夫をしているのである。

3 ハーンの影響について

次にハーンから受けた影響について触れたい。ベーコンは、ハーン作品から示唆を受けたことをその序文で、次のように言明する。「本作品で触れられた怪談を十分理解しようとするなら、読者はラフカディオ・ハーン作品を参照すべきである。ハーンの*Japan: An Attempt at Interpretation*, 1904 (『日本—解釈の試み』)は、日本国民を精神面からもっとも包括的、かつ好意的に論じた研究書である。また、*Glimpses*

of *Unfamiliar Japan*, 1895 (『日本瞥見記』) の一卷目にある「キツネ」は、キツネ信仰の多様な側面に触れるものとなっている⁴⁾と述べている。

ベーコンがハーン作品に啓発された背景には、日本に関する本がきわめて少なかった当時の事情がある。極東でわずか30年ほどの間に台頭した未知の国、日本に対して欧米での関心が高まった。現地にて日本を直接体験した人びとによる作品は、フィクション、ノンフィクションを問わず、神秘の国のベールを剥ぐものとして歓迎されたのである。その中で、日本を多角的に、かつ総合的に描いた作品として、ハーンのもの为先駆的な役割を果たしていたのだ。

また、ベーコンの日本滞在期間がハーンと一時的ながら重なったことも大きい。そのころ、ハーンの記事が『アトランテック・マンズリー誌』(*The Atlantic Monthly*) に掲載され、ホートン・ミフリン社(Houghton Mifflin)をはじめ数社から、毎年のように日本関係の単行本が出版されていたのである。晩年のハーンのこのように旺盛な執筆活動が、ベーコンを刺激したのかもしれない。ベーコンも日本関係のおとぎ話を『アトランテック』に発表しており、それらをまとめて、作品集『神々の国にて』は誕生したのであった。

ハーンの影響は、ベーコンがその序文で言及した以外にも、彼女の実作品においてきわめて顕著である。例えば、先に触れたキツネの話以外にも、同じハーンの『日本瞥見記』から影響を受けたものに、ベーコンの第七話の“The Buyer of Ame”(「飴を買うもの」)がある。ハーン作品では、飴を買う幽霊の話は、松江にまつわる怪談話などを集めた「神々の国にて」(*The Province of Gods*)と題する長編のエッセイの一部を形成している。一部と述べたのは、ハーンの「神々の国」は、松江にまつわる様々な物語からなっており、「飴屋の幽霊」という話はわずか1ページをしめているに過ぎないからである。ハーンは、早々と埋葬されてしまった女性が、棺の中で出産した赤子をなんとか無事に育てようとする原話に忠実だった。そのため、女性が買い求めたのは茶碗で買う水飴である。棺内で生まれた新生児を養うために、乳のでない母は水飴に頼るしかないというところが、この物語の核心なのだ。

一方、ベーコン作品では、設定や人物描写の追加により、ハーン作品の数倍の長さになった。より現実味を感じさせる描写が続くものの、女性が買い求めた肝心の飴を、装飾された袋に入った棒状のもの、

すなわちお宮参りのための飴(千歳飴)にしているのである。これでは、生まれたばかりの赤子という設定を台無しにしてしまう。それだけに、手を加えすぎてかえって残念な結果になっている。

さらに、ベーコンの第八話“The Peony Lantern”(「牡丹灯籠」)はハーンの*In Ghostly Japan*, 1899 (『霊の日本』)の“The Passional Karma”(「恋の因果」)が下敷きとなっている。最後に、第九話の“The Lady of the Scroll”(「掛け軸の女」)はハーンの*Shadowings*, 1900 (『明暗』)の“The Screen-maiden”(「衝立の女」)がもとなる作品である。この第九話は次の第十話の“How Fumi remembered”(「ふみの記憶」)と二つ合わせて完結するという手の込んだ仕上がり作品である。過去の記憶をつないで恋を成就させるという点では、これら二作品とも、ハーン*The Romance of the Milky Way*, 1905 (『天の河奇譚』)の“The Story of Ito Norisuke”(「伊藤則資の話」)などの影響が見られる。過去において恋人だったものが世代を超えて生き返ってきたときに再び過去の記憶に引き戻されるというものである。

これらの例からも明らかなように、ベーコンは、ハーン作品の中でもとくに母性愛や男女の愛をテーマとするものを中心に切り上げ、それを土台に独自の作品に仕上げたのだ。ちなみにハーンがこだわったのは、一貫して「愛は死より強し」であった。ハーン自身、14年の日本滞在中で、最初のあまりに好意的な日本の印象は、時間とともに薄れていったことを認めているものの、その中で唯一彼にとって色あせることのなかったものとして強調するのが日本女性の存在だった。女性は社会的に立場が弱いだけに、意志を十分伝えることなくしてこの世を去ったものも多い。そのような女性たちが、幽霊となって思いを吐露する、あるいは行動する、そこに着目して作品をつくりあげたのである。

一方、ベーコンの来日理由は、日本の女子教育の一助となるために招聘を受け入れたことにある。当然、日本の知識階級や高貴な人々の子女が、その観察の対象になったことは言うまでもない。そういう恵まれた地位にある女性でも、西欧の婦人たちに比べればその行動は制限されたものになっていたであろう。反対に、身の回りの世話をしてくれる下女や下男らとのふれあいから、いわゆる特権階級ではない人々の暮らしをも観察する機会をもった。これらの社会的には恵まれたとは言えない階層の女性たちも、愛情や母性、並びに道徳心に関しては、高い身分の女性たちに比べてなんら遜色なく生きている。

それを目にしたとき、これらの女性がハーンの描く伝統社会に生きる女性と重なったのかもしれない。ベーコンは、時に創作の先駆者であるハーンへのオマージュとして、あるいは女性の視点から敢えてハーンへの挑戦を意識して創作したのかもしれない。

4 日露戦争三部作にみる女性の愛

本論では、ハーン作品の影響が見られないベーコン独自のものを中心にみてゆく。ベーコンが日露戦争という非常時下の母と妻の心情を描いた作品として、第一話から三話までの三作品をとりあげる。これらは、ベーコンの考える日本の妻や母が、戦争という危機的状況の中で描き出されている。とくに息子や夫を戦地、もしくは軍事教練（第三話）に送り出した家族の心情が、その信仰心とともに描かれることとなった。第三話は日露戦争中のことではないものの、ロシアと戦争になることを想定して極寒の青森で訓練を執り行った日本陸軍が、多数の死傷者を出した八甲田山での行軍事件が下敷きとなっている。

これらの三編の話から、ベーコンが日本女性を通して訴えたかったものに焦点を当てる。日露戦争を背景に、母や妻として息子や夫を送り出した女性たちの不安、また、戦死された後の喪失感や悲しみなどが、日本女性の信仰心と相まって、不可思議な空間を作り上げている。その目的はいかなるものであろうと、日本人の信仰心、特に民間信仰への関心なくしてはとうてい成立しなかった話といえるだろう。

第一作「八幡様の功德」(“The Favor of Hachiman”)は、日露戦争に出征して三か月で戦死した息子の魂が、救出された別の赤子の肉体を通して蘇るというものである。息子を戦死で失った老夫婦は、お盆のある日、幼子を背負う旅の若い女性に出会い、その窮状を察した夫婦は、自宅での休息を促し食事をふるまう。この女性の夫は戦死し、その忘れ形見とともに親戚のもとに行く旅の途中であることを聞き出す。夫婦は天候の急変を恐れて若い母親に一泊するよう勧めるものの、先を急ぐ母親は敢えてそれを振り切って出かけ、豪雨の中、濁流に飲み込まれて命を落とす。赤子も一緒に飲み込まれたものの、その命を救われる。この赤子の肉体には、戦死したはずの老夫婦の長男の魂が入り込んでおり、彼らは母を失った赤子を戦死した長男の身代わりに育てることになる。これは彼らが信仰していた八幡様の功德として受け止められたというものである。

信仰を印象付けるのは次のような描写である。幼

子が老夫婦の家に戻ってくるのを知らせたのが、八幡様の使いの蛇であること、ならびに老夫婦の家に帰ってくる赤子が、竿の先に糸で結びつけてお馬として振り回すものがトンボであったことなどがあげられる。その赤子は、老夫婦の家につくや、真っ先に仏壇の盆飾りの前に行き、「太郎のお馬」と叫んでいる。死者の霊はトンボとなって現れるということ、また、盆の日には死者が馬に乗って帰ってくることなど、仏教に関する日本の庶民の信仰がその風習と共に描かれているのである。

さらに、老夫婦の夫の方は、赤子のことで警察に出頭しただけでなく、村の寺院の僧侶にも相談に行く。これを聞いた僧侶は、老夫婦が貧しい母子に施した親切に加え、息子を失ったにもかかわらず八幡様への信仰を続けてきたことが、このような形で功德を受けるに至ったのだと説くのだ。また、若い母親の遺体が見つかった場所に祠を建てて祀り、親子で供養を続け、子子孫孫までもこのことを忘れぬように語り継ぐことを命じるのであった。

この作品では妻だけでなく、夫もそろって敬虔な態度で過ごしてきた。そのような生き方に対し、信仰の対象となっていた八幡様がその無垢な心に報いたという作品である。大きな役割を果たすのは、母親の息子に対する思いである。それは、幼子を抱えて旅をする若い母親に対する気配りや思いやりの中にも描かれる。幼児の姿となって帰還した息子を家に迎え入れるのも妻である。しかも、この作品は、冒頭でも述べたように、日露戦争が背景になっており、若い母親は戦争で夫を亡くし、老夫婦は息子を亡くした。この二組の最愛の人を失った人々が、八幡様の功德で巡り会わせられ、しかもそれぞれの子供は、一方は肉体として、もう一方は魂として生き残り、次の世代へと命をつないでゆくのであった。

第二作「お不動様にて」(“At the Shrine of Fudo”)は、不動信仰の賜物というべき、神の功德で戦争から無事生還した話である。日露戦争に出征した息子の無事を祈って、母親は御百度参りを続ける。赤子を抱える息子の嫁に代わって母がそれを行ってきたのだ。息子はやがて無事に帰還するが、母親は身代わりとなって急逝する。息子の無事の帰還とその後の息子が営む家庭の幸せを強く願っていた母の思いが、自分の身を犠牲にすることにより聞きとどけられたというものである。

最初の山場は、自分の出征を母や妻にいかにか知らせるか、思案にふける息子の姿である。特に母への思いはひとしおである。夫が戦死したことにより

若くして未亡人になった母は、官立学校の教師として息子の成長だけを楽しみに頑張ってきた。息子が幼かった頃、ときには母の不在をさみしいと感じることもあったが、掌中の珠のごとく大切に息子を成人させたのだった。その最愛の息子は、自分が父と同様に若くして戦死した場合、母がどれほど落胆するかを想像すると、戦地に赴くことをどのように告げたらよいのか、思案するのであった。

一方、身重の妻の今後にも思いをはせる。無事に生まれれば、夫が戦死してもその子供が彼女の生きがいとなって支えるだろうし、もし死産だとしても、実家に帰って再びどこかに嫁ぐ機会が訪れるというものだった。息子が独立し、嫁が来たことで、やっとご隠居として楽ができるはずの老母が、息子の死によってどれほど打ちのめされるかを考える方が、当の息子にとってはよほど辛かったのである。この作品で、母の方が嫁より大切に取り扱われているのは、当時の儒教道徳に基づく日本社会の人間関係を、ベーコンが知っていたからだろう。また、この物語の本質が、母性賛美にあることからしても当然といえるかもしれない。

そのような息子の心配をよそに、息子から出征を知らされた母は、西南戦争の折に西郷に従って戦死した父の汚名そそぐためにも、息子には戦場にて最善を尽くすよう訴えるのだった。ベーコンの作品中にあるこれらの描写からは、第二次世界大戦が終わるまで続いた「滅私奉公」ならびに「賢母」の姿が浮き彫りになるのだった。さらに、「軍人勅諭」まで引用して国家への献身を息子に説くあたりからは、その短期間の滞在中にベーコンがいかに日本社会の構造を学んだかがうかがわれる。

女子留学生の一人である大山（山川）捨松に対し、ホストファミリーとして接してきたベーコンは、薩摩や新政府の事情などにも通じていたことだろう。夫と妻が作る西洋の家族観とは全く異なる、大家族型の日本の家族が、夫や息子を戦場に送り出すという極限状態に置かれると、いかにふるまうかが問われている。また期待を受けた息子の立身出世はいかに達成されるかということもこの作品を通して描かれることになったのである。

さらに息子が出征した後で無事誕生した幼子を巡る、祖母としての老母と若い母親の軋轢にも触れた。いくら孫を愛おしく思おうと、乳をくれる母にはかなわないことは、自分と息子との関係からも明らかだった。それだけに、自分が息子に唯一してやれるのは、出征した息子の無事を祈って御百度参りを続

けることであった。老母が疲れているようなので、お供に女中をつけるよう若い嫁は進言するが、聞き入れられなかった。ただ、老母は黙々と自分の勤めに専心したのである。

数か月にわたる御百度参りが続き、いよいよ食事さえとることができなくなるほど憔悴した老母は、若い嫁を枕元に呼びつけて、念願がかなったことを伝える。息子のかわりに自分の命をささげるとお不動様に願ってきたが、その願いがついに聞き届けられたことを告げて亡くなるのであった。その息子に対する最後の言葉が「私と一緒に来なさい」というものであった。

一方、ロシアとの戦いで深手を負った息子は意識を失って倒れていたものの、母の「一緒に来なさい」という言葉を聞いたような気がして我に返る。やっとの思いで味方の兵士が去った後の塹壕にたどり着く。やがて味方に発見されて病院に収容されるが、そこに母の死を知らせる手紙が届くという設定である。

母の息子を思う気持ちの強さがこの上なく発揮された作品である。妻も登場するものの、母子の絆の中には入り込めない。一方、若い妻はまた自分の子息との間にほかのものが入り込めない絆を築こうとしているのである。そこに描かれたのは、ベーコンが考える日本の母子の絆の強さだといえるだろう。また、お不動様への御百度参りは、日本の庶民が考える願掛けの一例であり、自分の願いが聞き届けられるためには、自分の命さえ惜しまない。いやむしろ、自分の命を犠牲にして心願を成就させるのがその在り方だと述べているかのようである。

西洋人の眼には、それは野蛮な風習と映るかもしれないが、かけた願いを成就させるには当然犠牲が払われるべきであり、自分の一番大切なものを断つとか、犠牲にするのは当たり前とされたのである。自分の命と引き換えに願い事をするのは、極限状態に追いやられた日本の庶民が行う最後の手段であった。ただし、神を相手に駆け引きをするというような否定的な意味合いはない。神の前で誓ったことを確実に実行することによって、その願いの強さと偽りのなさを証明する聖なる行為とされたのである。

最後に取り上げたいのは、第三話“The Blue Flame”（青白い炎）と題する物語である。第一話や第二話に比べるとずっと短い話であり、ここでは若夫婦の愛の姿が描かれる。文字通りタイトルの「青白い炎」とは「人魂」のことであり、亡くなった人の霊が人前に現れるときには、「青白い炎」となってふっと軽

やかに飛ぶということが、日本人の間でこれまで言い伝えられてきた。

そして、すでに述べたとおり、これは日露戦争前に行われた八甲田山での事件がもとになっている。厳冬に行われた軍事訓練の最中に命を落とした夫が魂となって、愛しい妻のもとに帰るといふ話である。ベーコンはこの話を始める前のページに、読者の理解のために注にあたる説明をつけている。それによると、「この物語は、1901年の2月（ベーコンの誤り、1月23日から行軍を開始した）に行われた傷ましい「雪の行軍」といわれる事件と関係している。日本軍はシベリアの冬の状況に耐えられるかどうかを、この行軍によって試そうとしたのである」⁵⁾と述べている。

やがて来るロシアとの決戦を想定した日本陸軍は、日本国内では冬場の気候が厳しい、青森県の八甲田山で行軍を開始した。その機動力を試そうとしたものの、荒天の下、スケジュールや決断の誤り、それに装備の不十分さなどいくつかの要因が重なって、行軍の最中に遭難し、行軍参加者210名中199名が死亡という痛ましい事故が起きた。山岳事故、ならびに軍事訓練のどちらの面からも最大級の死者を出した大惨事である。

ベーコンはこの短編を、夫の帰りを待っている若い妻の側から描いている。夫の帰宅に合わせて甲斐甲斐しく食事の準備をする妻は、出入り口で夫を迎え入れようと準備に余念がない。爺やや女中もいる中で、奮闘する妻のところに帰宅した夫の様相には、冷えきった体や凍り付いたひげなどの異変が見られる。夫は暖かくしてあったこたつに入ることはなく、無言のまま雪の中に消えてゆく。そんな夫を追いかけて外に飛び出す妻の周りには青白い炎が飛んでおり、その炎と共に妻の命もつきののであった。

これだけでは、何が起こったか不明のままだが、この四日後に救出された兵士の証言から、行動を共にしていた中尉こと、この物語の主人公の夫の最後が明らかになる。遭難した後の凍えながらの彷徨の様子が語られる。力尽きた中尉は、これ以上自分のために時間を割かないように申し渡す。ただ妻にだけは自分の死を伝えたいとあって崩れ落ちるのだった。

これを聞いた兵士は中尉をゆすってみるものものはやこと切れており、その体からは青白い炎が揺らめきながら飛び出すのを見る。兵士は自分の父親が亡くなる時にこのような青白い炎を見ていることから、改めて中尉の死を確認する。その青白い炎は

雪原を横切って夜の闇のとばりの中に消えて行ってしまったが、それを追いかけた兵士は、最終的に救出されたのであった。

この話を聞いていた同僚は、中尉の妻も亡くなっていたことを話して聞かせる。中尉の家に仕えてきた爺やの話として、不可思議な出来事を伝えるのであった。すなわち、ご主人の奇妙な帰着の様子と雪のトンネルの中に消えていった青白い炎の話をした。中尉の死をみとった兵士は、それを聞いて、妻に自分の死を知らせたいとする中尉の思いが叶ったことを確認する。兵士の言葉、“Poor little woman! She was not a widow very long!”⁶⁾(奥さん、おかわいそうに。すぐにご主人のあとを追ったのですね!)をもってこの話は終わる。短いながら、日本人の信じる人魂のこと、並びに肉体は滅びても心はつながっているという、日本人の心情が前作同様に垣間見られる作品となっている。

八甲田山の行軍事件は、1971年に新田次郎によって『八甲田山死の彷徨』として作品化されるまで、大々的に作品として言及されることはあまりなかった。その点、事件から三年余りで、これをテーマに短編に作り上げたことに、ベーコンが当時の日本の情報を、いかに関心をもって収集していたかがうかがわれる。

また、当時の時事問題をテーマにしながらも、これらの事件から直接影響を受けることになった妻の視点から事件を描いたことに、ベーコンの日本女性への関心の高さがうかがえる。特に夫に殉じた妻の死という印象を残して終わらせたところに、ベーコンの工夫がある。果たして欧米の読者がそれをどのように解釈するかは別として、先に引用した兵士の言葉の背景には、夫の妻への思いが成就したというだけではなく、夫の霊の帰還で、その死を察知した妻が後を追ったことがわかる。未亡人であったのはほんの束の間のこと、彼女も夫のあとを追うかのように亡くなってしまったのである。喪失感に長くさいなまれないで妻が旅立ったことに、何らかの救いがあったと感じさせる幕切れである。

5 おわりに

ベーコンの本が出版された当時の記事として、雑誌『英文新誌』の“Editor's Desk”と題した、編集者によるベーコンとハーンを比較した寸評がある。ベーコンの『神々の国にて』を構成している十篇を英語のタイトルのまま紹介したうえで、「この十篇の怪談は決して在来の日本に伝わるものの翻訳ではなく、

日本人民の間に流布する神仏の利益、狐狸談等の思想を骨子として、著者の新意匠を以てoriginal storiesとなしたのである。これぞ、up-to-dateのghost storiesで、Lafcadio Hearn's "Kwaidan"の如き旧くさい話の翻訳ではないのである。』⁷⁾と述べている。この『英文新誌』が津田塾の関係者により発行されていることを考慮すれば、ベーコンを高く評価するのは当然のことかもしれない。

ハーンの作品も翻案であり、決して忠実な翻訳ではないものの、ベーコンの作品は、翻案を通り越して、創作の域に達した作品も多い。ただし、その作品の何篇かはハーン作品に何らかの示唆をうけていることはすでに指摘したとおりである。また、時には「飴屋の幽霊」のように手を加えすぎたために、必死の思いで乳飲み子を守り育てるといふ母の健気を損なうという失敗もした。

ただ、ハーンがかかわっていない日露戦争関係の作品にむしろベーコンらしさがのぞかれる。とくに、同じ女性という立場から、等身大の女性を描いたところにベーコンの日本女性に対する親しみすら感じさせる。また、日本女性の神仏への素朴な信仰心が生活といかに深くかかわっていたかを丁寧に描いた点に特徴がある。

ベーコンは宣教活動のために来日したのではないにしろ、父親は牧師であり、近代化を急ぐ日本にとってのキリスト教化の有用性を信じて行動してきたはずである。しかし、すでに冒頭部分で触れたように、ベーコンが異教徒とはいえモラルの高い日本人を知るにつれ、キリスト教を文明化のための万能薬として押し付けることに疑問を感じ始めていたことは考えられる。しかし、ややもすれば、西洋人一般には迷信とみられてしまうような、民間信仰の功德を強調する作品に仕上げたことは、想像を超えるものであった。

一方、来日してからのハーンは、キリスト教に対する態度を硬化させ、欧米社会の持つキリスト教的価値観とは真っ向から対立する立場をとった。日本が西洋に飲みこまれないようにと願い、日本文化の維持を目標に行動したのである。教え子には科学をはじめとした学問を志し、国家の発展に寄与するような人物になるよう説く一方で、日本の伝統文化の継承を強く訴えた。そのようなハーンであったから、庶民の間に流布した不可思議な怪談話の収集とそれを語りなおしたいいわゆる翻案ものの創作に余念がなかったのだろう。

そのようなハーンに対し、ベーコンの目的は全く

異なっていた。日本の近代化には女子教育が不可欠であるために、その道の専門である彼女が招聘されたのである。ベーコンの仕事は、教育により新時代にふさわしい女性を育むことであったが、作品の中で描いたのはむしろ伝統社会に生きる女性たちであった。それだけに、前述したように、砂田説のベーコンは原始的だが悪気のない庶民を作り上げることで、日本の立場を擁護しようとしたという説明が生きてくるのかもしれない。

ただ、日露戦争関係の物語を見る限りにおいて、日本の海外進出に対する欧米人の不信感を和らげ、親日的風潮を盛り上げるためとはいえ、迷信に翻弄される暗愚な日本庶民像を敢えて作ろうとは考えなかったのではなかろうか。ベーコンが日本庶民の信仰を強調したのは、ネガティブな印象を植え付けるためではなく、一見単純にみえようとひたすら神を信じる姿を描き、その背景にある万国共通の母性の強さを描き出そうとしたのではなかろうか。

また、迷信として一蹴されてしまうような信仰かもしれないが、その信仰は家族を思いやる気持ちから出てきたものである。子供を抱える母への周囲の優しさが奇跡を生むとしたら、単に旧弊として退けるものではないだろう。すがる思いで奇跡を信じる庶民の姿は、西欧人読者にも肯定的に受け入れられるはずである。

さらにもう一点、ベーコンがこれらの作品を書いた理由として考えられるのは、ベーコンのハーンへの挑戦である。既に触れたようにハーン作品の影響が、いくつかの作品の中でかなり顕著に把握されるものの、ここで取り上げた三作品はベーコンのオリジナルである。ハーンは幽霊となった日本女性を数多く描いてきたが、同性の手によってハーンに勝るような日本女性を描きたいというベーコンの強い意欲がのぞかれる。だからこそ、戦争という危機的状況下で発揮される日本女性の母性が、各々の物語を通して遅く、語られることになったといえるだろう。

注

- 1) 梅本順子、「欧米女性が見た明治期の日本：日本女性観を中心に」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』第33巻第2号，2013
- 2) 砂田恵理加，「Alice Baconの*In the Land of the Gods*に見る日本像」アメリカ学会『アメリカ研究』35号，2001，161.
- 3) Joseph M. Henning, *Outposts of Civilization* (N.Y.:

New York University Press, 2000) 72.

4) Alice M. Bacon, *In the Land of the Gods: Some Stories of Japan* (N.Y.: Houghton Mifflin, 1905) Preface (ix)

5) Alice M. Bacon, 74 (冒頭部分)

6) Alice M. Bacon, 83.

7) 『英文新誌』第3卷70号(1905年11月15日) Editor's Desk

学会動向

日本物理学会における男女共同参画の取り組み

駒 美保^{※1}

Encouragement to “Women in Physics” in Japan Physical Society

Miho KOMA^{※1}

ABSTRACT

In Japan, number of female physicist is smaller than a tenth of that of male. Since 2001, Japan Physical Society (JPS) have conducted various activities to promote gender equality in science community, including three large-scale survey of family- and research-environment of japanese scientists and technicians.

In this short note, history of these gender-equality activities and problems pointed out in the surveys are summarized.

1 はじめに

ジェンダーが生活科学に与える影響を考える中で、「ジェンダーが『科学者という職業』を選択する上でどのような影響を与えているか」というテーマを一つ設定することが出来る。そこで、本稿では、筆者の所属学会である日本物理学会^[1]における男女共同参画の取り組みについて紹介する。約2万人の会員を擁する日本物理学会では、2001年から会員を対象とした大規模アンケートを定期的実施し、研究環境の男女差、雇用形態による差などのデータを収集・分析し、その結果を提言として発表してきた^[2]。ここで見てきた傾向は、「物理学研究者」という狭い範囲にとどまらず、高度に専門化された職業につく女性の置かれた現状を反映する、興味深いものである。

本稿は以下のように構成する。第2節では、日本物理学会について紹介する。第3節では、日本物理学会に関連する男女共同参画の取り組みを年代を追って紹介する。第4節では、2001年以来行われてきた大規模アンケートの結果と、その分析から行われた提言を紹介し、それが科学行政にどのように生かされてきたかについて触れる。第5節では、筆者自身

の経験をふまえ、前節までで紹介された政策がどのように女性研究者の環境に影響を与えているか、職業選択における要因について考える。第6節はまとめである。

2 日本物理学会とは

本節では、日本物理学会の歴史、会員数の変遷および女性会員の果たしてきた役割などについて述べる^[1]。

約2万名の会員を擁し、日本有数の自然科学系学術団体である日本物理学会は、数学を含む「東京数学会社」として1877年に発足した。戦後に一度解散し、1946年に改めて「日本物理学会」として1,200名あまりの会員とともに設立された。その後途切れることなく活動を続け、近年では、月刊の学会誌の他、関連する書籍の発行、研究発表の場としての学会の開催、物理学の発展と物理教育のための内外の機関との連携協力など広く活発な活動を展開している。会員数は順調に増加し、1975年には10,000名、1990年に15,000名を突破、2001年の段階で19,500名を超える会員が所属している^[1,3]。

会員数に占める女性の割合は、2001年の段階で、

※1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 助教 Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University, Assistant Professor

4% (868名/19590名)^[3], 2014年で6%^[2]と決し
て多いとは言えず, またこの間に大幅に増えている
とも言えない。そのような中でも, 2015年までの歴
代70期のうち, 米沢富美子氏 (1996年) と坂東昌子
氏 (2006年) の2人の女性が会長を務めている。坂
東氏は, 物理学会で2001年に実施した第1回アンケ
ートの分析グループの主査を務めるなど, 日本物理学
会における男女共同参画の取り組みに重要な役割を
果たしている。

3 日本物理学会における男女共同参画の取り組み の歴史

本節では, 日本物理学会で男女共同参画の取り組
みが始まった経緯と現在までの歴史を振り返る。ま
た, 日本物理学会での取り組みが他学会や日本の政
策にどのように波及していったのかについて述べる。

日本物理学会が男女共同参画の取り組みを始めた
直接のきっかけは, 2000年に国際学会IUPAP
(International Union of Pure and Applied Physics)がワー
キンググループ“Women in Physics”を立ち上げ, 各
国の物理学会に2002年開催のパリ会議に代表を派遣
するよう要請したことである。これを受けて日本物
理学会では「パリ会議準備委員会」を発足させ, 「女
性研究者のおかれた環境を調査し, 改善すること」,
さらには「男性女性を問わず研究者の研究環境の改
善と研究の活性化をすすめること」を目指した活動
を始めた。この取り組みと前後して, 物理学会の年
次総会会場に託児所を設置するなど, 女性が学会に
参加しやすい環境を整えようとする動きが始まって
いたようである^[2, 3]。

パリ会議後, 日本物理学会内に男女共同参画推進
委員会を設置するとともに, 理工系の他の学会の賛

同も得て, 52の学会が加盟する理工学系学協会内に
男女共同参画学協会連絡会を発足させた¹⁾。学協会
では, 2003年より3回の大規模アンケート「科学技
術系専門職の男女共同参画実態調査」を実施, 解析
し, 成果報告書を公表している^[6, 7, 8]。複数の学会
にまたがり, 回答総数1万件を超える規模で定期的
に実施されているこのアンケートは, 世界的にも例
がないものとして諸外国からも注目されている。さ
らに, 男女共同参画学協会連絡会は, アンケートの
結果を提言としてまとめ, 政府機関, 学術会議, 研
究費助成機関などに提出し, それが「男女共同参画
基本計画 (第2次, 第3次)」「科学技術基本計画 (第
3期, 第4期)」などの科学技術政策に反映されてい
る。特に, 日本学術振興会による出産・育児等によ
る研究中断からの復帰支援事業 (学振RPD) 制度^[4]
を始めとする女性研究者の支援事業は, 認知度も高
くなり, 成果を挙げつつある。

男女共同参画学協会連絡会の活動としてもう一つ
挙げられるのは, 女子学生の理科, 科学, 物理への
興味を引き出すことを狙った「女子高校生夏の学校」
の開催である。夏休みに希望する学生100名を対象
に, 研究者の講演を聴いたり, 希望する実験・実習
を行う機会を与えるもので, 2005年より毎年継続し
て行われている^[5]。科学技術分野における女性の比
率が低いことをふまえ, 少しでも多くの女子生徒に,
科学・技術の分野を進路として考えてもらいたい
という願いが込められている。数値を挙げると, 第4
期科学技術基本計画で理学系における女性研究者の
割合を早期に20%にするという目標が掲げられてい
るのに対し, 現時点での物理学会員の女性比率は
6%, 学生会員の女性比率は10%である^[2]。

表1: 日本物理学会と関連する男女共同参画の取り組み

年	事柄
2000	物理学会年次大会 (新潟大学) で初めて託児室を設置 (現在まで継続)
2000	IUPAP, Women in Physics設置
2001	パリ会議準備委員会発足 「会員の研究環境に関するアンケート」実施 (日本物理学会: 回答総数 2,619件) ^[3]
2002	パリ会議参加 (その後3年ごとに開催) 男女共同参画推進委員会設置 男女共同参画学協会連絡会設置
2003	第1回大規模アンケート実施 (連絡会: 回答総数 19,291件) ^[6]
2005	第1回女子高校生夏の学校開催 (年1回開催継続)
2006	日本学術振興会特別研究員/出産・育児等による研究中断からの復帰支援事業 (RPD) 創設
2006	女性研究者支援モデル事業創設
2007	第2回大規模アンケート実施 (連絡会: 回答総数 14,110件) ^[7]
2012	第3回大規模アンケート実施 (連絡会: 回答総数 16,314件) ^[8]

4 大規模アンケートの結果と提言

本節では、計4回のアンケート結果^[3, 6, 7, 8]を概観して、特に男女の差異が大きく、興味深い点(配偶者、子供の数、研究費配分)について列挙する。

4回のアンケートは、全て1~2ヶ月の回答期間内に会員がWebページにアクセスし、回答する形式で実施された。設問は、性別、年齢、所属学会などの基礎データから始まり、研究経歴、研究環境から家庭環境に関するものまで多岐にわたる。総設問数は100を超え、全て回答するには20~30分を要する。経年変化を追うことが出来るように固定されている設問が多いが、「介護」に関する項目など後年追加されたものもある。回答率は所属学会ごとに異なるが、どこも女性回答比率が女性会員比率より高く、女性がより関心を持ってアンケートに取り組んだことが分かる。

まず、配偶者の有無とその職業に関する設問に着目する。既婚率には男性70%女性48%と大きな男女差があり、男性のほうが配偶者がいる率が高い。この差は40代以上で顕著である。さらに、配偶者がいる場合、男性では配偶者は無職(専業主婦)が半数であるが、女性では配偶者の98%が職を持ち、60%以上が研究・技術職である^[6]。50代以上の女性は「結婚か、研究か」という選択をし、結婚した場合でも、女性が研究を続けるためには配偶者の理解が大切であるため、同業で仕事を良く理解している配偶者を選択している率が高い。

次に、子供の数であるが、女性研究者の約2/3は子供がいなく、子供が2人以上いる人は17%である。理想の子供の人数としては男女とも2/3以上が「2人以上」を選択しているが、現実との乖離は大きい。子供を持たない、あるいは1人までとする理由は、女性はキャリアの継続のため、男性は経済的理由を挙げる人が多い。前項の通り、男性研究者は、ポストドクや有期雇用の増加により経済的な長期見通しを立てにくいなかで世帯収入を支えている場合が多く、理想の人数の子供を持たずにいることが分かる。子育ての環境については、この10年で大きな変化が見られ、同居の親族に子育てを頼む人が減り、保育園や学童保育を利用する人の割合が大きく増えた。特に、保育園の延長保育の利用が浸透している。また、勤務時間(在職場時間)がこの10年で大幅に減少し、在宅勤務時間が増えるなどの変化も見られている^[8]。

最後に、研究費配分の問題である。常勤の研究者は多額の研究費や恵まれた研究設備を自由に使える

が、非常勤の研究者やポストドクは限られた研究費や研究設備しか使えないため、十分な研究成果が挙げられず、次の就職や研究費獲得がますます困難になっているという状況が、アンケート結果の分析^[6, 8]中に指摘されている。これは、女性研究者だけに関わらない問題であるが、どの年代でも、女性の方が非常勤や期限付きの職についている割合が高く、より不利益を被っているといえる。さらに、期限付き職の公募に年齢制限があることが出産・育児でブランクのある女性研究者に不利に働いている。この点に関しては、第1回アンケート後の提言に盛り込まれ、非常勤の研究職でも応募できる研究費や、年齢制限のない公募枠の拡充などに反映されている。

アンケート全体から言えることは、10年前でも現在でも、一度常勤の職に就くことが出来れば、「研究者」という職業で出産・育児と仕事を両立させることは難しくないと、ということである。問題は、博士号取得後、ポストドクを経ることが一般化し、キャリアアップして常勤の職をとるという時期と出産・育児というライフイベントが重なってしまっていることにある。このことが男女ともに、「子供を持って普通に生活すること」と「研究職」の両立を困難にしている。また、ポストドクや有期雇用の研究職はその時々科学技術政策に大きく影響される。女性研究者は常勤の職についている割合が少ないため、より大きく科学技術政策の変遷による影響を受けていることがアンケートの分析結果内でも指摘されている。

5 筆者の体験

筆者は、大学院生だった2001年から全てのアンケートに回答しており、この10年間の男女共同参画の取り組みを一会員としてみてきた。さらに、2002年から5年間をドイツで研究者として過ごし、ドイツでの科学技術分野における男女共同参画の取り組みにも触れる機会があった。本節では、同業者の配偶者と2人の子供を持つ筆者の個人的体験もふまえて、女性研究者が家庭生活とキャリアを両立させていくために必要なこと、科学を専門に選ぶ女子学生を増やすために必要な対策を考えていきたい。

まず、学生時代を振り返る。大学では、物理学科120名のうち女性が14名と少数ではあったが、建物に女子トイレが少なかったこと以外に女性だからという理由で不利益を被った記憶はほとんどない。大学院では配属された研究室(計12名)の女子学生は3名と比較的多かったが、研究科全体の女子比率は5%前後だったと記憶している。

博士号取得後、ドイツでは、ミュンヘン、ハンブルグ、マインツの3都市で研究を行った。幸い、3箇所とも、配偶者がポストクの職を得た所属先で私が奨学金を得たり、2人まとめて採用してもらったりして、同じ場所で研究と生活が出来た。これは、周囲に研究者夫婦が多かったことと決して無関係ではない。ドイツの「家族は一緒に住むべきもの」という文化と、夫婦で研究をする苦勞を知っている人たちの助けで研究を進められ、子供にも恵まれた。研究活動という意味では、子育てせずに邁進した方が成果が上がったかもしれないが、外国で子育てをするというのは得難い体験で、大きな財産になった。2007年に配偶者が日本で常勤職を得た時、筆者はマインツ大学のポストクだったので1年間の遠距離別居生活に入った。周囲に大学関係者以外知人もいない中、子供をドイツの公立保育園に預けて研究を続けた。

日本に戻る際は、女性研究者支援事業の一つ、「日本学術振興会特別研究員出産・育児等による研究中断からの復帰支援事業（RPD）」^[4]を利用した。配偶者の勤務先には元々「研究員」という職はなかったが、RPD取得によって研究員という立場で帰国することが出来、「家族で同じ場所で生活して研究も続ける」ための大きな助けになった。また、RPDは、出産・育児のために採用期間を一時中断し、改めて再開するという手続きが出来ることを利用して2人目の子供を持った。非常に幸運なことに、RPDの期間終了後には自宅に近い日本大学国際関係学部職を得て、家族で同じ場所で生活し、研究を続けることができていた。

この自分の生活とアンケートの結果を比べると、2人の子供をもち、研究を続けていくことが出来ているのは、決して当然のことではなく多くの幸運と周りの人の協力のおかげであるということがよくわかる。例えば保育園があっても、RPDのような制度があっても、周りに理解者がいなければ決して続けてこれなかったと思う。特にドイツの人たちの「子供がいるのは当たり前」、「家族はそろって生活して当たり前」、「仕事は仕事、家庭は家庭、どちらも大切」、「短時間しか働けなくても、大事な仕事もある」という考え方には救われただけでなく、大きな影響を受けた。ただ、ドイツでも研究職の女性比率は高くはなく、ドイツ研究振興協会（DFG）を中心に、女性比率を高めようとする様々な努力がなされているようである。

また、自分が仕事もキャリアも両立していくとい

う選択をした背景には、共働きで、フルタイムで働く両親を見て育ったことが大きく影響している。母は、産休・育休を取りつつ仕事を続け、子供が小さいうちは仕事をセーブし、成長してからはより精力的に活動範囲を広げてやってきていた。こういうやり方があるんだ、と気づかされたというより、働くとはこういうものなんだと刷り込まれていたという方が正しいかもしれない。アンケート結果の「研究職を選んだ理由」の中にも「身近に手本としたい先生／先輩がいた」という回答が特に20代の女性に多く見られた^[8]。

若い人が自分のキャリアを考える際には、お手本になる人がいて、具体的なイメージが持てる職業を選ぶのが自然な選択である。お手本がなくても新たな世界に飛び込んでいける「パイオニア」も必要だが、現在は、そのパイオニアに続く人をいかに増やすか、が大切な段階である。先に行く人が幸せな家庭生活をあきらめて、子供もあきらめて研究職を選んでいては、後に続こうとする者は現れないだろう。幸せなロールモデルをいかに創って広めていくかが今後科学の世界に飛び込む女性を増やす上で大切になると思う。一つの例として挙げられるのは、物理学会歴代の女性会長の2人である。2人はともに京都大学理学部物理学科の出身で、年齢が近く、家庭も子供も持っておられる。京都大学出身の女性科学者に子だくさんの人が多いのは、この2人がパイオニアであり、その背中を見て「こういう生き方がある」と気づいた人が多かったからだと思えてならない。

もう一つ、私がたとえ家庭のために100%の時間を割けず、思った成果を出し続けることが難しくても、現在まで研究を続けてきたのは、結婚のためにキャリアを中断した友人の「一生懸命勉強したことも、やめたとたん、ものすごい勢いで忘れていくよ」という言葉を聞いていたからだ。研究者のように高度に専門化された職業では、一線を離れていた時間が長くなれば、たとえポストがあったとしても、すぐに元と同じように働くことが出来る訳ではない。自分と子供の健康状態が許せば、なるべく早期に情報収集をしたり他の研究者と議論したりする時間を持つことが大切である。乳児がいても、現在の保育制度を利用すれば週15時間程度の勤務なら十分にこなせるし、週15時間でも仕事を続けていれば情報から取り残されずに済む。共働きで経済的な制約がない場合は、このような柔軟な勤務体制を使って育児の期間を乗り切り、子供が少し手を離れたら研究に没

頭するという，こんな選択を研究者自身ができる日がくれば良いと思う。

6 まとめ

本稿では，日本物理学会や，他の理工系学会が男女共同参画を進める上で，この10年あまりの間にどのような活動をしてきたかを簡単に紹介した。大規模アンケートの実施と分析に代表される男女共同参画学協会連絡会の活動は，女性の科学分野進出を後押しする政府の科学技術政策へと反映され大きな成果を上げている。

アンケートからは，常勤の職を得てからは男女間の格差は大きく見られないものの，出産・育児と常勤の職を得ようとする時期が重なるという事実が，女性が研究職を続ける上で大きな支障になっていることがうかがえる。産休・育休の制度や保育園などの社会基盤の整備，短時間勤務などの柔軟な就業形態の導入などでこれらの問題を解決し，家庭生活を大切にしながらも研究に関わることが出来るようになれば，「科学者」が男女を問わず，若い世代にあこがれを持って選んでもらえる職業になると思う。

注

- 1) 発足当時は12団体

参考文献

- [1] 日本物理学会公式ホームページ
<http://www.jps.or.jp>
- [2] 森初果「男女共同参画活動とは」(2014) 日本物理学会誌第69巻349頁(6月号巻頭言)
- [3] 日本物理学会パリ会議準備委員会(分析主査坂東昌子)「日本物理学会会員アンケート分析報告—女性研究者編—」(2002)
- [4] 日本学術振興会RPD事業概要
<http://www.jsps.go.jp/j-pd/rpdgaiyo.html>
- [5] 女子中高生夏の学校2014実施概要
<http://www.nwec.jp/jp/news/2014/page01.html>
- [6] 男女共同参画学協会連絡会(分析取りまとめ近藤高志)「21世紀の多様化する科学技術研究者の理想像—男女共同参画推進のために—」(2004)
- [7] 男女共同参画学協会連絡会(分析取りまとめ豊島陽子)「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(2008)
- [8] 男女共同参画学協会連絡会(分析取りまとめ道上達男)「第三回 科学技術系専門職の男女共同参画実態調査解析報告書」(2013)

生活科学研究所報告

Report on Sciences for Living

論文

静岡県産柑橘類 7 品種の有用 4 成分比較

室伏 ^{※1} 誠・佐藤 ^{※2} 綾香・山下 ^{※3} あゆ

Comparisons of Four Useful Ingredients in Seven Citrus Fruits from Shizuoka Prefecture

Makoto MUROFUSHI, ^{※1} Ayaka SATO ^{※2} and Ayu YAMASHITA ^{※3}

ABSTRACT

As for the citrus fruit which has the origin in Assam region of India and the base of Himaraya mountains were cultured at China at least four thousand years ago. Over one hundred and fifty varieties of citrus fruits are growing at the warm regions in the world. In Japan, citrus fruit was descended from China on Nara period of 700s. Japanese breed citrus fruit "Mikan" developed by the origin of China and new import strains belonging to mandarin orange from foreign countries were crossed. "MIKAN" is very popular fruit in winter of Japan. "Mikan" including a lot of vitamin C (ascorbic acid) has well known. And also, functional ingredients were admitted in the contents. Present study, functional contents about ascorbic acid, auraptene, total polyphenol and flavonoid of seven breeds of Japanese orange "MIKAN" which the taste and scent of these seven breeds are different with each other. These are "Daidai", (*Citrus aurantium* L.), "Harumi" (*C. unshiu* × *C. sinensis* × *C. tangerina*), "Shiranu" (*C. unshiu* × *C. sinensis* × *C. reticulata*), "Jyutaro Mikan" (*Citrus unshiu*), "Mikkabi Mikan" (*Citrus unshiu*), "Yura Mikan" (*C.unshiu: Citrus unshiu*) and "Kinkan" (*Fortunella F. hindsii*) from east area of Shizuoka Prefecture Japan. The contents of ascorbic acid of "Kinkan", "Yura Mikan", "Harumi" and "Shiranui" including two times more than others. Auraptene contents of "Jyutaro Mikan", "Harumi" and "Daidai" including three times more than others. Total polyphenol contents of "Kinkan", "Harumi" and "Shiranui" including two times more than others. Flavonoid contents of seven breeds including 1537 of "Daidai" to 1392µg/100g. The difference of flavonoid in these seven breeds "Mikan" were very few. The characteristics of these four contents should be indicate for the useful informations of nutritional contents. People would be able to notice of these "Mikan" not only delicious but also functions.

1. はじめに

インドのアッサムからヒマラヤの山麓地帯が発祥地とされるミカン類(柑橘類)は、その後中国に渡り、栽培が行われた¹⁾。中国では4000年前にすでに品種の栽培記録が残っており、橘(キツ)、柚(ユウ)、甘(柑)(カン)や橙(トウ)などの品種が記載され、柑橘類としている¹⁾。

その後、中国から世界の温暖な地域に広がり、我

が国では、不老長寿の果物として中国から持ち帰った橘(たちばな)が古事記や日本書紀に記され、現在の日本のみかんの原形といわれている。わが国でも、現在では様々な種や品種が知られており、外国から持ち込まれた品種や国内の品種との交配により日本独特の柑橘類も誕生している。

1954年に田中長三郎が様々な品種を加え145種に区分し、その後1961年に12種を加え157種を記載した²⁾。

※1 日本大学短期大学部(三島校舎) 教授 Junior College (Mishima Campus), Nihon University, Professor

※2 日本大学卒業生 Nihon University, Former Student

※3 日本大学短期大学部(三島校舎) 助手 Junior College (Mishima Campus), Nihon University, Assistant

さらに、交雑種や品種を入れると900種類にも及ぶといわれている。

今日、ミカン科植物は、カラタチ属、ミカン属、クメリン属およびキンカン属に含まれる種とそれから生まれた種が含まれる。分類学上ではミカン科ミカン亜科ミカン連ミカン属（以下ミカン類）にほとんどが含まれる。いずれも、子房内壁が瓢囊（果肉を包む袋）となり、その中に砂瓢（小さな果肉の粒）を備えている。

我が国を代表する「みかん」は「ウンシュウミカン（温州みかん）」（学名：*Citrus unshiu*）で、特徴は皮が薄く食べやすい、冬の代表的果実の一つである。今日では、ハウス栽培の普及によって、夏から翌春にかけて長期間楽しめる果実となった。成熟時期によって早生（わせ）や普通（ふつう）などの種類に区分されている。また、栽培においてミカンは果実数が多くなる年（表年）と少なくなる年（裏年）とが交互に発生する現象（隔年結果）が顕著である³⁾。

我が国における平成24年産のミカン収穫量は84万6300t、出荷量は75万7300tである。ミカンの収穫量を都道府県別にみると、和歌山県が19%、愛媛県が15%、静岡県は14%と全国3位のミカン生産県である。温暖な気候に恵まれた静岡県では、各地でウンシュウミカン（温州みかん）を中心とするミカン類が栽培されている。静岡県で栽培されているミカン類（温州みかん、夏みかんやネーブル等）の産地は、浜名湖周辺、静岡、沼津、伊豆および志太の5地域である。静岡発祥の品種も多く、県内の農家により発見された「青島温州」「寿太郎温州」「太田ポンカン」「白柳ネーブル」「森田ネーブル」や、静岡市清水区興津の独立行政法人農業・食品産業技術研究機構果樹研究所カンキツ研究興津拠点で長い時をかけて育成された「興津早生」「清見」「はるみ」「スイートスプリング」など、様々なミカン類が栽培されている⁴⁾。

本研究では、温暖な気候でミカン類の栽培が盛んな静岡県の東部において栽培されているミカン類7品種について、含有する機能性成分として抗酸化力が強く、抗炎症作用など体内の代謝に関与するビタミンC（アスコルビン酸）、発がん抑制効果が知られているオーラプテン、コレステロールの酸化抑制や活性酸素の傷を抑える総ポリフェノール、さらに老化防止や動脈硬化などの予防効果があるフラボノイドを測定し、各品種間の比較を行った。

2. 材料および方法

(1) 材 料

分析を行ったミカン類は、静岡県東部で栽培されている以下に示す7種類を用いた。

1) ダイダイ (*Citrus aurantium* L.)：ミカン科ミカン亜科ミカン連ミカン亜連真正カンキツ類ミカン属香酸柑橘類に属し、比較的古くに日本に持ち込まれた種で、成長とともに外皮が凸凹になる。静岡県の伊豆半島や和歌山県が主産地である。正月飾りやポン酢に加工される。2013年2月に入手した静岡県熱海市産3個（平均重量160g、直径6.5cm）を用いた。

2) はるみ (*Citrus unshiu* × *C. sinensis* × *C. tangerine*)：同ミカン属タンゴール類に属する3つの種の交配種。静岡県で清見にポンカンを交配してできた育成品種。爽やかな甘みと食感が特徴で果皮が柔らかく生食に適している。2013年2月に入手した静岡県西浦産3個（平均重量170g、直径7cm）を用いた。

3) 不知火（しらぬい） (*Citrus unshiu* × *C. sinensis* × *C. reticulata*)：同ミカン属タンゴール類に属する。清見とポンカンを交配してできた育成品種でははるみと同じ組み合わせであるが、独特の形状をしている。不知火のうち、糖度13度以上、酸度1度以下の高品質のものだけがデコポン（登録商標：熊本県果実農業協同組合）と呼ばれる。優れた食味と個性的な外観が特徴である。2013年2月に入手した静岡県西浦産3個（平均重量230g、直径7cm）を用いた。

4) 寿太郎みかん (*Citrus unshiu*)：同ミカン属ミカン類に属する。静岡県で生まれ、糖度が高く品質が優れている。コクとともに糖・酸バランスが良いとされ、缶詰やジュースにも利用される。2013年2月に入手した静岡県西浦産3個（平均重量130g、直径6.5cm）を用いた。

5) 三ヶ日みかん (*Citrus unshiu*)：ミカン属ミカン類に属する。静岡県浜名湖三ヶ日町特産の温州みかんであり、糖度が高く、独特の食味と大きく扁平な形が特徴である。2013年2月に入手した静岡県西浦産3個（平均重量200g、直径8cm）を用いた。

6) ゆらみかん (*Citrus unshiu*)：ミカン属ミカン類に属する。和歌山県日高郡由良町で生まれたブランドみかんである。極早生品種であるが、濃厚な甘味と酸味を併せ持つ。2013年10月に入手した静岡県西浦産3個（平均重量85g、直径5.5cm）を用いた。

7) キンカン (*Fortunella F. hindsii*)：ミカン科ミカン亜科、ミカン正、ミカン亜連真正カンキツ類キンカン属キンカン類に属する。果実は皮ごと食べら

れ、大部分は生果として利用される。さらに、シラップ漬けやジャム、マーマレード等にも利用される。2012年2月に入手した静岡県西浦産3個(平均重量20g、直径3cm)を用いた。

(2) 方法

分析試料の調整および分析方法を以下に示す。

1) アスコルビン酸の定量

果皮を除いた可食部を粉碎、液部を濾過し濾液を分析試料とした。常法⁵⁾に従って調整後、HPLC(SSC)、カラムSilica-2150-N(SSC)を用いて、移動相:酢酸-n-ヘキサン-酢酸エチル混液(1:4:5v/v)、カラム温度:40°C、流量:1.5ml/min、検出:UV495nmで行った。

2) オーラプテンの定量

オーラプテンは果皮に多く含まれる成分のため、試料として果皮1gと果肉3gを飽和食塩水15mlと酢酸エチル25mlを加えホモジナイズし、酢酸エチル層を分取した。その後、常法に従って調整後、HPLC(SSC)を用いて、カラム:PEGASIL CDS SP100、移動相:80%メタノール(80/20v/v)カラム温度:45°C、流量:1.0ml/min、検出:UV325nmで定量した^{5,6)}。

3) 総ポリフェノール含量の測定

果皮を除いた可食部を粉碎し、液部を濾過し濾液を分析試料とした。常法に従い調整後、765nmの吸光度で測定した。検量線は没食子酸水溶液0~100μg/mgにより作成し、ポリフェノール含量を没食子酸相当量で算出した^{7,8)}。

4) フラボノイド含量の測定

果皮を除いた可食部を粉碎し、液部を濾過し濾液を分析試料とした。常法に従い調整後、510nmの吸光度で測定した。検量線は(+)-カテキン溶液で作成し、総フラボノイド量は(+)-カテキン相当量(mg/100g)で算出した⁷⁾。

3. 結果および考察

各試料の分析結果を図1-10に示した。各分析結果を要約すると下記のとおりである。なお、数値はすべて果実100g当たりで示した(以下すべて同様に表示)。

1) アスコルビン酸含量

図1に示した通り、最も含有量が多かったのはキンカン140.63mg、次いでゆらみかん、はるみ、不知火は比較的多く、ダイダイ、三ヶ日みかん、寿太郎みかんはキンカンの1/3以下であった。

2) オーラプテン含量

図2に示した通り、最も多かったのは寿太郎ミカ

ン15.48mg、次いではるみ、ダイダイで、三ヶ日みかん、不知火、ゆら、キンカンが寿太郎みかんの1/7以下であった。

3) 総ポリフェノール含量

図3に示した通り、最も多かったのは、キンカン31.73mg、次いで晴美、不知火、由良、三ヶ日みかん、寿太郎ミカン、ダイダイが最も少なく、1/2.5以下であった。

4) フラボノイド含量

図4に示した通り、最も多かったのは、ダイダイ1537μg、次いではるみ、三ヶ日みかん、寿太郎ミカン、不知火、キンカン、ゆら1392mgであり、違いとしては大きな開きがある結果ではなかった。

以上の結果から、予想以上に分析した4成分の品種による含有量の違いが顕著であった。すなわち、アスコルビン酸は、キンカン、ゆら、はるみ、不知火、ダイダイ、三ヶ日みかん、寿太郎と徐々に含有量に変化しているが、オーラプテンや総ポリフェノールは、比較的多いものと少ないものに分かれ、オーラプテンでは寿太郎ミカン、はるみおよびダイダイが比較的多く、三ヶ日みかん、不知火、ゆらおよびキンカンが少ない値を示した。他の3種類の成分については、それぞれの成分の含有量の値から2つにグループに分けられた。それぞれの成分の多い少ないは、それぞれの品種において同一ではない。むしろ、品種ごとの特徴がそれぞれに異なる結果となっている。これら試料の摘果時期や熟成状況については明確ではない。しかし、それぞれの旬と考えられる時期に、直接生産農家ないしは直販の組合店舗にて入手したもので、ほぼそれぞれの品種の食べごろの時期に入手したと考えると、各成分の違いは、味や香りなどそれぞれの個性と同様に、分析したそれぞれの機能性成分の含有量の違いから、成分を意識した選択による摂取もよいのではないかと考える。また、各成分の相関について比較した結果(図5~10)では、成分によって、含有量のばらつきが大きい品種と少ない品種があるように見受けられる。この点については、さらに果実の数を増やし、成熟度などを考慮して検討する必要があると考える。最盛期においては、食べておいしく、より多い機能性成分を提示して個性を示すこともよいのではないかと考える。また、生の果実にこのような記載はほとんどされていない。今回、分析をした機能成分が各柑橘類の特徴として理解されることで、おいしいだけでなく新たな機能特徴を示したい。

4. まとめ

ミカン類には体に良い成分が多く含まれており、薬のようにすぐに効果が出る訳ではないが、摂食によって徐々に効果が現れるものと考えられている。今回、分析を行ったアスコルビン酸、オーラプテン、総ポリフェノール、フラボノイドだけでなく、発がん抑制効果： β -クリプトキサンチン、オーラプテン、リモネン、ノミリン、ビタミンC等⁸⁾、老化防止、生活習慣病予防：ビタミンA、ビタミンC、ビタミンE、 β -カロチン、ヘスペリジン、ナリンジンやミネラル類等を定量することで抗酸化作用を強化し、酸化ストレスが関与する様々な障害の抑制にビタミンEが機能すると考えられる。ヘスペリジンは血管を丈夫にし、中性脂肪を抑える働きがある⁸⁾。風邪の予防：シネフリン、ビタミンC、ビタミンA、フラボノイド化合物（ヘスペリジン）等、消化機能調整：ペクチン、セルロース、疲労回復：クエン酸、美肌効果：ビタミンC、クエン酸、ペクチン、ビタミンA等、高血圧抑制：カリウムは心臓や筋肉の機能を調節し、またナトリウムに対し拮抗的に働くため、高血圧の予防に役立つ⁴⁾。他にも、便秘の防止は食物繊維により腸内で老廃物を排泄する働き、虫歯の予防、血栓形成の抑制効果をもつ³⁾。さらに、精神安定作用にテルペノイド（香り成分）、脳卒中予防にヘスペリジン、壊血病防止にビタミンC、ヘスペリジン、カルシウム吸収促進にクエン酸等の働きがある⁹⁾。体の健康を維持する格好の食材として、日本の「みかん」を活用していきたいものである。

引用文献

- 1) 八巻孝夫：FOOD'S FOOD 新版 食材図典 生鮮食材篇 小学館（2003）P 1 - 383
- 2) Nicolosi, Elisabetta：Citrus Genetics, Breeding And Biotechnology, I.Khan：Origin and Taxonomy editor CABI. P 1 - 370（2007）
- 3) 農林水産省 関東農政局
http://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/index.html
- 4) 静岡県公式ホームページ ふじのくにみかん園 芸課ホームページ 果樹のページ
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-360/kankitu/kankitu-index.html>
- 5) 稲葉元良・杉山泰之・濱崎櫻・久松奨：中晩柑橘に含まれる機能性成分オーラプテン 静岡県柑試験報 (Bull. Shizuoka Citrus Ext. Sta) 31 p 7 - 10（2001）
- 6) 岡本佳乃：高知県特産柑橘の加工利用に関する研究 機能性成分オーラプテン・ノビエチレン・有機酸の分析 高知県工業技術センター結果報告No.36 p11-13（2005）
- 7) 木村英生・長沼孝多・小嶋匡人・小松正和・恩田匠・辻政雄：山梨県産果実の総ポリフェノール含量とそのDPPHラジカル消去活性 山梨工業技術センター 研究報告No.22 p59-63（2008）
- 8) 矢島エイ子・三枝由香莉：調理操作によるポリフェノール量の変化—食品からのポリフェノール抽出— 長崎女子短期大学紀要 第36号 p57-61（2012）
- 9) DNA多型に基づいたキンカン属植物の系統発生と分類、宮崎大学農学部研究報告 56, p103-110（2010）

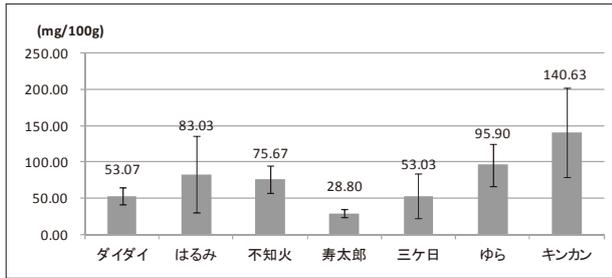


図1 各試料100g中のアスコルビン酸含量

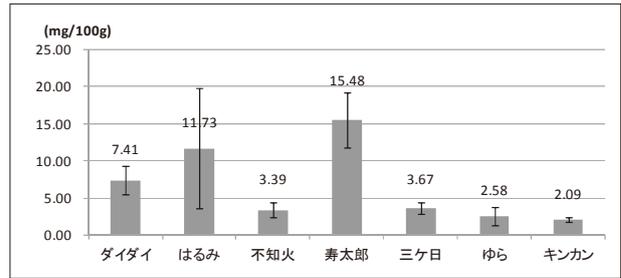


図2 各試料100g中のオーラピテン含量

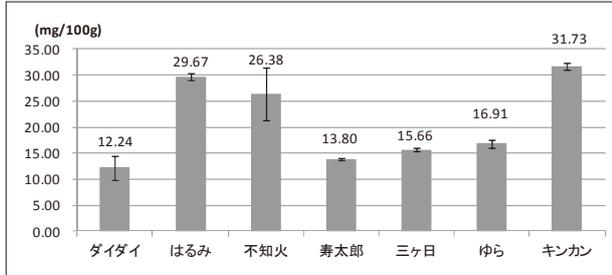


図3 各試料100g中の総ポリフェノール含量

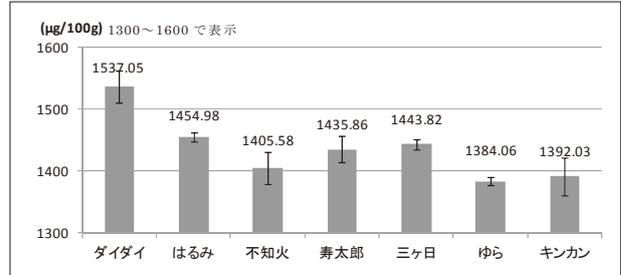


図4 各試料100g中のフラボノイド含量

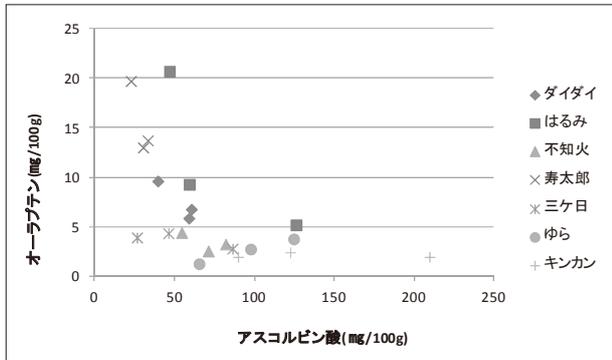


図5 アスコルビン酸とオーラピテンの比較

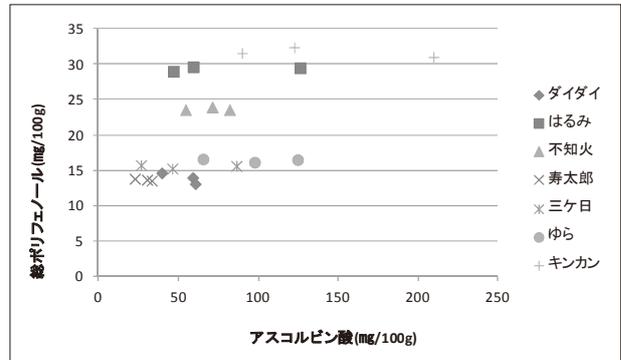


図6 アスコルビン酸と総ポリフェノールの比較

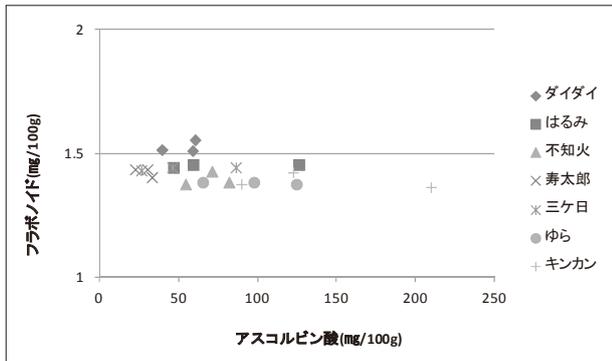


図7 アスコルビン酸とフラボノイドの比較

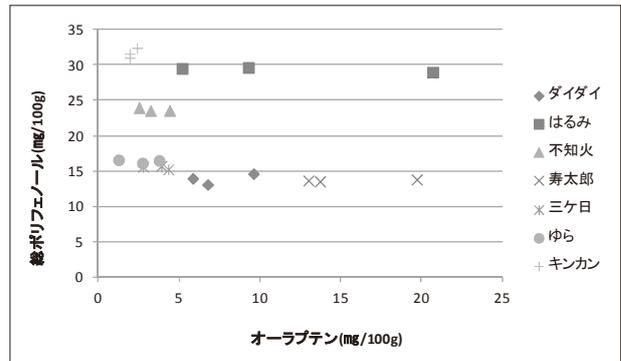


図8 オーラピテンと総ポリフェノールの比較

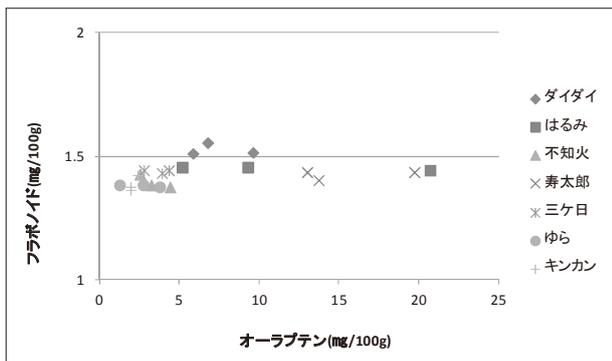


図9 オーラピテンとフラボノイドの比較

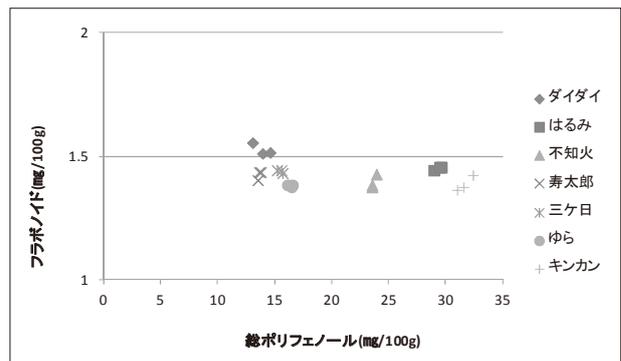


図10 総ポリフェノールとフラボノイドの比較



No. 1



No. 2



No. 3



No. 4



No. 5



No. 6



No. 7

写真1 静岡県東部で栽培されているミカン類7種

(Seven Orange varieties from East part of Shizuoka Prefecture)

No. 1 : ダイダイ (Daidai : Bitter Orange)、No. 2 : はるみ (Harumi : Harumi Mikan)

No. 3 : 不知火 (Shiranui : Shiranui Mikan)、No. 4 寿太郎みかん (Jyutarō : Jutarō Mikan)

No. 5 : ミケビみかん (Mikkabi Mikan)、No. 6 ゆら (Yura Mikan)

No. 7 : 金柑 (Kinkan)

資料

ロングスプリントトレーニング (300m走) における 主観的努力度の変化が客観的出力に与える影響に関するトレーニング学的考察

— 男子競技者及び女子競技者の特徴 —

本道 慎吾^{※1}

The Influence of Objective Performance to Change of Subjective Effort Levels
in 300m Run Training from the Viewpoint of Training Theory
— Characteristics of College Male Athletes and Female Athletes —

Shingo HONDO^{※1}

ABSTRACT

The purpose of this study is to clarify from the viewpoint of training theory at 300m long-sprint of college male athletes and female athletes, how the change of subjective effort levels influence the objective performance of the 300m run.

Subjects were 15 male athletes and 10 female athletes. They did 300m running with the subjective effort levels change (70%-80%-90%-100%). The main results are summarized as follows.

- 1) At 300m sprint, decreasing effort levels resulted in a decreasing running speed in male athletes and female athletes.
- 2) Objective performance is bigger than subjective effort of the lower levels in male athletes and female athletes alike.
- 3) Output error showed a larger value than the male athletes in women athletes at lower subjective effort levels.

1. 緒 言

陸上競技における様々なトレーニングを行う際には、そのトレーニングの量、強度、頻度などを目的に合わせて適切に設定することが、トレーニングを円滑にかつ効率的に行うためには必要不可欠である。しかしトレーニング現場において指導者は、そのスピード等のコントロールを「〇%」や「〇割」といった競技者個人の持つ主観的な調節能力に委ねる指示を行うことがある。このことは主観的努力度、主観的強度などといわれており、トレーニングの強度に関する設定をする際にしばしば用いられている。

この主観的努力度という指標は、陸上競技のトレ

ニングの現場だけではなく、幅広い競技スポーツにおいて用いられており、野球での投球動作⁷⁾や、サッカーでのキック動作⁶⁾、水泳競技¹⁾などでも、その主観的努力度と対応するパフォーマンスとの関係は検討されている。

陸上競技においては走、跳、投⁴⁾⁵⁾⁸⁾の各種目での検討に加えて、陸上競技の現場において多く用いられているトレーニング種目における検討²⁾³⁾⁸⁾も行われており、その報告は多数存在する。なかでもスプリント種目に関する主観的努力度とそのパフォーマンスとの対応関係については、トレーニング現場でのトレーニング種目も含めて幅広い種目及び対象

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 助教 Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University, Assistant Professor

者を用いて検討されている。

スプリント種目の検討の中で、伊藤ら⁵⁾はショートスプリント、本道ら²⁾³⁾は、ロングスプリントトレーニング手段としての300m走を対象として主観的努力度とそのパフォーマンスを検討しているが、いずれの検討においても男子競技者、および女子競技者を用いて検討している。その結果、女子競技者では男子競技者よりも設定された主観的努力度に対して過剰に出力されている傾向にあると報告している。しかしその表出したパフォーマンスや段階わけの能力であるグレーディング能力に対しての性別間の詳細な検討は行われていない。

そこで本研究は、トレーニングの現場においてロングスプリントトレーニングとして一般的に用いられている300m走を用いて男子学生競技者及び女子学生競技者を対象とし、主観的努力度を変化させた際の客観的出力の変化から性別による特徴的な相違を明らかにし、トレーニングを行う際の基礎的な知見を得ることを目的とした。

2. 方 法

2.1 被験者

被験者は、陸上競技部に所属する短距離、跳躍種目を専門とする男子学生競技者15名（身長173.37±5.65cm、体重64.70±6.61kg）、および女子学生競技者10名（身長164.45±3.98cm、体重52.42±3.29kg）とした。なお、実験に先立ち被験者には研究の目的、方法を説明し、実験参加への同意を得た上で実験を行った。

2.2 実験試技及び設定

実験は、オールウェザートラックの陸上競技場にて行った。実験試技状況は図1に示した。

実験試技は300m走のスタート地点よりスタンディングスタートでピストルの合図から主観的努力度70%、80%、90%、100%で試技を行った。またすべての試技は環境の変化によるパフォーマンスの相違を考慮し、すべて同日に行った。試技は順序の影響をなくすため、ランダムに行った。試技間の休憩は完全に回復させるために十分に取った。また、「300m走全体で、タイムはあまり意識せずあくまでも自分の力の○%で走ってください」と指示した。

計測は300m走全体の計測のためにゴール地点にカメラを設置し、スタートの合図を映し込むことでタイムを計測した。

2.3 データ及び統計処理

上記の方法で得られた映像を用いて300m走全体のタイムから平均疾走速度を算出し、主観的努力度間の比較を行うために全力疾走時の値を100%とした相対値によって表した。また各主観的努力度段階間における出力誤差を算出した。

300m走全体の平均疾走速度に関する統計的な有意差の検定には、一元配置分散分析を用い、その後有意水準に達したものについては多重比較を行った。性別間の比較では、t検定を行った。なお、いずれの検定も有意水準5%とした。

3. 結果及び考察

3.1 300m走におけるグレーディング能力の相違

表1は300m走全体の平均疾走速度における主観的努力度と客観的出力の対応関係について実測値からの平均値及び相対値を示したものである。

分散分析を行った結果、男子競技者では主観的努力度段階間に有意差 ($p < 0.01$) が認められた。続いて多重比較を行った結果、70%試技<80%試技<90%試技<100%試技という結果を示した。女子競技者においても分散分析を行った結果、有意差 ($p < 0.01$) が認められ、続いて多重比較を行った。その結果、70%試技<80%試技=90%試技<100%試技という結果を示した。

このことは、これまでの主観的努力度と客観的出力の関係に関する報告^{1)~10)}を支持する結果となり300m走において男子競技者、女子競技者のいずれも主観的努力度と客観的出力の間に一定の対応関係が見られることが明らかとなった。

グレーディング能力に関して男子競技者、女子競技者の相違を検討すると、男子競技者においては、70%試技~100%試技の4段階ごとに、客観的出力の相対値がおおよそ5%程度で明確なグレーディングが行えているのに対し、女子競技者では70%試技から100%試技の客観的出力の相対値が、全ての段階を含めてわずか6%程度内に留まっていることに加えて、4段階の主観的努力度段階を設定しているが80%試技と90%試技に相違はなく、3段階のグレーディングに留まっている。

伊藤らが検討したショートスプリントでの検討においても、男子競技者では全力での試技と主観的努力度80%以下での試技において有意な差が認められているものの、女子競技者では全力での試技と主観的努力度80%試技では有意差が認められず、70%試技以下で認められている。このことから300m走にお

いてもショートスプリントでの検討⁴⁾と同様に女子競技者では男子競技者と比較してグレーディングの能力が低い傾向にあることが明らかとなった。しかし、伊藤ら⁴⁾の検討では主観的努力度間における検討はされていないことに加えて、これまで女子競技者を対象とした報告が少ないことからこの知見の一般化には更なる検討の必要性が示唆された。

このことについては、後段の出力誤差の観点からさらに詳細な検討を行う。

3.2 300m走における主観的努力度と客観的出力の出力誤差の相違

表2は300m走における主観的努力度と客観的出力の出力誤差を示したものである。各主観的努力度段階間における出力誤差の比較を行った結果、男子競技者、女子競技者のいずれにおいても分散分析に有意差 ($p < 0.01$) が認められ、多重比較を行った結果すべての段階間に有意差 (70%試技 > 80%試技 > 90%試技 > 100%試技 : $p < 0.01$) が認められ、主観的努力度が低くなるにしたがって出力誤差が大きくなり、主観的努力度段階が高くなるにしたがってその出力の精度が増すという結果を得た。これまで検討²⁾⁻¹⁰⁾が行われてきた身体運動では、一般的に主観的努力度が低い段階では過剰に出力する傾向にあり、主観的努力度が高い段階ではその出力の精度が増すことが明らかにされている。本研究における300m走についても、同様の傾向を示しておりこれまでの報告²⁾⁻¹⁰⁾を支持する結果となった。これは、大築ら¹⁰⁾がグレーディングは経験にもとづいており、過去に経験したことが少ない出力機構は発揮しにくいと述べていることから、300m走における主観的努力度が低い段階においては男子競技者、女子競技者ともにトレーニングが十分されておらず出力誤差が大きくなった可能性が示唆された。

男子競技者と女子競技者の出力誤差の比較を行うためt検定を行った結果、主観的努力度70%、80%試技において男子競技者が女子競技者と比較し有意に低い値を示した ($p < 0.01$)。このことは、300m走において特に低い主観的努力度段階では男子競技者が女子競技者と比較して与えられた努力度に対して正確な出力を行っていることを示している。この男女の相違に関して、伊藤ら⁴⁾のショートスプリントでの検討においても、低い主観的努力度段階において男子競技者よりも女子競技者が過剰に出力する傾向にあり、同様の結果を得ている。しかし、この男女の相違がすべての運動において存在するわけではな

く、水泳競技¹⁾において主観的努力度と客観的出力の対応関係を検討した報告によると、水中運動は陸上運動に比べて年齢による経年的パフォーマンスの向上 (泳速度など) が学習経験量に左右される要素が強いことから、性差や被験者の年齢が広がってもその対応関係には影響が少ないと述べており、実際の検討においても大きな性差は報告されていない。

これらのことから本研究の結果も含めて、今後様々な運動および対象者での主観的努力度と客観的出力の対応関係に関する性差の検討の必要性が示唆された。

4. まとめ及びトレーニングへの示唆

本研究はロングスプリントトレーニング (300m走) における主観的努力度の変化が客観的出力に与える影響を男子競技者、および女子競技者を用いて検討することであった。

本研究により以下の結果を得た。

- 1) 男子競技者では主観的努力度70%~100%試技においてすべての段階間に有意差が認められた。女子競技者では70%試技と80%・90%試技、100%試技の3つの段階間に有意差が認められた。
- 2) 男子競技者及び女子競技者において、主観的努力度が増すごとに客観的出力の正確性が増加した。
- 3) 男子競技者と比較し女子競技者では低い主観的努力度段階で出力誤差が大きい値を示した。

トレーニングへの示唆として男子競技者及び女子競技者のグレーディング能力の相違から、トレーニングの現場においては、男子競技者と女子競技者に同様の主観的努力度を提示しても、同様のグレーディングは行われぬ可能性がある。そのためトレーニングを行う際には提示する主観的努力度について、トレーニングの目的とする出力が同様であっても主観的努力度の設定を性別によって変化させる必要性が示唆された。さらに女子競技者においては特に低い主観的努力度段階において過剰に出力される傾向にあることから、ロングスプリントトレーニングのような負荷の高いトレーニングでは、より慎重な主観的努力度の設定が重要である。

参考文献

- 1) 合屋十四秋, 野村照夫, 杉浦加枝子 (2005) 女子競泳選手におけるクロール泳の速度出力調節と動作の関係, スポーツ方法学研究, 18, 1 :

75-83.

- 2) 本道慎吾, 安井年文, 澤村 博, 青山清英 (2007) ロングスプリント (300m走) における主観的努力度合いが客観的出力に与える影響に関する研究—疾走速度、ピッチ、ストライドの変化から—。陸上競技研究, 70: 30-36.
- 3) 本道慎吾, 安井年文, 遠藤俊典, 青山清英 (2013) 女子短距離競技者におけるスプリントトレーニング手段としての300m走の主観的努力度の変化がパフォーマンスに与える影響について。陸上競技研究, 95: 8-18.
- 4) 伊藤浩志, 村木征人 (1997) 走, 跳, 投動作のグレーディング能力に関する研究。スポーツ方法学研究, 10: 17-24.
- 5) 伊藤浩志, 村木征人 (2005) スプリント走における主観的努力度の違いが疾走速度, ピッチ, ストライド, 下肢動作に及ぼす影響。スポーツ方法学研究, 18: 61-73.
- 6) 小塚昭仁, 八百則和, サッカーのキックにおける主観的努力度とパフォーマンスの関係。スポーツ方法学研究, 21, 1: 29-41.
- 7) 森本吉謙, 川村卓, 入澤裕樹, 奈良隆章 (2012) 投球運動における主観的努力度の変化がボールスピードに及ぼす影響とその再現性。トレーニング科学, 24: 253-260.
- 8) 小川 貫, 青山亜紀, 鬼澤範子, 森長正樹, 本道慎吾, 小山裕三 (2010) トレーニング手段としての立五段跳における主観的努力度合いと客観的出力との関係。陸上競技研究, 82: 35-39.
- 9) 岡野雄司, 小山裕三, 村上幸史, 田端健児, 安井年文, 青山亜紀, 青山清英, 澤村 博 (2005) 主観的努力度合いが砲丸の立ち投げ動作に及ぼす影響。陸上競技研究, 62: 28-37.
- 10) 大築立志, 定本朋子 (1979) 前方跳躍および上方跳躍における運動制御。「身体運動の科学Ⅲ—運動の制御」日本バイオメカニクス学会編。杏林書院: 東京 pp191-204.

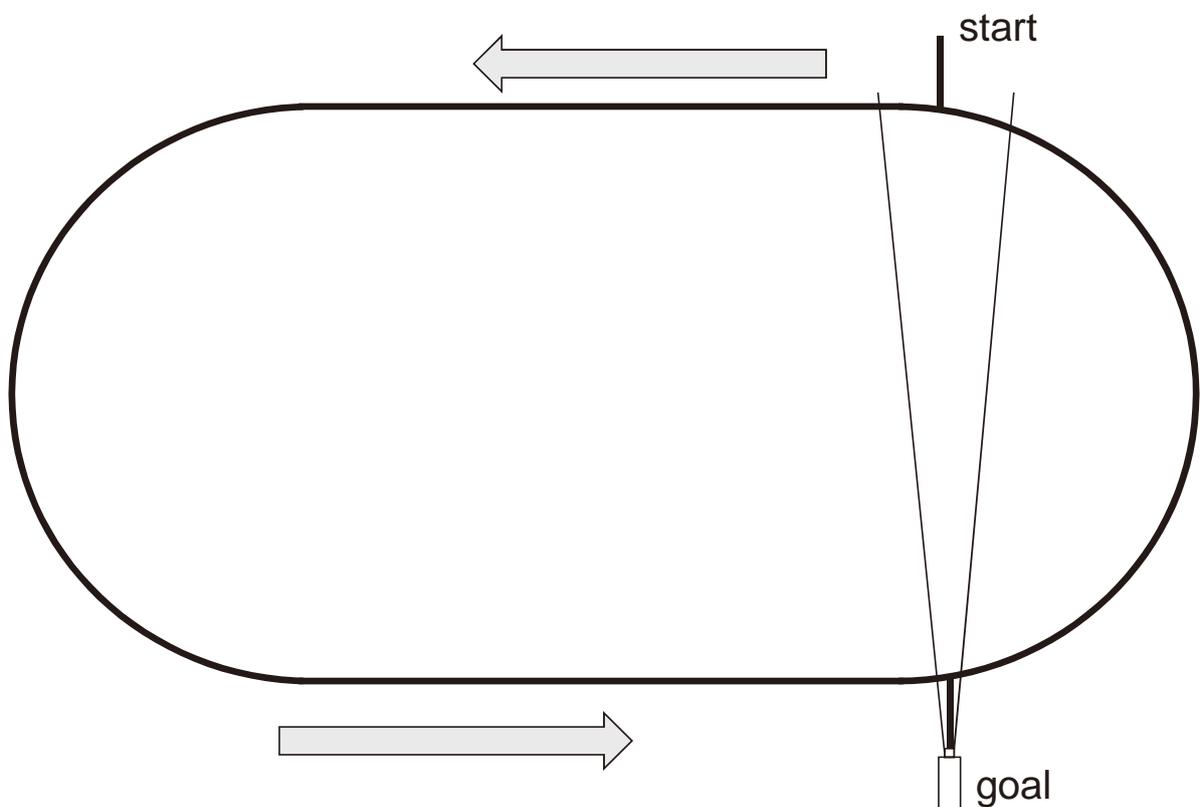


図1 実験試技撮影状況

表1 300m走全体の平均疾走速度における主観的努力度と客観的出力の対応関係について（平均値±SD）

主観的努力度	男子競技者	女子競技者
70%	7.13±0.27	6.49±0.22
	86.88±2.12	94.33±2.87
80%	7.47±0.27	6.63±0.17
	91.04±2.71	96.33±1.77
90%	7.90±0.25	6.70±0.14
	96.23±1.49	97.49±1.63
100%	8.20±0.28	6.88±0.11
分散分析	***	**
多重比較	70% < 80% < 90% < 100%	70% < 80% = 90% < 100%

** : p < 0.01 *** : p < 0.001 (上段：実測値 下段：相対値)

表2 300m走における主観的努力度と客観的出力の出力誤差

主観的努力度	男子競技者	女子競技者	t検定
70%	16.89	24.33	男 < 女
	2.12	2.87	**
80%	11.04	16.33	男 < 女
	2.71	1.77	**
90%	6.23	7.47	ns
	1.49	1.62	
100%	0	0	ns
分散分析	**	**	
多重比較	70% < 80% < 90% < 100%	70% < 80% < 90% < 100%	

** : p < 0.01 ns : non significant (上段：平均値 下段：標準偏差)

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部生活科学研究所（以下研究所という）が発行する生活科学研究所報告（以下研究所報告という）に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 研究所報告の発行者は、生活科学研究所長とする。

- 2 研究所報告は、毎年3月に発行するものとする。ただし、生活科学研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部生活科学研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

- 2 編集委員会は、研究所報告の編集・発行業務を行う。
- 3 編集委員会は、生活科学研究所運営委員会をもって構成する。
- 4 編集委員会委員長は、生活科学研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、生活科学研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 研究所報告に投稿することのできる者は、国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教職員とする。

- 2 共同執筆の場合、主たる執筆者は専任教職員とする。ただし、共著者には他機関の者を含むことができる。

(原稿の種別)

第5条 研究所報告に掲載する原稿は、生活科学に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は原則として1号につき1人1編とする。ただし、共著者の場合で代表者以外であればこの限りでない。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

- 2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「研究所報告執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「研究所報告掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年10月10日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、学部外者1名、学部内者1名の論文審査員を編集委員会が選任し、審査を委託する。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選任し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、原則として二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 研究所報告の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 研究所報告に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

2 ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部生活科学研究所報告からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 生活科学研究所報告に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 昭和51年3月31日制定の『生活科学研究所報告』投稿規程は廃止する。

生活科学研究所報告執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の形式は次のとおりとします。以下に示すように整理してください。
 - ① 表紙
 - (1) 原稿の種別
 - (2) 原稿の表題（原稿が和文の場合は英文表現、原稿が他の言語の場合は和文表現も並記してください）
 - (3) 著者名（全著者）
 - (4) 所属・資格（国際関係学部国際〇〇学科・資格、短期大学部（三島校舎）〇〇学科・資格、英文も記入してください）
 - ② 英文要旨（原稿が和文以外の言語である場合は和文要旨）
 - ③ 本文（本文には下段中央にページを記入してください）
 - ④ 引用文献
 - ⑤ 図・表、写真
- 3 投稿原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1)論文 (2)研究ノート (3)資料 (4)学会動向
 - ② (1)~(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 4 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 5 要旨、和文要旨は400字程度、英文要旨は200語程度とし、目的、方法、結論などを明確に要領よく記述してください。
- 6 原則として横書きで、字数16,000字以内（A4で10頁程度）で次の書式で作成してください。
 - (1) 日本文 22字×42行×2段
 - (2) 英文 50字×42行×1段
- 7 単位はSI単位系を原則とします。補助単位系を使用する場合はSI単位を（ ）に並記してください。
- 8 数式：以下の様式に従ってください。
 - ① 数式は通常に用いられる常識的な表現としてください。数式に用いる記号は最初に使用するところで明確に定義してください。本文の途中で定義を変えることは避けてください。
 - ② 数式には本文で通し番号を付けて、（ ）内に表示してください。文中での数式の引用は、式（ ），としてください。
 - ③ 数式中の上付・下付は明確に示してください。場合によっては赤鉛筆で \vee / \wedge を記入してください。
 - ④ 数式が分数表示の場合は2行と考えてください。

9 本文中の見出しは、原則として以下のとおりとしてください。

- ① 章 1 2 3……
- ② 節 1.1 1.2 1.3……
- ③ 項 1.1.1 1.1.2 1.1.3……
- ④ 見出しの後は改行し、1文字空けて文章を書き始めてください。
- ⑤ 章の見出しはボールドタイプ（太字）としてください。

10 箇条書きは

- 1) 2) 3) ……としてください。

11 図、表、写真は、パソコンを使用して作成し、デジタル原稿に含めて提出してください。

- ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
- ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
- ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
- ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
- ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしませんが、費用は著者の実費負担とします。

12 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。

- ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数（号数は括弧に入れる）、頁数（始頁、終頁）、発行年（西暦）の順に記述してください。
- ② 単行本から引用する場合
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年（西暦）の順に記述してください。
- ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れ〔・・・より引用〕と明記してください。

13 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘巖太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", 73 *Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S.537 ff.

Michel Villey, "Préface historique à l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

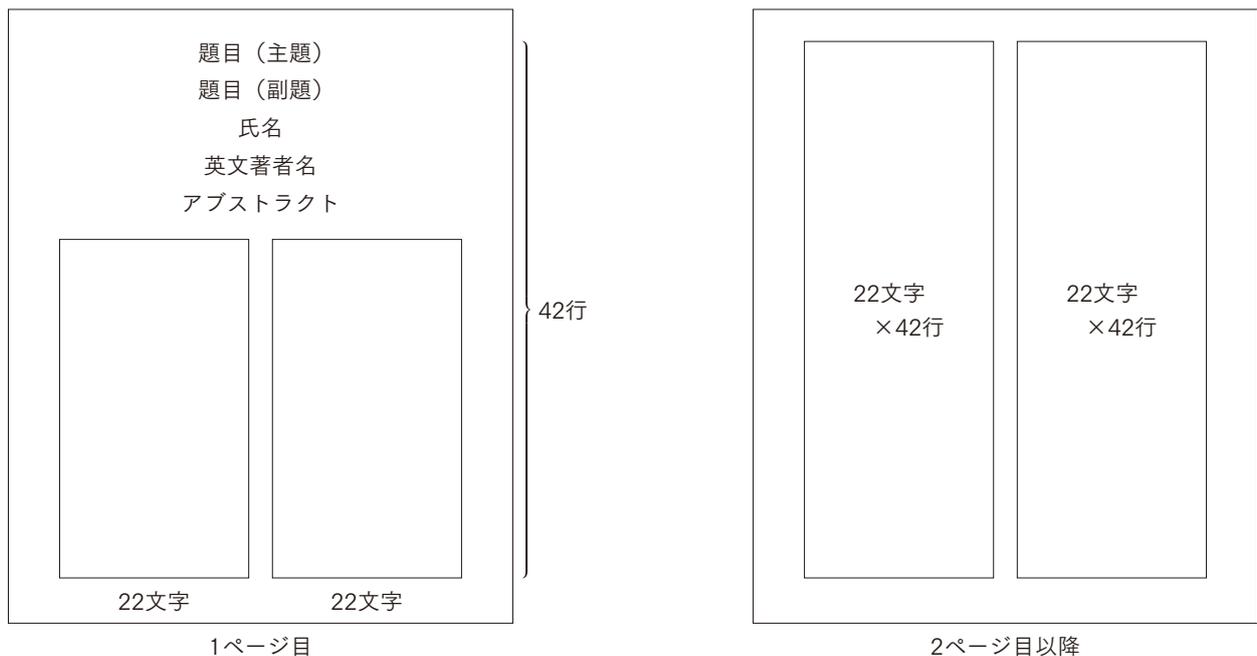
Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の中に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.*

他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

平成26年度 日本大学国際関係学部生活科学研究所報告編集委員会

委員長・研究所長	宗	形	賢	二
副委員長・研究所次長	梅	本	順	子
委	小	野	健	太郎
員	葉	山		明
	山	中	康	資
	蓼	沼	智	行
	長	嶺	宏	作
	駒		美	保
	宮	川	幸	司
	三	橋	富	子
	堀	内	和	秀
	小	檜	山	惠 (幹事)

日本大学国際関係学部生活科学研究所報告 第37号

平成27年3月1日 発行

発行 日本大学国際関係学部生活科学研究所
三島市文教町2丁目31番145号 (〒411-8555)
電話 055(980)0808 (研究事務課)

印刷 みどり美術印刷株式会社
沼津市沼北町2-16-19 (〒410-0058)